

刑 政

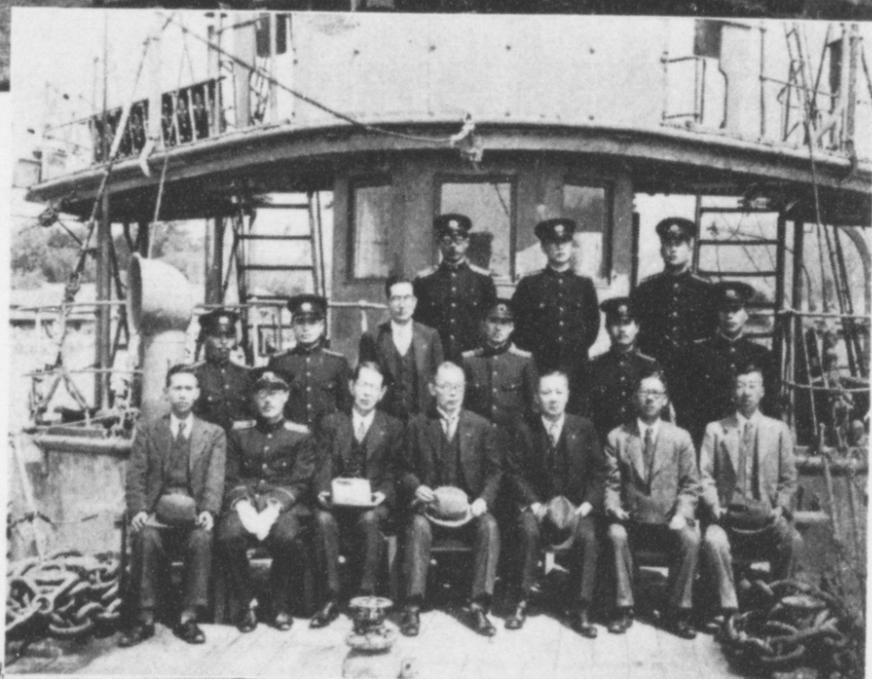
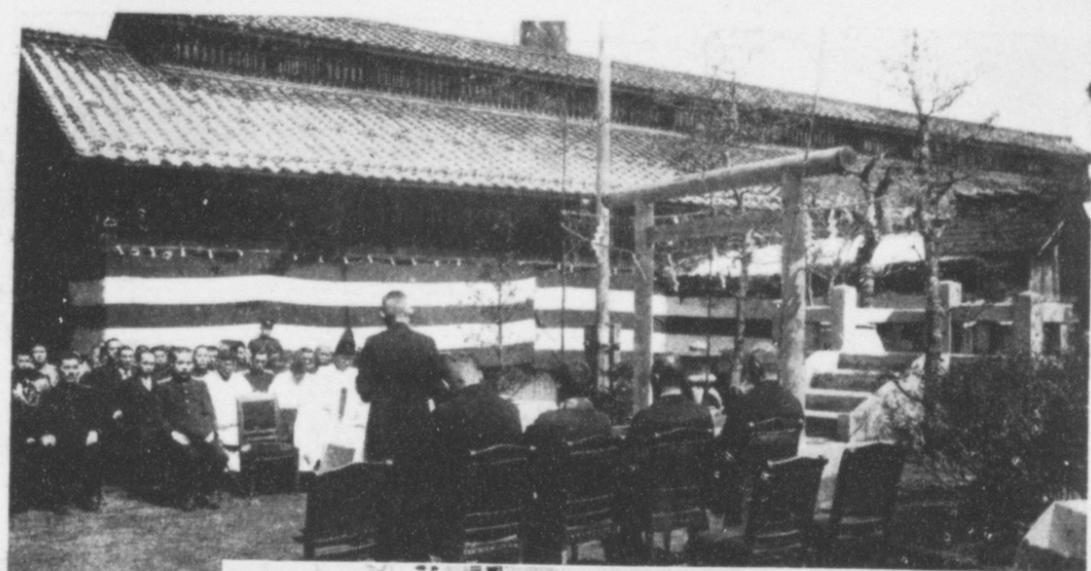
第 六 卷 第 六 月 號 第 六 號

作業經營當面の問題(巻頭言) 吉田綱紀 二	戦争と犯罪 (四) 小川太郎 五	看守を中心とする待遇官吏の身分に就て (一) 鷺津愛十郎 三〇	司獄官制度因革略 (四) 辻敬助 四	M地移送者の健康状態に就て 本間賢吉 五	イタリアの新戒護職員服務規則 (二) 三	ニュージーランドの行刑管理(一) 六	サルデニアに於けるイタリアの拓殖行刑場 (一) 六	先輩にものを聴く會 (二) 大阪刑務所 六	日本を繞る列國の動向に就て(一) 原勝(談) 一〇五	各 區 武 道 會 記 二五
-----------------------	------------------	---------------------------------	--------------------	----------------------	----------------------	--------------------	---------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------

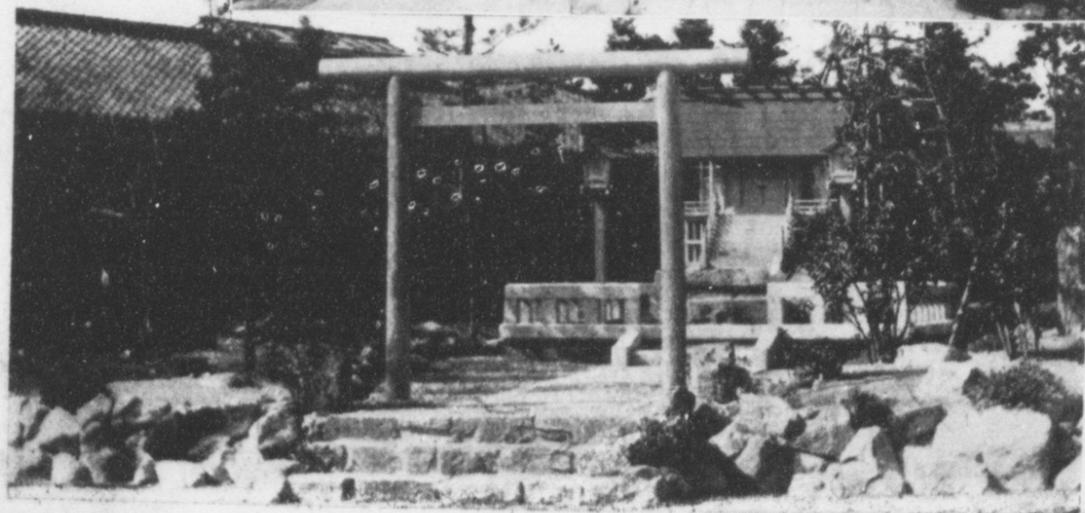
刑務所便り
 切 拔 帖

被任辭令
 訓令通牒

財法 團人 刑務協會發行



上・遙拜所竣工式福井支所
 中・倉本次官大村海上支所巡視
 下・遙拜所鎮座祭和歌山支所



第四區

柔劍道

徳大
鳥坂



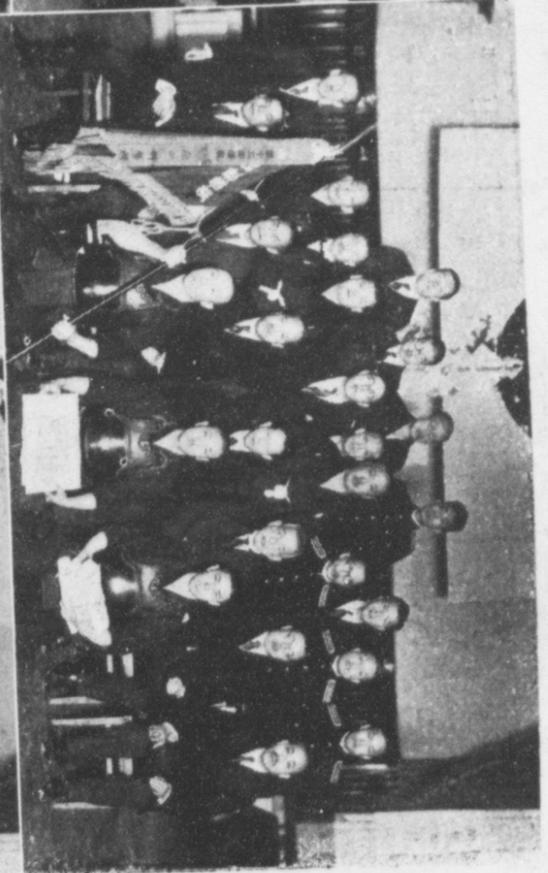
第五區

柔劍道

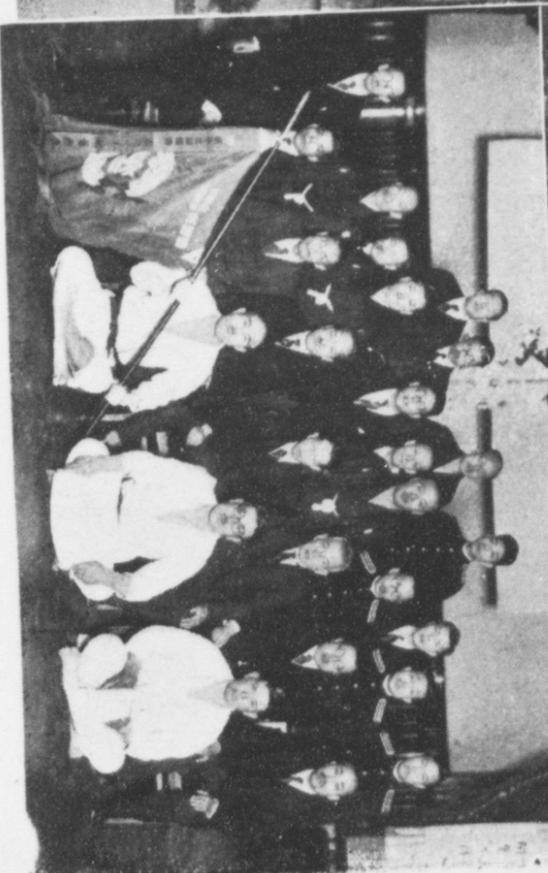
長
尾
崎



第一區 劍道 秋田



第一區 柔道 盛岡



各區武道會優勝記念

刑政

六月號

第五十二卷

第六號

作業経営當面の問題

吉田綱紀

昨年度の作業調定高は二千七百七十餘萬圓に達し、收容費總額の二千十餘萬圓を遙かに突破した。然し我は自給自足の域に達した事丈を以つて足れりとするわけにはいかない。刑務作業本來の目的から言つても尙考慮すべき幾多の問題が残されて居る。職業訓練の點に就いて、科程の統一向上に就いて其の他作業の賦課、賞與金の計算等々の重要問題が吾々の研究解決を待つて居る。然し今日夫等の問題に觸れる暇がない。時局は長期建設の新段階に入り國家は愈々物資統制の強化を計つて居り、刑務作業経営上緊急な當面の諸問題が速かなる對策の樹立を要望して居る状態にある。

物資統制が強化される事に依つて刑務作業経営上重大なる影響を及ぼす二つの難關が誘發せられる。その一つは物資統制に依つて生ずる失業者の救済の爲め刑務作業に充當せらるべき作業が其の對策に利用せらるる事である。先頃開催された東京管區作業統制會議の席上で確められた軍當局の意向も亦「失業對策に適當なる作業は將來刑務作業を利用しないであらう」といふ事である。従つて洋裁工等を主とする失業對策向きの作業は將來軍需品としての發註を著しく減ぜらるゝ傾向にあり、軍需品以外の官用品に於ても亦然りである事を覺悟せねばならない。

その二は物資統制そのものに依る作業用物資獲得上の障礙である。物資統制の度が強化すればする程社會に多くの失業者を製造し社會不安の増大を來す處がある、従つて能ふ限り是等の弊害を伴はない官業殊に刑務作業に需要物資の抑制を要求する事となる。「將來民業と競合する刑務作業の需要品は配給をしない方針である」とは先頃商工省一係員の言であつて責任ある言明ではないかも知れぬが此等の傾向を端的に表明したものと考へてよい。元より民業との競合の程度は如何なる範圍であるか、配給抑制の程度は如何程であるか、又之が如何なる機關によつて定められたる方針なるや、等不明であるから今茲に之を直ちに當局不動の方針であると斷定することは出来ないが、目下企畫院で本年度物動計畫の成案を急いで居るから其の内或る程度その輪廓が判明する事とは思はれるが少なくとも吾々は之に對處すべき充分の覺悟は今から定めておく必要がある。

さて此の二つの問題に當面した刑務作業は果して然らば如何なる對策を講すべきであらうか。抽象的に結論を得る事は比較的單簡であらう。即ち能ふ限り失業對策に利用せられざる、且つ民間生産力と甚しき競合を來さざる軍需品の製作に力を注ぐと共に統制物資に依らざる作業に轉換するといふ事になるであらう。固より委託又は請負作業による所要物資の輕減は經營上頗る簡易なる方法ではあるが、之とても失業對策に利用せる軍需品の下請作業は軍當局としても將來抑壓の方途を講ずるであらうから假令委託請負による經營方針に轉換しても大きな期待をかけられないものと考へられるし、一般民需作業にしても物資の配給が抑制せらるゝ結果從來よりも一般に減少を免れないであらうから此の方面に於ても亦生産力の不足せる作業か、利潤の甚しく低位なもののみが發註せらるゝ事となるであらう。理論としては之等の生産分

野に於て能ふ限り刑務作業に適合する業種を選択すればよいのである。

然し乍ら實際は理論と異つてしかく簡単に轉換し得ない事情があり、従つて又慎重なる考慮を要する。それは従來の設備、指導者、就業者、資金等の事情を考慮しなければならぬと共に刑務作業本來の目的特質より演繹せらるべき諸點をも慎重に研討せられねばならないからである。

従來刑務作業には手工業的作業が多く機械工業的作業は設備、就業人員、出所後の就職關係等の考慮から比較的少なかつたが手工業が失業救済に適當なる業種として刑務作業への發註が抑制せらるゝ傾向にあるものとすれば此の點に就いても吾々は一考を要する問題である。大河内博士によつて提唱せらるゝ科學主義工業が従來の資本主義的機械工業に對し綜合的機械生産を排して部分的機械生産を主張して居る事は注目に價する。部分的専門機械による生産は、比較的多くの就業人員を消化し設備に於ても費用に於ても綜合的機械生産に比して負擔軽く又技術も短期間に習得し得るの特質がある。理研が新潟、群馬等の農村に實施して居る工業の成績は刑務作業として大きな示唆を與へられたるものとして一考を要するものと考へる。特に軍當局の希望として重工業分野の部分品製作を期待して居るに鑑み現下の難局を打開すべき刑務作業の新活路を此方面にも見出し得るのではあるまいか。勿論代用品による製作工業、輸出向工業、或は構外作業等は尙一層の努力によつて開拓せねばならぬ刑務作業ではあるが此の分野開拓に對しても、併せて各位の研究を俟つ次第である。

戦争と犯罪(四)

小川 太郎

目次

- 一 序
- 二 對象と方法
- 三 犯罪 (以上七月號)
 - (イ) 國家及び公の秩序に對する犯罪
 - (ロ) 身體に對する犯罪 (以上九月號)
 - (ハ) 財産に對する犯罪 (以上一月號)
- 四 犯人
 - (イ) 少年 (以上本號)
 - (ロ) 女子
- 五 結論

(イ) 少年

一 リーブマンは以上刑法の定むる構成要件に従ひ、罰せらるべき行爲を中心として戦争との關聯を觀て來たのであるが、次に、特別な集團をとり出してこの集團に於ける戦争の犯罪に及ぼす影響を觀てゐる。この集團としてまづ第

戦争と犯罪

一に少年 (Jugendlich) がある。暫くリープマンの記述のあとを追はう。しかしその記述は他の點の記述よりも特に詳細に涉つてゐるので、此處にはその極めて概要を紹介することにする。(一)

戦争の犯罪に及ぼす影響は特に少年に於て明白に觀取出來る。その理由として少くとも三つのものが挙げられる。第一には勿論少年の感受性が成年のそれより強いことである。「戦時に於て犯罪に導く傾向は少年の感受性と感動性の増加した結果、成年者に於けるより急速且つ明瞭にあらはれた。」空想的な樂天主義や英雄主義の未だなほ熾烈な時代の於て——それはエックスナーの所謂「義務履行の時期」を指し示すものであらう——既に少年犯罪は増加の兆を妊んで居た。軍司令部の少年對策は既に一九一五年に着手されて居る。第二の理由は技術的なものであるが、少年は觀察材料として略々不變なものとなつて居ることである。成年に於ては出征による不在がその觀點を常に動搖せしめて居る。少年に於ては戦初の軍志願の者、又戦中、漂泊本能によつて郷土を離れた者を除いて、十八歳未満の少年と兒童は大部分故郷に羈束されて居た。第三の理由は同じく技術的な理由であるが、少年については觀察者の方面にも戦時中他よりも動搖がなかつたことである。少年の教育は戦時中常に女子の手に委ねられてゐた。それは少年保護、救護、司法補助の各部分にも及んで、完全な統一的材料が女子の手に集められて居た。他の部分に於ては官吏の不足がかゝる統一的觀察を妨げてゐた。

少年の不良化 (Verwahrlosung) の第一の原因としてあらはれるものは戦時に於ける少年の肉體的損傷である。戦時に於ける營養不良の狀況と勞働の強化とは少年に於て殊に著しい肉體的損傷を齎らした。一九一八年夏ドイツの都會人が配給制度によつて受けた食糧は一、〇〇〇カロリー(これは二、三歳の小兒の必要量である)であつたといふだけで、當時のドイツ國民を襲つた營養不良の狀況はこれを容易に想像することができるであらう。加ふるに勞働の不足、家族收入の維持、市街の誘惑物からの分離對策といふやうな事情が、少年の勞働を必要なものたらしめ、十歳

以下の者が彈藥箱の運搬に従事し、八、九歳の者が新聞配達に従事するといふごとき狀況を齎したのである。しかも營業法、兒童保護法の取締は完全なものであり得なかつた。リープマンは此處で戦時に於ける少年勞働の詳細を語つてゐる。

少年に對する激しい勞働の要求は徒弟制度、即ち専門教育の基礎としての徒弟制度を破壊せしめた。補習教育も教育を與ふるものと與へられるものとの兩方面に於て完全なものでなくなつた。「専門教育の閑却は實に尙他の方面に深刻な影響を及ぼす。勞働能力と價值創造とが一步一步漸次的に發展することについての喜びとか、専門的技術を尊重することについての喜びとかは、少年の今日經濟生活の眞只中に立たされてゐるごとき方法に於てはあらはれ得ないのである。」しかも、これに加ふるに家庭と學校とに於ける教育の不足がある。父の不在、生計上の煩累と勞働によつて疲勞を極めてゐる母、教員の不足と學校に於ける行事の過重負擔、兵士の收容、パン券の配給その他教授の不規則、課業以外への生徒の使用、授業中の「大言壯語」の流行、授業設備の不充分などがこの教育不足の原因であつた。

少年の殆ど總ての生活領域を脅しつゝあるこれらの危険は戦時のみで既にドイツ少年に大きな害惡を與へてゐた。少年の死亡率が増加して來た。ベルリンに於ては一九一五年より一九一七年までに結核によつて死亡した小兒、學童の數は約二倍、年長の學童は約三倍に増加してゐる。腸疾患による死亡は學童に於て四倍、四、五歳の者で十倍、六、七歳の者で約八倍となつてゐる。リープマンはジークムント・シュルツエの「ベツレヘムの幼兒虐殺と雖も封鎖の結果三年間を通じて悲惨なわが國を悩ましたところのドイツ幼兒の餓死に比すれば兒戲に等しい」といふ言葉を引用してゐる。兒童の時に受けたかゝる肉體的損傷は生長しても尙その影響を持続してゐる。加ふるに「胃以上の無上命令のない」ごとき生活態度は少年を驅つて益々無秩序な生活に向けしめる。病弱な少年を抱へた家族の絶望狀態、

それから發する犯罪、而して又成年の放埒に感染する少年の犯罪——それらはそのまゝ、「悪靈の循環」であつた。かくて平素ならば少年のうち無氣力なものか移り氣のものか乃至は精神病者のみを襲ふところのものが今や健全なる家族にも襲ふに至つた。

かくの如く、戦時及び戦後に於ては、健康上、經濟上、教育上の諸點に於て、この時代の少年が生長して行く生活條件が變化してゐるのである。ミュンスタールベルヒの戦前から唱へてゐる「不良少年が居るのではない、たゞ不良な状態があるに過ぎない」といふことが實現したのである。

以上戦時及び戦後に於ける少年の生活状態を概観したのち、リープマンは少年の犯罪について語る。ドイツの少年の戦時及び戦後に於ける犯罪を「ライヒ」の犯罪統計で示さうとするならば、それには犯罪統計の一切の缺陷があらはれる。刑事訴追の強度の激しい動搖、官吏の召集及び年少者の召集、時效完成、恩赦を斟酌せねばならないと同時に、一九一四年當時の樂觀主義と一九一七年以後の諦觀主義とが少年犯罪を告發するに至らしめなかつた事情を考慮しなければならぬとする。

「ライヒ」の犯罪統計によれば少年の犯罪の頂點は一九一八年（九九、四九三人）に在り一般犯罪の頂點である一九二三年にはない。これは少年犯罪が減少したことを示すのではなくて、一九二三年二月の少年裁判所法によつて刑事責任年齢が十二歳より十四歳に引上げられたことと刑の代りに教護處分が大いに用ひられるやうになつたことに基くのであらう。總犯罪に占むる少年犯罪の割合は平時は十分の一であるに對し一九一七年には三分の一となつてゐる。或ひは又一九一七年迄に少年犯罪は二倍となつてゐるに對し成年犯人は二分の一に減じてゐる。これは少年犯罪の増加と成年者の召集による數の變化に因るのである。従つて成年女子の犯罪と少女の犯罪とを對比することによつてこの間の消息に稍々通ずることを得る。女子の場合は總計について平和時から一九一七年までに九%の増加があるが、

少女のみを採れば六〇%の増加となつてゐる。

つぎに、戦時の少年犯罪の形式を知るために十五歳—十八歳の者の犯罪と成年女子及び老人の犯罪とが比較される。公の秩序に關する犯罪に於ては、少年はこの種の犯罪のうち重罪及び輕罪に係る部分に於て増加を示し、女子、老人は普通の微罪に係る部分に於て減少、特殊戦時條例違反に於て激増を示してゐる。財産犯罪については、少年、女子、老人ともに著しい増加を示し、少年はその増加度合に於て女子の激増と（八二・二%の増加）と老人の増加（一四・六%の増加）との中間に位してゐる（五七・四%の増加）。

これらの官府統計は、さらに、各種の個別的經驗によつて補足されねばならぬ。年長の少年と年少の少年についてはその増加は既に戦初より始まつてゐる。それは大都市の少年司法補助（Jugendgerichtshilfe）の觀察が示すところである、が同時にこの司法補助に従事する職員が活動が年々増加したといふこともかゝる數字の増加をみた所以である。少年司法補助の數の増加と共に少年裁判所の活動も伸張し、それによつても亦少年犯罪の増加が示される。リープマンは各所の少年裁判所又は保護教育所の經驗を引用するうちにも、特にエルゼ・フォイクトランドルによつて報告されてゐるクライン・モイスドルフ感化院の經驗に従つてゐる。この感化院に於ける調査によれば、戦争の悪影響は就學義務ある男少年と學校を卒業せる少女に於て最もはげしくあらはれ、又精神薄弱者の率は減少し、心理的に無傷な子供に於て不良化の増加があつたといふことが示される。心理的に無傷な少年の犯罪に陥る程度は學校を卒業せる者か否か及び男女の區別によつて異なる。男子の學校を卒業せる者に於てはその不良化は内在的なものに基くのであるが、年長の少女にあつてはその不良化は外部の事情に強く支配される。その他フォイクトランドルの證明によれば、少女の性的不良行爲及び賣淫が戦時中減少してゐる。この原因は男子の不在、女子労働市場の好況、アルコールの不足に求められるやうであるが、明らかではない。しかしこの減少は決してそのまま少女の戦時中の純潔を證明

戦争と犯罪

するものではない。個別的觀察を重ねれば從來の性的關係の擴大がみられる點すらある。この感化院では財産犯罪は増加してゐる。少年の戦時の犯罪形式に及ぼす影響は二の方法であらされる。一には戦時の國防、保安といふやうな戦争の印象をうけて判決が影響され、重き刑が科せらるゝに至り、二には戦時の特殊な事情によつて直接に少年犯罪に影響されるといふことである。戦時詐欺、偽傷兵の結婚詐欺、貸附金詐欺、赤十字の偽集金員、鐵十字章をつけた偽看護婦、金屬蒐集にまつはる犯罪、郵便物横領など種々なことが擧げられる。空想の激化、不均衡な感情状態も亦少年犯罪の特質に影響を與へる。戦争ゴツコ、キネマ、黒手組など。リープマンはこゝに特徴のある數種の事例を掲げてゐる。

かゝる少年犯罪の状況に對してドイツの採つた少年保護及び少年施設は少年犯罪との闘争にとつて非常な對策を示したのであつた。第一に、一九一五年十月代理總司令部の訓令にはじまるアルコール濫用、喫煙禁止、夜遊びの禁止、映畫の禁止、猥褻文書の禁止、強制貯金などについての諸規定がこれに屬する。リープマンは少年の獲得する高賃銀について強制貯金を實現するの可否について賛否兩論を掲げ、これらの諸對策が眞に効果をあらはすのは將來の發展に關してあることを結論してゐる。第二に、一九三三年の少年裁判所法は一九〇八年以來の思想の實現であり、少年者に對する刑法上の手續はこれによつて成年者の刑事訴訟から分離せられ、すべての傳統から解放されて眞の教育的、社會的見地の下に立つに至つたのである。第三に、從來各機關に分裂して居つた少年保護の統一が戦争によつて促進せられた。そして結局一九二二年七月ライヒ少年保護法が制定せられた。

かくて少年の犯罪は一九一八年戦前の二倍を示して頂點に至り、戦後第一年には稍々低下があらはれ、その後少しく増加したが、一九二三年の少年裁判所法以來減少し、一九二五年には二四、七七一人に減じ、指數を見れば一九二三年の一、〇八二に對し一九二五年には四六七となつてゐるのである。この異常な減少は勿論、少年犯罪のそのままの減少を語つてゐるのではないが、少年に於ける重大な犯罪の減少は少くともこれを推論することができし、又大部分に於て刑に代へるに教育を以てするといふことは改善への道を示してゐるものである。

(一) リープマン「ドイツに於ける戦争と犯罪」第三章第一節による。其處には極めて詳細に少年犯罪が説かれてゐる。邦譯として司法資料第二百四十五號を参照せられたい。

二 我が國の各犯罪の統計數から少年のみを抽出することによつて未成年者乃至十八歳未満者が各戦時につき如何なる状態を示してゐるかをみやう。(一)

十二歳以上二十歳未満者の被告人

年次	總數	男	女	犯罪總數一〇〇に對する割合
明治二十六年	二六、四五〇	二二、四〇七	三、〇四三	一七
二十七年	二七、六七〇	二四、四四二	三、二二八	一八
二十八年	二二、九七四	二一、〇八五	二、八八九	一七
二十九年	二二、四六一	二〇、七八〇	二、六八一	一七
明治三十六年	一一、〇八一	一〇、九〇九	一、一七二	一三
三十七年	一〇、八四七	九、八七四	九七三	一四
三十八年	八、八五一	八、〇七九	七七二	一四
三十九年	九、四四五	八、六三三	八二二	一四

日清、日露兩役當時については以上の通りである。この當時に關しては遺憾ながら有罪被告人の年齢階級別の人員が刑事統計に示されてゐないので、被告人の總數を採つた。これから無罪免訴の數を控除し、年内重複數を加ふると刑事統計に於ける刑の言渡人員を得るのであるが、何れも年齢による區分人員を掲げぬので刑事統計上は計算する手

戦争と犯罪

戦争と犯罪

段を全くもたない。有罪、無罪その他の關係は各年次について不變であると假定すれば、日清時については、明治三十七年に實數に於ても總被告人數との對比に於ても頂點を示し、日露時については明治三十七年に比例數に於ける頂點を示してゐる。これが戦争の影響によるか否かといふことは容易には推論を許さない。其の増加度合を見ても極めて僅少である。興味のあることは當時の我が國の犯罪少年の全犯罪に對する參加の割合は日清役當時にあつて約一七・八%、日露役當時に於て約一三・四%であつたことであり、ドイツの戦前が約一〇%であることを思へば少年犯罪一般の大體の歸趨が判ることである。たゞ此處で注意しなければならぬことは、この當時の刑事統計は未成年者につき十二歳未満、十二歳以上十六歳未満、十六歳以上二十歳未満と區分してゐるために、對比上必要である十八歳以下の者を計算することの出來ぬことである。

未成年者被告人の犯罪を各法益につき分説すれば、日清役については左表の通りである。

重罪及び輕罪 (1)
 刑を包む

公益に關し	身體に關し	財産に關し
1.8	2.7	11.0
1.4	2.4	10.1
1.7	2.3	10.2
2.1	3.5	9.6
3.3	0.7	13.9
3.2	0.8	14.4
3.6	0.8	13.2
3.7	0.8	12.4

未成年被告人
 —無罪免—

年次	未成年者數	總數100に對し	
重罪	明 26	506 ^A	15.5
	27	443	13.9
	28	420	14.2
	29	402	15.2
輕罪	明 26	25,944	17.9
	27	27,227	18.4
	28	23,554	17.6
	29	23,059	16.9

即ち明治二十七年に於ける輕罪の増加、そしてその増加は主として財産に關する犯罪について存すること、公益に關する犯罪については割合上は戦時に減少の兆あること、重罪と輕罪とは稍々相反的な動きを示し、重罪に於ては戦時に減少し輕罪に於ては戦時に増加することなどが看取される。身體に關する犯罪に於ては重罪についての二十五%の激増の外には全體として戦時及び戦後とも割合上は不變のやうに思はれる。しかし、既に述べたごとく「彙纂」による計算に従へば、その全體についても、殺人、毆打創傷といふ如き犯罪についても戦時及び戦後の増加が推測される。勿論いづれに於ても幸ひにもその規模は極めて小なるものであつた。當時の少年の不良化を示す一事例としては、戦前ではあるが、明治二十七年一月の「學校生徒の驕傲不順につき薰陶處分の件」なる文部省訓令、又明治二十八年一月の「學校生徒放校處分に關する件」なる文部省訓令が發せられてゐることに徴しても、大正年間に於ける「不良少年」とは別の意味ではあらうが、不良化があつたことは容易にこれを推測することが出來やう。

戦争と犯罪

戦争と犯罪

十八歳未満者の犯罪

年次	男	女	計	刑法犯有罪者 總數100に對し
大 3	2,563	294	2,857	2.8
4	2,442	263	2,705	2.8
5	2,023	265	2,288	2.2
6	2,914	292	3,206	3.0
7	2,553	246	2,799	2.4
8	2,102	132	2,234	2.0
9	1,519	137	1,656	1.8
10	1,352	129	1,481	1.8
11	1,343	118	1,461	1.8
12	763	65	828	1.0

重罪については割合上は戦争當初の年に減じて居り、輕罪については戦時及び戦後に互つて増加の兆がある。明治三十八年に於ける重罪、輕罪の増加は矢張り財産犯罪の増加に職由してゐる。身體に關する犯罪についても日清役の當時と殆ど同様な動きを示してゐる。明治三十九年に於ける公益に關する犯罪の増加も著しい。日清役當時に比して輕罪の實數に於て著しい減少を示してゐるのは感化法が明治三十四年以來實施されたことに關係するのであらう。明治三十九年の公益犯罪の増加は戦後の少年の悪化が思想上にも存することを示すものではないか。世界大戰時代に於ける十八歳未満者の第一審刑法犯有罪をみれば左の如くである。

未成年被告人の重罪及び輕罪 (2)

—無罪免訴を含む—

年次	未成年者數	總數100に對し	公益に關し	身體に關し	財産に關し	
重罪	明治36	481 ^A	12.4	3.0	2.7	6.7
	37	487	11.8	2.7	2.9	6.2
	38	467	13.7	2.6	2.9	8.2
	39	560	15.9	4.9	3.3	7.7
輕罪	36	11,600	12.9	1.6	0.6	10.7
	37	10,360	13.9	0.9	0.5	12.3
	38	8,384	14.4	0.8	0.5	13.1
	39	8,885	14.1	1.1	0.6	12.6

つぎに日露役に關する未成年者の犯罪を分説すれば次の如くである。

戦争と犯罪

戦争と犯罪

即ち欧州大戦時に於ては決して想像されるほど、實數に於ても比例數に於ても顯著な統計的變化は見受けられない。僅かに大正六年に戦争の影響とも見られる増大があらはれてゐる。その外には大正九年及び大正十二年の減少がある。大正十二年に於ける激減は少年法、矯正院法、刑事訴訟法の實施の影響であることは勿論である。従つて統計の數字がそのまま實相を示すものとは思はれない。少年の輕微な犯罪に漸次多少の斟酌が加へられたことは容易に想像できることである。試みに當時の不起訴の割合をみれば――

大正元年	五〇・三%	大正七年	六三・〇%
大正二年	五四・五	大正八年	六五・六
大正三年	五八・八	大正九年	六七・九
大正四年	五九・〇	大正十年	六九・二
大正五年	六一・〇	大正十一年	七〇・二
大正六年	五九・八	大正十二年	七〇・九

これは勿論少年犯罪のみに關する數字ではないけれども、不起訴の割合は大正六年（この年に少年犯罪の統計上の頂點がある）を例外として正確に毎年増加してゐることを示してゐるではないか。さらに詳しく、十八歳未満者の刑法犯起訴猶豫者及び警察に於ける微罪釋放者を見れば――（しかしこれは大正七年以來刑事統計の掲げるものであつて、それ以前のものについては遺憾乍ら不明である）。

大正七年	九、七五六	十八歳未満の起訴猶豫者	起訴猶豫者總數	十八歳未満の微罪釋放者	微罪釋放者總數
大正八年	九、九一七	一〇、二六〇	一一〇、二三一	一一七、四四二	一九、七七三
大正九年	一〇、二六〇	一一六、六六二	一一七、四四二	一一六、六六二	一七、二四一
大正十年	九、〇四六	一一七、〇六二	一一七、〇六二	一一七、〇六二	一六、一三五
大正十一年	一〇、〇一八	一二二、五六一	一二二、五六一	一二二、五六一	一七、二四一
大正十二年	一〇、三八五	一二六、五二九	一二六、五二九	一二六、五二九	一八、四二八

これによれば、起訴猶豫者全數に占むる未成年者の割合は大正九年の約九%が最も多く、大正十年の約七・五%が最も低い――これは前述の大正九年以降十八歳未満者の犯罪が激減したことに對應するものではあるまいか。警察に於ける微罪釋放人員に於て占むる十八歳未満者の割合はこの當時に於て常に増加してゐる。

以上によつて推測し得る如く欧州大戦時に於ける少年犯罪の増加は矢張り顯著であるとしなければならぬ。これを日清、日露の兩役當時と比較すれば、その兩役當時の統計數は十二歳未満者の犯罪をも含み且つ二十歳未満者にまで及んでゐる關係上、刑法犯全犯罪に占むる割合は一三乃至一八%であつて、欧州大戦時の二乃至三%と比すれば著しく多數に見えるのであるが（欧州大戦時二十歳未満者の犯罪は全數の六乃至七%である）實際の犯罪は遙かに多しとしなければなるまい。そこに刑事立法、刑事政策の變化を考へないならばこれらの數字は何物も意味するものではない。さらに日清、日露の兩役に比すれば少年犯罪の形式も相當な變化を見せてゐる。「不良少年」といふ言葉の社會的な意味は欧州大戦を契機として生れたものである。この大戦時における少年犯罪の特質をみやう。

18歳未満者の重なる犯罪

大正	騒擾	放火	賭博富籤	殺人	傷害	竊盜	強盜	詐欺	恐喝	横領	贓物
3	13	71	431	31	93	1,726	14	109	4	84	11
4	3	46	437	25	110	1,522	15	141	6	103	5
5	18	62	415	35	133	1,089	10	109	24	86	11
6	14	54	673	18	112	1,688	18	160	10	124	14

戦争と犯罪

戦争と犯罪

7	227	61	600	26	104	1,225	14	110	14	88	8
8	218	37	435	9	95	976	21	68	24	69	11
9	6	30	322	21	106	719	18	59	11	75	4
10	9	37	292	24	98	625	18	58	8	78	2
11	1	39	207	23	114	684	19	49	16	50	2
12	6	24	114	25	61	334	13	20	12	16	3

以上の表に於て注目すべきものは騒擾における七年、八年の急増、九年後の激減、賭博及び富籤における六年、七年の増加、強盗における六、七、八年當時の増加、詐欺における八年後の急減、恐喝における五年乃至八年までの増加、横領における七年までの増加傾向などである。これらのうちの主なるものについて各犯罪に於ける十八歳未満者の地位の變化をみやう。

有罪総人員一〇〇に對する十八歳未満者の割合

年	騒擾	殺人	傷害	竊盜	強盜
大正三年	六	三	二	八	三
四年	二	三	二	七	三
五年	五	四	二	五	二
六年	八	二	二	九	四
七年	七	三	二	七	三
八年	九	一	一	六	四
九年	三	三	二	五	五
一〇年	三	三	二	六	五
一一年	〇	三	二	七	六
一二年	二	三	一	四	四

騒擾における六年乃至八年の狀況、強盜における六年以降の増率の傾向は顯著なものである。しかし一般的にいつて、少年の犯罪を刑事統計のみから推斷することは頗る危険である。われわれはこれによつて僅かに推測を爲し得るに過ぎない。他の教護關係の統計材料、實際の事案に關する記述などがより以上に有力な資料であるのであるが、總て他日の補正に俟つこととする。

要するに我が國の戦時に於ける少年犯罪の動搖は經濟的な好況とその後に来た不況とによつて戦争から間接に影響を受けてゐるのであり、殊に世界大戦時に於ては華美な生活を社會的背景としたところの道徳的感情の弛緩に基いてゐる如くである。

- (一) 本表以下の諸表は總て刑事統計年報に依つたものか又はそれより計算したものである。
- (二) 本誌昭和十三年八月號拙稿第一七頁以下参照。

戦争と犯罪

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て (一)

鷺津 愛 十 郎

一、本稿は専ら看守諸君のテキストたらしめんことを期したのであるが、單に學說の紹介に過ぎざる部分あり、加之幾多の愚見が織交ぜてあるので非難叱正を受くべき諸點の存すること勿論である。

二、主として待遇官吏に就て述べるが、比較の便利を慮り本官にも觸れてある。

三、専ら省令以上の法令を基礎として説明を爲し、各種内規の存在は之を無視してあるから實際の取扱と一致せざる點があるであらう。

四、本稿中刑務所なる用語には、拘留所及少年刑務所が、刑務所長なる用語には拘留所長及少年刑務所長が夫々含ましめてある。右は三者を羅列するの煩を避けんが爲に過ぎない。

目 次

- 一、看守と待遇官吏
- 二、官吏法規と待遇官吏
- 三、官吏及待遇官吏と公務員
- 四、看守長と看守 (以上本號)
- 五、官吏及待遇官吏に對する訓告
- 六、主として看守に對する懲戒

一、看守と待遇官吏

看守は監獄官制に依り、判任官の待遇を受ける刑務職員であつて、刑務所長之が任免權を有する。故に刑務所長は看守の身分上の上官たる本屬長官である。官吏たる待遇官吏たるを問はず、其の任免權が 天皇に在ることは憲法第十條の明定するところであるが、 天皇の委任を受けた國家機關も亦任免權を有すること勿論である。刑務所長に對しては監獄官制といふ勅令の第十一條に於て、看守は言はずもがな、普く判任官の待遇を受ける刑務職員の任免權が委任されてある。而して看守部長は監獄官制に依る職名に非ずして、司法省訓令に依つたものである。又巡査が判任待遇官吏なることは、地方官官制、警視廳官制等に依るものであるが、巡査部長は右官制に依る職名に非ずして内務省訓令に依るものである。

凡そ官吏には形式上の官吏(本官又は單に官吏と稱す)と實質上の官吏とがある。本官又は官吏とは一定の官等を與へられたもののみを指すのであつて、勅任官、奏任官及判任官の三種に限り待遇官吏は之を包含しない。實質上の官吏とは本官又は官吏でないけれども、實質上國家の官吏たる性質を有するものであつて、待遇官吏(巡査、看守、矯正院輔導)等と等外吏(現在では公證人だけであらう)に分けることが出来る。然し官吏の待遇を受けて居るもの必ずしも實質上の官吏ではない。裁判所の廷丁は傭人であるけれども、昭和二年勅令第二百二十一條に依つて判任官の待遇と爲し得る。神佛各宗派の管長は宗教家であつて官吏ではないけれども、明治十七年八月十一日太政官達第六十八號に依つて勅任官の待遇を受けて居る。我が國では國教を設けず、又特定の宗教を公認することもなく、純然たる政教分離制度を採つて居るから、宗教に従事するものは其の管長たるを否とを問はず、凡て國家事務を行ふものと云ふことは出来ない。従つて實質上の官吏でもないこと絮説を要しない。又日本銀行の總裁は銀行の重役であつて官

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

吏でも待遇官吏でもないけれども勅任の待遇である。

而して實質上の官吏たる巡査、看守等は待遇官吏と稱せらるゝに對し、實質上の官吏に非ずして官吏の待遇を受けて居る神佛各宗派の管長、日本銀行總裁の如きは待遇官吏と呼ぶを得ないから、官吏待遇者と稱へるものがあるが、其の區別をして居らぬ法令は澤山ある。(懲戒免除ニ關スル勅令明治四十年勅令第七十七號等)

茲に注意を要するは已に或種の官吏(本官)たるものが法令の規定に基き、又は特旨に依つて、一段上位の官吏の待遇を受ける場合があることである。かゝる者は已に官制上本官であるから之を待遇官吏とは呼ばない。法令の規定に基いて一段上位の官吏の待遇を受け居るものの實例を刑務界に求むるならば、現在豊多摩、府中の兩刑務所長は勅任待遇であるが、之は大正十年勅令第二百二十三號「奏任文官及判任文官の優遇ニ關スル件」に依つて勅任官の待遇を受けて居るのである。従つて待遇官吏でない、本官である。東京控訴院長が親任待遇であるのも亦同様である。

(昭和二年勅令第三百四十八號東京控訴院長ノ待遇ニ關スル件参照) 特旨に依つて一段上位の官吏の待遇を受けて居るものは現在司法部内には一人もない。故谷田三郎博士が大阪控訴院長時代に親任待遇であつたのはこの場合に相當する。

前述の通り看守は判任待遇の官吏であつて、行刑と云ふ國家事務を擔任する身分を有し、私を去つて奉公の誠を致し、國家に忠實なるべき義務を負つてゐる。而して判任官は四等に分れて居るが、大正十一年勅令第三百十五號に依れば巡査、看守、憲兵上等兵、陸海軍の警査、陸海軍の監獄看守、貴衆兩院の守衛等は判任官三等以下の待遇を受けることになつて居る。即ち月俸五十五圓以上の看守は判任官三等待遇であつて、月俸五十五圓未満の看守は判任官四等待遇である。(矯正院補導に同じ) 同じく判任待遇でありながら保健技手、藥劑師、教誨師教師及作業技手とは等級の配當を異にして居る。(大正七年勅令第三百四十七號参照)

尙國家は其の事務を遂行せんが爲官吏、待遇官吏の外に雇員(主として文筆的勞務に従事するもの)及傭人(主として筋肉的勞務に従事するもの)を雇ひ入れる。雇員及傭人も國家事務の一部を擔任するの義務を有するものなることに於ては官吏及待遇官吏と少しも異なるところがない。然しながら雇員及傭人は私法上の契約即ち雇傭契約に依つて國家に對し或種の勞務を提供するの義務を負擔するものであるが、官吏及待遇官吏は否らず、特定の私人が官吏又は待遇官吏たらんことを希望するの旨意思表示を爲し、國家の元首(日本では天皇)又は其の委任を受けた行政官廳が其の私人の希望を容るゝ旨の意志表示(官吏任命行爲)を爲すと共に、其の私人と國家との間に一種の公法上の契約が成立する。私人は其の公法上の契約の結果に依つて、國家の官吏又は待遇官吏に任用せられ、國家に對して一般臣民以上に一種特別の權力服従關係に立つのである、と説く人が多いやうである。之に反し官吏又は待遇官吏の任命の性質は本人の同意を前提とする権力的一方行爲であると説明する人もある。前説が正しいと思ふ。囑託は勿論官吏でもないが、奏任官の待遇を受けて居るものがある。例へば囑託保護司の一部の如きこれである。

二、官吏と待遇官吏

現行官吏法規に使はれて居る官吏なる用語は専ら本官のみを指すが、其の他の法令上の官吏とを併せ含んで居るのが一般である。(註)

註 憲法第十條の文武官、刑法第七條及刑事訴訟法第七十一條等の官吏なる用語には待遇官吏を含むものなること一點疑ふ餘地がない。

憲法第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス
刑法第七條 本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ従事スル議員、委員其ノ他ノ職員ヲ謂フ。
刑事訴訟法第七十一條 官吏又ハ公吏ノ作ルヘキ書類云々。

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

従つて各種の官吏法規に於ては官吏と待遇官吏とが截然區別して掲げられてある。これは官吏なる用語に待遇官吏を含むや否やに付て、疑問を生ずるの餘地なからしめんとするに出でたものであると説く人もあるが、學理上よりせば區別するのが當然であると思ふ。又官吏法規以外の法令でも兩者の區別されてあるものがある。次に二三の例を拾つて見る。

- 1、衆議員議員選舉法第十條 官吏及待遇官吏ハ左ニ掲クル者ヲ除クノ外在職中議員ト相兼ヌルコトヲ得ス
- 2、二以上ノ俸給ヲ受クル官吏及待遇官吏ノ減俸ニ關スル件（昭和六年勅令第四百十三號）
- 3、官吏及待遇官吏ハ健康保險ノ被保險者ヲラザルノ件（大正十五年內務省令第四十八號）
- 4、社會事業ニ關係アル官吏、待遇官吏又ハ公吏云々（社會事業法施行規則第十五條）
- 5、勤勉手當給與令第一條 官吏、官吏ノ待遇ヲ受クル者云々
- 6、文武官位階進階内則第八條ノ二 本官並其待遇者云々
- 7、稀有な例ではあるが「官吏、准官吏」なる用語によつて官吏と待遇官吏とを區別して居るものがある。（明治二十八年勅令第七十一號）

官吏法規に於ける官吏なる用語には待遇官吏が含まれて居らないから官吏法規と待遇官吏との關係に於て幾多の問題が生ずる。今其の主なるものについて述べてみよう。

1、官吏服務規律

官吏服務規律は官吏が服務するに當つて守るべき義務を規定して居るが官吏の包括的義務の内容を幾分具體的に明示するに止まり、各欄の場合に於ける官吏の義務が官吏服務規律に依つて限定せられる意味を持つものではない。（渡邊博士日本行政法上巻第百十一頁）而して官吏なる用語には待遇官吏が含まれて居らないとすれば、官吏服

務規律は待遇官吏には適用がないやうであるが、同規律は其の第十七條に於て「本規律ハ高等官、判任官及俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者ニ適用ス」と規定して居る。判任待遇たる看守は高等官でも、判任官でもないけれども俸給を得て公務を奉ずる者に該當するから、看守は官吏服務規律に支配せられ之を遵守せねばならぬ。問題となるは執達吏と公證入である。執達吏は判任待遇の官吏であるけれども、執達吏規則の定むる手数料及立替金の辨濟を受くるの外俸給又は報酬を受くるを得ない。従つて俸給を得て公務を奉ずるものではない。

然らば執達吏は官吏服務規律の適用を受けないであらうか。官吏服務規律は明治二十年の制定に係り其の後に於て同規律の豫期せざりし幾多の官吏關係制度が生れたことであらう。加之執達吏規則（明治二十三年法律第五十一號）は其の第二十二條に於て、執達吏は總て一般官吏の例に依ると定めて居るから、たとへ執達吏は「俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者」に該當しないとしても官吏服務規律に支配されること勿論であると解する。故に同規律第十七條を今日の實狀に即せしめんには「本規律は高等官、判任官に適用し、別段の規定なき限り待遇官吏に準用する」との意味に心得べきである。公證人は官吏でもない、が司法大臣に依つて任免せられ、國家に對し官吏又は待遇官吏と同じく一種特別の服従關係に立ち、職務上の義務に違反したとき、又は品位を失墜すべき行爲ありたるときは、司法大臣より懲戒處分を受けることを免れないのである。故に實質上の官吏であつて等外吏と稱せられることは已に述べた。而して公證人は囑託人より手数料、日當及旅費を受くるの外俸給又は報酬を受けることはない。即ち「俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者」ではないが、執達吏と同じく官吏服務規律の支配を受けるであらうか。公證人に付いては公證人法中に官吏服務規律の一部に類する規定があるけれども其の準用を受けるものと解すべきである。尙府縣吏員、市町村吏員、水利組合吏員等が夫々特別の服務規律の支配下に在ることを附け加へておく。

2、文官分限令

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

文官分限令は文官の進退身分に關する原則を定めたものであつて其の身分を保障する規定である。文官分限令は勿論待遇官吏には其適用なく、通信手、遞信手の如きは特別の規定に依つて其の準用を受けて居る。本官であつても法令に別段の規定ある官吏（例へば判事、會計検査官の類）や親任官、公使、政務官等には適用されぬ。

本官たる刑務官は皆文官分限令の適用を受けて居るから看守長は其の身分に付て相當の保障があるけれども、待遇官吏たる刑務職員に付ては分限規定の見るべきものなく、身分は少しも保障されて居らぬ。強ひて之を求むるならば、戦時又は事變に際し、陸海軍に召集せられた場合に於ける休職に關する規定位のものであらう。（明法三十七年勅令第三十三號、大正七年勅令第三百六十六號）従つて刑務所長は何時でも事務の都合を理由として看守に退職を命ずることが出来る。（奏任及判任待遇監獄職員給與令第十二條）されば看守の身分は正に風前の燈火であつて眞に同情に値する。須らく分限規定を定め其の身分を保障すべきである。

巡查に付ては最近巡查分限令（昭和八年勅令第十三號）が制定せられ、其の内容は文官分限令と殆ど同じく、同令は判任官の待遇を受くる消防手にも準用されて居る。従つて巡查及判任官の待遇を受くる消防手は事務の都合に依り必要あるときは休職を命ぜられるけれども、退職を命ぜられることはない。而も休職を命ずるときは、本人の同意なき限り文官普通分限委員會の諮問を経ることを要する。又朝鮮、臺灣、樺太等に於ける巡查及判任官の待遇を受くる消防手の分限は巡查分限令に依ることとなつて居る。（昭和八年勅令第十六號）。して見れば、内地と植民地とを通じて巡查及判任官の待遇を受くる消防手には身分の保障規定があるが、看守に付ては内地も植民地も保障規則が設けられて居らぬ。而して現在特定の判任待遇官吏のみの爲に、勅令に依つて定められてある單行分限規定は恐らく巡查分限令だけであらう。

公立學校職員に付ては公立學校職員分限令あり小學校教員の分限規則は小學校令施行規則中に挿入されて居る。尙判任待遇宮内職員の分限規定（昭和八年宮内省令第十一號）があるけれども、宮内官は國家事務の爲に勞務を供するに非ずして、天皇及皇族の御一身上の事務並に皇室事務を行ふべき義務を負擔して居るものであるから、形式上の官吏即ち本官であつても一般官吏法上の官吏ではないと解すべきである。爲めに宮内官は文武官とは全く異なる官吏法規に服して居る。即ち宮内官任用令、宮内官分限令、宮内官懲戒令、宮内官官等俸給令、宮内省恩給令等の支配下にあり、而も右法令は法律又は勅令に非ずして、皇室令又は宮内省令である。文官と武官も異なる官吏法規に服して居るが、官吏服務規律、恩給法等は兩者に共通である。

待遇刑務職員が戦時又は事變に際し陸海軍に召集せられた場合には其の間休職を命ずることに付ては已に述べた。巡查は巡查分限令第五條の定むるところに依り休職を命じ得ることになつて居るが、今次事變に於ては内務大臣の訓令に基き、全國的に現職のまゝ應召中との事である。市町村立小學校教員にして陸海軍の現役に服したるときは當然休職となるけれども、戦時又は事變に際し召集せられた場合に休職を命じ得る規定はないから現職のまゝ應召するの外はない。（小學校令施行規則第二百一十三條、第二百五十五條）

戦時又は事變に伴ひ、應召して休職を命ぜられた待遇刑務官吏と、現職のまゝ應召中である巡查及小學校教員との給與を比較するに、待遇刑務官吏には陸軍又は海軍より受くる給與額（俸給又は給料の額）が休職を命ぜられた當時の給與額（看守に付ては月俸額、其の他の待遇官吏に付ては俸給額）より少いときは、其の「不足額以内の休職給を支給することが出来る。（奏任及判任待遇監獄職員給與令第六條、大正七年勅令第三百六十六號）故に不足額より少く支給せられ又は不足額が一厘も支給されなくとも情苦を申立てることは出来ない。小學校教員には「不足額」を支給することを得と定められてあるから、（小學校令施行規則第二百五十五條）不足額を一厘も支給しなく

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

ても差支はないが、支給するに不足額に相当する金額を全部支給することを要し、不足額より少く支給するとは出来ない。之に反し巡査は明治三十七年勅令第二百六號を準用せられ、絶對的に「不足額」に相当する金額が支給される。休職を命ぜられて應召しても結果は同一に歸着する。

現在實際の取扱に於ては法令の運用宜しきを得て三者の間に何等の差別待遇はないが、官吏の給與の統一、待遇の均衡の聲大なる折柄かゝる差別待遇的規定の速に是正されんことを切望する。

現在に於て戦時又は事變に際し陸海軍に召集せられた待遇官吏の休職に關する規定が、單行勅令に依つて定められて居るのは刑務職員、陸海軍の看守と警査、貴衆兩院の守衛位であらう。巡査が休職を命ぜられるのは巡査分限令に依るものなることは前述の通りである。

参考 召集と招集とは異なる。混同誤用せざるやう注意すべきである。

3、文官懲戒令

文官懲戒令は親任官及別段の懲戒條規に服するものを除くの外、一般文官に適用されるものであつて待遇官吏には其の適用を見ない。而して官吏の懲戒は國家が官紀を維持せんが爲めに、官吏の義務違反に對して之を科するものであつて、待遇官吏も國家事務を擔任遂行すべき義務を有することに於ては官吏と少しも異なるところがなく、其の義務違反に對して懲戒を加ふるの要あること勿論である。さりとて文官懲戒令を適用することは出来ないから、待遇官吏の多くは明治四十年勅令第百七十七號に依つて同令の準用を受けて居る。待遇刑務職員亦然りである。判任待遇の刑務職員は監獄判任待遇職員懲戒規程（明治三十六年司法省令第七號）を適用されて居つたのであるが、大正十一年より文官懲戒令を準用されるやうになつた。

現行懲戒條規の主なるものは文官懲戒令の外判事懲戒法、會計検査官懲戒法、陸海軍の懲罰令、行政裁判所長官評

定官懲戒令、税關監吏賞罰規則、巡査懲戒令、執達吏懲戒令等である。懲戒といふも懲罰といふも何等異なるところはなく、懲罰なる文字の用ひられて居るのは陸海軍の懲罰令だけである。巡査は昭和八年まで巡査懲罰例の支配下に在つたが、其の後は巡査懲戒令を適用されて居り、又同令は判任待遇の消防手にも準用されて居る。現在判任待遇の官吏にして別段の單行懲戒條規を適用されて居るもの（準用にあらず）は恐らく巡査と執達吏だけであらう。中等學校教員は文官懲戒令を準用されて居るが、小學校教員の懲戒條規は小學校令（明治三十三年勅令第三百四十四號）中に織り込まれ、其の第四十八條以下に定められてある。而して府縣知事の行つた懲戒免職の處分に對して不服あるものは文部大臣に訴願することが出来る。

尙公證人の懲戒に關しては公證人第七章の規定がある。

憲法第二十三條には日本臣民は法律に依らなければ處罰を受けるものではない旨が定められてある。官吏、待遇官吏に對して懲戒は勿論一種の處罰ではあるが、憲法の處罰なる用語にこれが含まれて居るであらうか、若し含まれて居るものとなせば懲戒條規は必ず法律で定める要があるに反し、含まれて居ないとすれば必ずしも法律を以て定めなくてもよい。惟ふに官吏、待遇官吏は其の自由意思に基いて懲戒條規の支配を受くべき地位に入り込んだのであつて、懲戒權の作用を認諾して居る。故に日本臣民たる資格に於ては、憲法の保障ありとするも國家の官吏たる資格を有するものに對して別に憲法第二十三條を適用するの理由もなく、又其の必要もない。だから憲法上の處罰には懲戒處分を包含せず、従つて懲戒條規は法律を以てするの要なしと解する。但し法律を以て定むべき必要のある官吏（例へば判事）はこの限りでない。

懲戒處分が確定するときは、其の辭令書（通達書）を作成して本人に交付するのが一般である。然し一般文官に付ては辭令書の交付を要する旨の規定は見當らない。（華族戒飭令には譴責は辭令書を以てし、訓誡は口頭を以てし

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

て差支ないが、必要な場合には書面を以てすることを定められて居り、又海軍懲罰令には謹慎の処分は言渡書を作つて之を交付し、拘禁又は禁足の処分は書面を作つて之を言渡すべしと定められてある。陸海懲罰令には懲罰處分を爲すには口頭を以て詳に犯行を示し、其懲罰を言渡すべし。犯行者の所在地遠隔なるときは言渡書を作つて之を其の直屬上官に送付すべしとある。尙府縣知事が小學校教員に懲戒處分を行ふときは、本人に處分書を交付せねばならぬ。従つて必ずしも辭令書を交付するの要はないけれども、實際の取扱に於ては大正十一年七月の閣議決定に基き通達書が交付されて居るやうである。尤も監獄判任待遇職員懲戒規定には、懲戒は辭令書を作つて本人に達すべしと定められて居つたから、同規程の實施中は辭令書を交付する必要があつたのである。蓋し自己の非行欠點を表示した文書即ち懲戒辭令書の交付を希望するものは少いであらし、又縱令交付されても之を保存するものは少いであらう。故に看守の懲戒に付いて見るならば懲戒通達書を作成交付せずして、必要事項を判任待遇職員懲戒簿及官吏身分帳に記載登録し、本人に對しては刑務所長より懲戒處分の内容を口頭を以て告知し、將來を戒むれば充分であり且事務の簡捷を期する所以であると思ふ。この場合に於て本人をして懲戒簿の適當欄に捺印せしめ、以て刑務所長よりの告知を受領せる證左たらしむるのも一の方法であるが、懲戒處分の拘束力乃至確定力の點より見て左様にすべき法律上の理由も根據もない。

若しそれ待遇官吏の懲戒を通達書に依つて告知するを妥當なりと認め之を作成するに當つて注意すべき一點がある。本人が本官であれば問題はない。けれども待遇官吏であつて而も文官懲戒令の準用を受けて居るものであるならば通達書に唯「……ト認ム仍而文官懲戒令ニ依リ譴責云々」とすることの適當でないのは勿論「……ト認ム仍而明治四十年勅令第七十七號ニ依リ〇月間月俸ノ云々」と表示するのも適當ではない。正に「明治四十年勅令第七十七號及文官懲戒令ニ依リ云々」と表示すべきである。(昭和八年十月十日、昭和十四年二月九日官報)

参照)

右は一定の事實に對して、法令の適用と準用とが競合した場合に關する問題であるが、昭和四年の刑務所長會同に於ける行刑局長の指示事項中に『待遇職員には文官懲戒令の適用なきものにつき「明治四十年勅令第七十七號ニ依リ云々」と記載すべきこと』とあるも適當なる指示とはいひ難いと思ふ。

待遇官吏と雖も文官懲戒令を準用されることなく、特別の懲戒條規に服して居る巡查の懲戒通達書には單に「巡查懲戒令ニ依リ云々」と表示すべきものなること言ふを俟たぬ。

尙懲戒は官吏又は待遇官吏にのみ特有な制度でない。貴衆兩議院の議員に對する懲罰(議院法第十八章)親權者の其の子に對する懲戒(民法第八百八十二條)小學校長及教員の兒童に對する懲戒、但し體罰を加へることは出来ない。(小學校令第四十七條)在監者に對する刑務所長の懲罰(監獄法第六十條以下、正本法學士の監獄法概論には在監者に對する懲罰は刑罰であると説明されてある。)矯正院長の在院者に對する懲戒、但し體罰も加へることが出来る。(矯正院處遇規程第十六條)其他市町村吏員、辯護士、船員、司法書士等に對しても夫々市町村制、辯護士法、船員法、司法書士法等に懲戒に關する規定が織り込まれて居るが、何れも官吏の懲戒と其の性質を同じくするも、其の目的を異にすること説明するまでもない。

4、文官任用令

文官任用令は高等文官及判任文官の任用に關する原則的規定であつて、他に幾多の特別任用令があるが、何れも待遇官吏には無關係である。

凡そ官吏の任用方法には四種ある。自由任用、試験任用、銓衡任用及特別任用これである。

イ、親任官及内閣書記官長、法制局長官、政務次官、參與官、並秘書官は何等の任用資格を必要としない。何れも看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

でも自由に任用することが出来る。之を自由任用といふ。

ロ、試験任用とは、一定の試験に合格したものを任用する方法である。例へば高等試験又は普通試験に合格したものが警部、看守長等に任用されるのは試験任用である。但し判任文官は普通試験に合格しなくとも法定の學歴又は官職歴あるものは等しく任用され得る。名づけて「試験任用の例外」といふ。

ハ、詮衡任用に二種ある。一定の資格を有せざるも、職務に必要な學識、技能及経験を有するものより試験委員の詮衡を経て之を任用する場合と、何等の資格を有せざるも試験委員の詮衡を経て特別の學術技藝を要する文官に任用する場合である。前者は文官任用令第三條ノ二に制限的に十種が列擧されて居るから制限詮衡と稱せられ、後者は文官任用令第七條に依るもので無制限詮衡である。例へば待遇官吏たりし教誨師が保護觀察所の保護司（本官）に任用されたのは無制限詮衡任用である。輔導官も保護司と同じく無制限詮衡任用であるから必ずしも高等試験に合格したものによるを要しない。

（森山博士、思想犯保護觀察法解説第九十二頁以下）

ニ、特別任用とは官吏としての一定の經歷あるものから試験委員の詮衡を経て任用することをいふ。文官任用令第六條の資格を有せずして看守長たるのは特別任用である。

特別任用に依つて一定の官職に任ぜられた者は、特別任用の制度のない他の官職に轉任するを得ないのが原則である。例へば特別任用に依る典獄は司法書記官に轉することは出来ない。之に反し特別任用の看守長が司法屬に轉するのは、文官任用令第六條の六に依るものであらう。

待遇官吏に付いては文官任用令に相當するやうな原則的任用規定の見るべきものはない。看守採用規則、巡査採用規則、消防手採用規則、鐵道手任用試験規則及神職任用令等があるの外地方待遇職員、小學校教員、公立圖書館職員

員等の任用規定は夫々地方待遇職員令、小學校令、公立圖書館職員令等に織り込まれてある。又執達吏の任用資格は執達吏登用規則中に、公證人のそれは公證人法中に規定がある。

看守の任用の原則として試験任用であるが、看守採用規則第一條の第一號、第二號及第四號の資格を有するものは試験を経ずして採用され得る。これ判任文官の「試験任用の例外」に相當するもので特別任用ではない。即ち看守には特別任用の方法はない。従つて四年以上雇員たるものは判任文官たるの資格を有するから無試験で看守に採用され得るけれども特別任用ではない。

看守以外の待遇刑務官吏の任用に關しては内規の存することと思ふが、公の任用規定はない。保健技師、保健技師及藥劑師は各其の職務の性質上必然的に一定の資格を要するが、教誨師、作業技師、教師、作業技師と同じく特別の學術技藝を要する待遇官吏として任用されたものであらうから、官吏の無制限詮衡任用に相當するものであつて、特別任用には相當しない。故に待遇刑務官吏の任用は試験任用と詮衡任用に限られて居る。

地方待遇職員にあつては事務職員と技術職員とが截然區別されて居る。即ち道路主事、道路書記、地方農林主事、農林主事補、地方商工主事、商工主事補、衛生主事、衛生主事補等を事務職員と定め、之に對し道路技師、道路技手、地方農林技師、農林技手、地方商工技師、商工技手、衛生技師、衛生技手等を技術職員と定めて居る。又職業紹介所の事務職員は職業主事、職業主事補であつて、技術職員は職業技師、職業技手である。

然るに作業技師、作業技手は技術職員と事務職員を含んで居る爲め事務技手といふ通稱が生れ、甚だしきに至つては計算技手などといふものさへある。事務職員と技術職員とを區別し得るやう適當な職名に改めらるべきではないか。尤も遞信手には事務職員と技術職員との兩者がある。（通信官署官制第十七條等）

5、高等官官等俸給令、判任官俸給令

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

高等官官等俸給令、判任官俸給令等も待遇官吏には勿論其の適用なく、各種の待遇官吏には各別に俸給規則や官等
等級の配當に關する規定が設けられてゐる。(巡査給與令、公立學校職員俸給令、地方待遇職員令、小學校令施行
規則等)待遇刑務官吏の俸給規則は奏任及判任待遇監獄職員給與令であり、看守以外の待遇刑務官吏の官等等級の
配當は大正七年勅令第三百四十七號に依つて定められてゐる。看守の等級配當に付いては前に述べたから茲には省
略する。而して高等官官等俸給令の一部は判任官の俸給支給に關して準用せられ、同令及判任官俸給令の一部は待
遇官吏の俸給規則に準用されて居るが一般である。例へば判任官の俸給が新任、増俸、減俸とも總て發令の翌日よ
り計算されるのは高等官官等俸給令第二十五條に依つたものであるし、待遇官吏の月俸が毎月下旬に支給されるの
は判任官俸給令第十四條に依つたものであり、奏任待遇官吏の年俸が十二分して毎月支給されるのは高等官官等俸
給令第二十四條に依つたのである。茲に發令の日とは辭令書の日附に相當する公式令の定むるところに依れば任官
文書のことを「官記」といひ、免官文書のことを「辭令書」といふことになつて居るが、(公式令第十四條、第十五
條)一般には凡ゆる場合に單に辭令と呼んで居る。

三、官吏及待遇官吏と公務員

公務員なる用語は刑法、恩給法、刑事訴訟法、思想犯保護觀察法、醫師法、齒科醫師法等に於て之を散見すること
が出来る。抑公務員とは、國家又は公共團體の事務を擔任遂行すべき義務を有する自然人を指すのである。而して法
令中公務員に關し定義的規定を設けて居るのは、刑法第七條と恩給法第十九條であるが、兩者は用語を同じくするけ
れども其の内容範圍を異にすることは兩法條を比較對照せば一目瞭然たるものがある。(註)

註 刑法第七條 本法ニ於テハ公務員ト稱スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ從事スル議員、委員其ノ他ノ職員ヲ謂

恩給法第十九條 本法ニ於テ公務員トハ文官、軍人、教育職員、及警察監獄職員並第二十四條ニ掲クル待遇職員ヲ謂
フ。

刑法第七條の官吏なる用語には待遇官吏を包含することは前に述べた。従つて凡ゆる官吏及待遇官吏は刑法上の公
務員たる身分を有する。其の現職たるを退職たるとを問はざるのみならず、雇員も法令に依り官公吏の如き公務に従
事するものは之を公務員と認めるのが正當であると思ふ。

思想犯保護觀察法第十九條に掲げられた公務員の内容範圍は刑法第七條のそれと同一であると解する。

刑事訴訟法第四百八條第一項の公務員の内容範圍も亦刑法のそれと同一であるべきであるが、同條第二項との關
係上國務大臣、宮内大臣、内大臣、樞密院議長、同副議長、樞密顧問官、會計検査院長、元帥、參謀總長、軍令部總長、
教育總監及軍事參議官は之を除外すべきである。故にこの點に關する限り刑事訴訟法第四百八條第一項、第百八十
五條第一項等の公務員は刑法の公務員より範圍が狭い譯であるが、待遇官吏は悉く包含されて居る。

恩給法上の公務員は同法第十九條の規定に依れば主として官吏と待遇官吏とを指して居る。従つて刑法上の公務員
よりは其の範圍が狭い。即ち公吏を含まないのは勿論、法令に依り公務に従事する議員、委員其の他の職員を含んで
居ない。然し凡ゆる官吏と待遇官吏とを包含して居るのでもない。國庫より手當を給與されるけれども俸給を給され
ない三等郵便局長及三等電信局長は判任官(本官)であるけれども恩給を受ける権利がないから、恩給法上の公務員
ではない。府縣社及郷社の社司、社掌、通信手、鐵道手等は判任待遇であるが、恩給を受ける権利がないから是亦恩
給法上の公務員ではない。

看守は恩給法第二十三條第二號に依り其の他の待遇刑務官吏は同法第二十四條第二號に依り何れも恩給を受ける權

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

利があるから、凡ゆる待遇刑務官吏は恩給法上の公務員たること絮説を要せざるのみならず、刑法、刑事訴訟法、思想犯保護観察法等各種の法令に掲げられた公務員たることも言を俟たぬ。

執達吏は恩給法上の公務員ではないが、執達吏規則（明治二十三年法律第五十一號）に依つて恩給を受けることが出来る。而して其の恩給年額は六百圓を俸給額と看做して算定される（執達吏規則第十九條第二十一條）然し一時恩給は本人に給せられないし、又扶助料、一時扶助料も其の遺族には給せられない。かくの如く執達吏は恩給法上の公務員ではないけれども、其の他の法律上の公務員たることは明である。

尙公證人も恩給法上の公務員でないが、其の他の法令上の公務員であることを附説しておく。

四、看守長と看守

看守長と看守は共に國家の行刑事務を擔任遂行すべき義務を有し、其の實質に於ては何等異なるところがないけれども、形式上即ち制度上、前者は官吏にして後者は待遇官吏たる關係上兩者の間には其の取扱に於て幾多の相違がある。茲には其の主なるものに付てのみ述べる。

1、看守長に付ては任官、免官、退官又は失官と謂ふに對し、看守に付ては任命、免職、又は失職と謂ふ。而して免官には官吏の自由意思に基く辭任に依る場合と、國家の單獨意思に依る場合とある。辭任に依る場合は普通に之を依願免官と謂ふ。國家の單獨意思に依る免官には懲戒免官と懲戒に非ざる免官とがある。終身官には懲戒に非ざる免官といふことはないが、一般の文官は文官分限令第三條に定むる左の二の場合に限り、本人の意思に依らずして免官することが出来る。（非懲戒免官）
イ、不具發疾ニ因リ又ハ身體精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

ロ、官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

一般文官が當然退官者となるのは廢官又は廢廳の場合（文官分限令第四條）と、官制又は定員の改正に依り過員を生じたとき及び官廳事務の都合に依り必要るとき休職を命ぜられ、休職期間が経過した場合に限る。（文官分限令第五條）

失官とは官吏が死刑、懲役又は禁錮の刑に處せられたるとき、辭令を用ひずして當然に現在の官職を失ふことを謂ふ。（刑法施行法第三十四條、第三十六條、第三十七條、舊刑法第三十一條、第三十三條）

待遇官吏が其の自由意思に基いて辭任することを普通には依願免職と謂つて居るが、本來の表示方法は「願ニ依リ本職ヲ免」ぜられたことである。國家の單獨意思に依る待遇刑務官吏の免職は懲戒免職と身體若は精神の衰弱又は事務の都合に依り退職を命ぜられる場合とであつて、後者は一般文官の懲戒に非らざる免官に相當する。（奏任及判任待遇監獄職員給與令第十二條第一項第三號）

待遇刑務官吏が當然退職者になる場合はない。廢職、廢廳のとき、官制又は定員の改正に依り過員を生じたときと雖も辭表を提出せしむるの外はない。若し辭表を提出せざるに於ては事務の都合を理由して退職を命ずるに在るのみである。何となれば事務の都合に依り退職を命じ得る制度のない巡查、學校教員等に付ては當然退職者となる場合に關する規定があるからである。（巡查分限令第三條、公立學校職員分限令第四條、小學校令施行規則第二百二十八條等）

待遇官吏の失職は官吏の失官に相當する。尙執達吏に付ては懲戒免職以外に其の身分を剝奪する方法がないから、結局判事以上に其の身分が保障されて居ることになる。（裁判所構成法第七十四條以下）

2、看守長の任免に關する辭令書の文言は漢文式（例へば任看守長の如し）であるに反し、看守のそれは日本文式看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

例へば〇〇刑務所看守ニ任スの如しである。

8、看守長には文官分限令の適用があるから身分が保障されて居るが、看守にはそのことがない。看守は事務の都合を理由として何時でも退職を命ぜられる。看守長は文官分限令第二條、第三條に該當せざる限り、其の官を免ぜられることはないから、非行欠點あるの故を以て本屬長官から辭表の提出を迫られても之に應ずべき義務はない。若しかゝる場合に辭表を提出せざるに於ては、文官普通分限委員會の諮問を経て、文官分限令第十一條第一項第四號に依り退職を命ぜられ、休職期間を経過するときは當然退官者となるであらう。

又陸海軍の現役に服するときは、小學校教員の如く當然休職者となる(小學校令施行規則第二百三十三條)ものを除くの外、官吏たると待遇官吏たるとを問はず辭任するのが一般である。然し辭任すべき義務はないし、本屬長官も辭表の提出を命ずる権限はない。さりとして當然退官、退職又は免官、免職となる規定もない。従つて若し看守長が辭任せざるに於ては、文官分限令第十一條第一項第四號に依つて退職を命ずるの外はない。看守には事務都合を理由として退職を命じ得ることは己に述べた。

尙官吏にして、現役兵として入營し、幹部候補生たることを志願するものに對し、入營の際休職を命じたる場合に於ては休職俸給は支給されぬ取扱である。(明治二十三年勅令第六十二號及昭和三年並昭和九年の大藏省主計局長回答) 應召中幹部候補生に採用された場合も亦同様である。(昭和十三年大藏省主計局長回答)

4、看守長が懲戒委員會の審査に付せられたとき、刑事事件に關し起訴せられたときなどには休職を命ぜられるが、看守には適用すべき分限規定がないから、同様の場合に於ても休職を命ずることは出来ない。

5、看守長が陸海軍に召集せられた場合には、明治三十七年勅令第二百六號の支配を受けるに至り、應召休職に關する規定はない。看守が現職のまゝ應召せる場合は看守長と同じく前記勅令に支配されるのであるが、應召に伴

ひ休職を命ぜられた場合には明治三十七年勅令第三十三號及奏任及判任待遇監獄職員給與令第六條の支配を受けることになる。

6、看守長が病氣の爲め執務せざること九十日を超えたる時、及私事の故障に依り執務せざること三十日を超えたるときは、高等官官等俸給令第二十九條の準用に基き俸給が半減される。之に反し看守は病氣の爲め執務せざること六十日を超えたる時及私事の故障に依り執務せざること二十日を超えたる時は俸給を半減される。(奏任及判任待遇監獄職員給與令第十三條)

7、看守長が退官したときは、高等官官等俸給令第二十七條の準用に依つて當月分の俸給が全額給せられる。之に反し看守が單に自己の意思に基いて退職したときは、其當日まで日割を以て俸給が給される。但し事務の都合に依り退職を命ぜられたとき、職務上の傷痕又は疾病に因り其の職に堪へずして退職したときなどには、當月分の全額が給される。(奏任及判任待遇監獄職員給與令第十二條)

8、看守長が死亡したときは、死亡當時の月俸の四月分の額に相當する死亡賜金が遺族に給される。(判任官俸給令第十三條) 之に反し看守が死亡したときは、遺族に弔祭料が給される。弔祭料は死亡當時に於ける月俸の一箇月分とし、勤続一年以上九年に至るまで、一年を加ふる毎に死亡當時に於ける月俸額の三分の二を増加する。特別の場合には更に死亡當時の月俸の六箇月分が増加される。(巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令第三條)

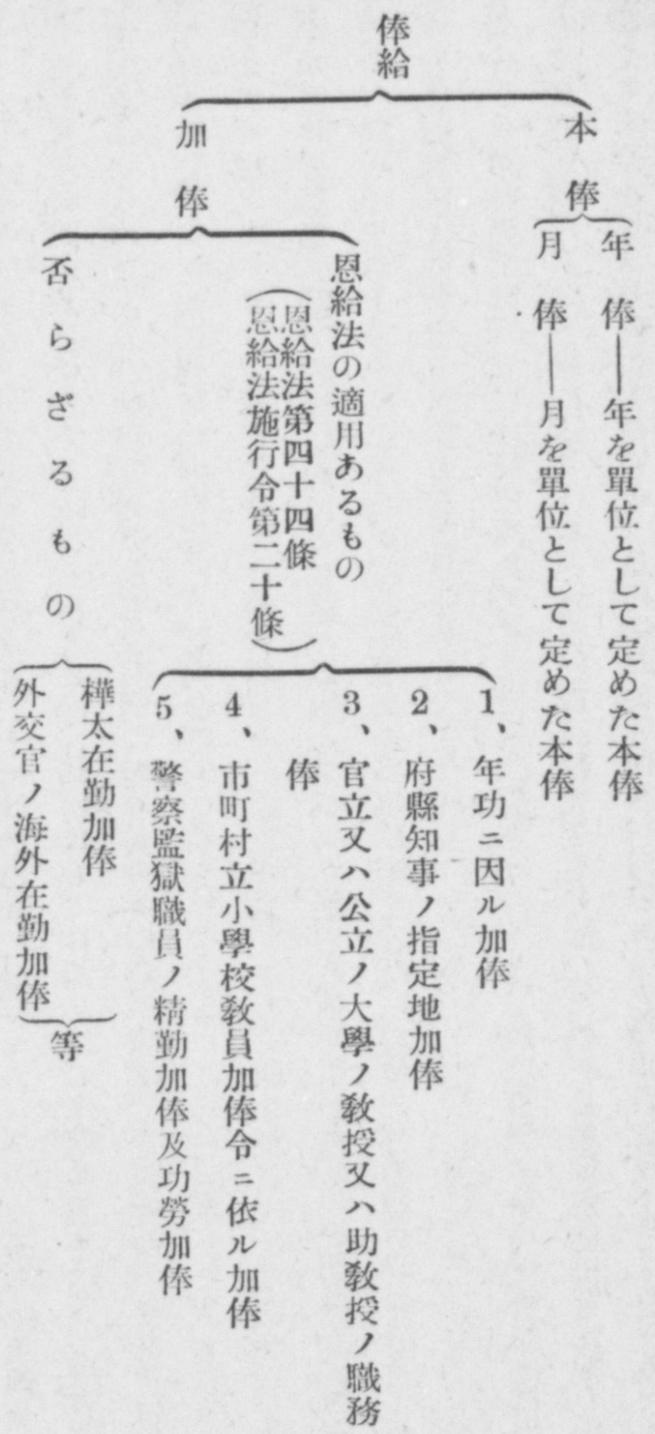
尙看守以外の待遇刑務官吏には死亡賜金又は弔祭料は給されぬ。(矯正院補導、小學校教員等は待遇官吏であるけれども死亡賜金が其の遺族に給される。矯正院補導給與令第七條、小學校令施行規則第五百七十七條等) この點に關聯して附記を要することが多いが、茲には俸給の内容、内妻の地位及共濟組合に付てのみ述べる。

イ、俸給の内容

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

俸給の内容を表解すれば次の通りである



(俸給は之を本俸加俸及職務俸の三種に分つのが一般である)

従つて原則として俸給又は俸給月額といへば加俸を含んで居るし月俸又は年俸といへば本俸のことであるから加俸を含んで居らない。俸給なる用語を本俸の意味に用ひた場合には誤解を生じないやうに工夫がある。例へば昭和六年勅令第四百三十三號「二以上ノ俸給ヲ受クル官吏及待遇官吏ノ減俸ニ關スル件」には「……二以上ノ俸給(年功加俸、職務俸ノ類ヲ含マス)ヲ受クル者云々」と規定して居るが、勿論稀有な例外があり得るのであつて、文官分限令に所謂俸給は本俸を指す。(清水博士行政篇第四百二十二頁)

國庫納金や刑務職員共済組合に依る掛金は、俸給の〇分の一に相當する金額と定められてあるから、本俸即ち月俸又は年俸月額額に加俸を加へた額が右算定の基礎となる。故に現業員勤勉手当給與方に關する大正十一年の行刑局長の通牒に「精勤加俸ハ勤勉手当支給ノ基本トナルベキ俸給月額ニ加算ス」とあるも全く蛇足である。畢竟するに當局の老婆心に出でたる注意的説明であると觀察するの外はない。

懲戒處分に依る減俸並弔祭料及休職給の算定の基礎となるものは月俸であり俸給ではない。之を實際の取扱に徴するに減俸の計算に當つては「月俸」を本來の意味に解して加俸を加へないが、弔祭料休職給の計算に當つては俸給月額の意味に解し、月俸に加俸を加へたる額を算定の基礎にして居る。本人に不利益を齎らす減俸に付いては成るべく控除額を少からしめんが爲か「月俸」なる用語を本來の意味に解せず、融通ある取扱がなされて居る。理論は兎角として、温情主義に出でた利益解釋であるから看守諸君は大に感謝しなければならぬ。

判任官俸給令と巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令に、所謂配偶者とは正式の妻を指し、内縁の妻は包含して居らないものと解釋されて居る(昭和七年七月及明治三十九年二月の司法省會計課長回答)然しながらかくの如き解釋は早晚改めらるべき運命に在るものと思ふ。

惟ふに内縁の夫婦は今日我國の社會に極めて普通の現象である。内縁の夫婦いふのは事實上は夫婦であるけれども、法律上は夫婦でない關係である。さう言ふ關係が存在するのは、民法が法律婚主義即ち届出等の法律上の形式を以て婚姻成立の要件とする方針を採用するからである。事實上の夫婦を直に法律上の夫婦と認める方針即ち事實婚主義を採用するならば、内縁の夫婦關係は存在しないことになる。内縁の夫婦の救済は今日に於て看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

ける一の社會問題であるが、問題の生ずる究極の原因が法律婚主義にあるものとすれば、根本的救済は法律婚主義を捨てて民法施行以前に認められてゐた「親族近隣ノ者モ夫婦ト認め」る場合には法律も亦之を夫婦と認めるといふ（明治十年司法省達丁第四十六號）事實婚主義へ復歸するの外はないといふので、民法親族編改正要綱は「婚姻ハ慣習上認めラルタル儀式ヲ舉クルコトニ因リテ成立スルモノトシ、其ノ成立證明ノ方法ヲ法律上定ムルコト」といふ改正案を掲げて居る。

近來の社會立法に於ては職工、勞働者、鑛夫等「死亡ノ當時其ノ收入ニ依リテ生計ヲ維持シタルモノ」といふ文言を用ひて暗々裡に内縁の夫婦を認め内妻を保護して居る。（工場方施行令第八條、勞働者災害扶助法施行令第九條、鑛夫勞役扶助規則第二十一條等）

又恩給法第八十條第二項には「事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ入りタルトキ」とあつて、裁定官廳の處分を俟つて内縁關係を結んで居る者の扶助料權を失はしめることが出来るし、母子保護法第一條には「事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノ」とあつて、何れも内縁の夫婦關係を是認して居る。警察共濟組合規則（大正九年內務省令第二十一號）には「配偶者タルノ事實アリト認ムヘキモノハ届出ヲ了ヘスト雖モ之ヲ配偶者ト看做ス」と定めて明に内妻を保護して居る。刑務職員共濟組合規則に於ては昭和五年八月以降内妻を配偶者と認め解釋が採られて居るが、寧ろ晩かりし感大なるものがある。又恩賜財團軍人援護會が入籍手續の濟まぬ戦歿勇士の遺族に對し「給付金制度」を創設したのも、内縁の妻を保護すると共に現行民法の欠陥を補填し、銃後家庭の強化を圖る手段の一として歓迎すべきである。尙戦死後になされた婚姻の届出は有効なるものとして取扱はれて居ることも注意すべきである。されば現行民法が事實主義を採つて居らなくても、内縁關係の實體は比較的容易に認識し得るのであるから、法令の解釋運用に付ては内縁の夫婦關係を是認するのが今日の社會情勢

に適するものと思ふ。

ハ、共濟組合

共濟組合は官公私諸事業に於ける従事員に依つて組織された相互扶助の自助的團體であつて組合員相互の救済及福利増進を圖るを目的とし、組合員の傷病其の他各種の災危に對して共濟金の交付を爲し、又は更に進んで組合員の爲めに福利増進の諸施設を爲すものであつて人格なき社團である。（法律學辭典第三百七十八頁）

官業共濟組合に付ては夫々其の設立に關する勅令あるの外、省令に依つて共濟組合規則が制定されて居る。現在勅令を以て設立されて居る共濟組合は印刷局、專賣局、造幣局、陸軍作業廳、海軍作業廳、通信官署及鐵道省の各現業員と林野現業員の共濟組合の外警察共濟組合、生絲検査所共濟組合並内務省直轄土木事業に従事する現業員の共濟組合である。

これら共濟組合に對しては政府より一定の金額が給與される。例へば警察共濟組合に對しては組合員の俸給總額の百分の二に相當する金額が毎年政府から給與される。又鐵道省現業員の共濟組合に對しては組合員の給料總額の百分の二を限度として給與されるのみならず、退職年金又は廢疾年金の給與を爲すときは、更に組合員の給料總額の百分の三に相當する金額を限度として組合に給與される。（警察共濟組合令、明治四十年勅令第二百二十七號の鐵道省現業員ノ共濟組合ニ關スル件、大正九年勅令第八十號の現業員ノ共濟組合ニ對スル政府給與金ニ關スル件）刑務職員共濟組合は勅令に依つて認められたるものではないから政府から給與金を交付されることはない。

9、敍勤の具申に必要な勤務年數の算定について、看守の勤務年數は看守長のそれに對し三分の一が減ぜられる。
（敍勤内則第二十四條）

看守を中心とする待遇官吏の身分に就て

司獄官制度因革略 (四)

辻 敬 助

B 二期 明治五年監獄則時代 (續)

十二年七月監獄局を創置し、次
て其の職制及事務章程を定む

囚獄の事務及集治監の事務を專管せしめ、翌十三年十月
左記の如く監獄局職制及事務章程を定めた。これは集治
監の管理竝に獄務統一の急務等當面の必要に基くことは
勿論であるが、當時世界に澎湃たる監獄改良思潮の刺戟
(一)竝に刑法改正事業等(二)の影響を受けて、大に獄制
の整備改良(三)を圖らんことを期したものと思はれる。

監獄局職制及事務章程 (十三年十月六日)

監獄局は一般の未已決監に關する各廳の申請を調査し
諸規則を起草することを掌る。其の事務を大別して四
課とす。

庶務、會計、計表、受付。
職制
局長

一、本局の官員を指揮し局中の諸課を監督し、一切の
事務を調理することを掌る。

二、局中官員の能否勤惰を監視し、其の黜陟を要する
時は之を内務卿に具狀す。

一、局長の指揮を受け事務を分掌す。
事務章程

局中の事務を大別して上下二款となす。其の上款は局
長意見を具申し、内務卿の判決を経て施行するものと
す。其の下款は局長に委任して判決施行するを得。

上款

第一條 囚徒取締及處遇に關する事項其他諸規則を改
正増補する事。

第二條 司獄官吏の配置方法及之に關する諸規則を創
立改正する事。

第三條 監獄費を増減調査する事。

第四條 囚徒護送の方法及獄事計表の式等を改革増補

する事。

第五條 懲治人の教養に係る制を更始し及無籍者刑餘
の就業方法を創立し又は之を改増する事。

第六條 各地未已決兩監の位置及新築改造の適否を查
定する事。

第七條 甲地方に在る囚徒を乙地方に遷徙する事。

第八條 各地の司獄官を招集して遇囚の方法に關する
議會を開設する事。

第九條 萬國獄制公會へ委員を派出し及其の公會へ監
獄計表等を贈る事。

第十條 局員を派出し各地監獄の景況を巡視せしむる
事。

第十一條 局中の各課を廢置し各局規外の事件を處分
する事。

第十二條 本局掌管の事務に係り府縣及集治監に指令
布達し又は官院省使へ稟議照會する事。

下款

〔略〕
(一) 該事務章程中に萬國獄制公會へ委員を派出し云々の規
程ありて當時萬國監獄會議に對し多大の關心を寄せ居
りたることを推知し得るのである。
(二) 當時刑法改正に備ふる爲北海道集治監建築計畫を進め

司獄官制度因革略

(三)

事務章程中には前記萬國公會委員派遣の外典獄會議開
設、各監獄の巡閱、懲治監制度の改革、出獄人保護制
度の創設等に關する事項を列舉しありて、當時内務當
局が如何に新獄制建設の意氣に燃えてゐたかを窺ふこ
とが出来る。

明治十三年四月第四課を警察本署と改
稱せしが、却て監獄署の獨立を促進す

明治九年各種
獄舎の内務省
移管に伴ひ監

獄の機構漸く大を加へ、監獄獨立の機運を醸成し、囚
獄、監倉、懲役場の名稱も漸次監獄署と改稱せらるゝに
至つた。越て明治十一年七月太政官達三十二號を以て府
縣官職制定められ(一)府縣の分課は府縣の任意に委せら
るゝや、これが改廢等に伴ひ監獄、警察分離の傾向い
よゝ顯著となり。愛媛縣の如きは明治十二年一月早く
も之が分離を斷行し、第四課を警察課及松山監獄署とに
分ち、茨城縣又十三年二月監獄本署を創設し警察本署よ
り之を分離するに至つた。(二)其後明治十三年四月内務
省は府縣從前の第四課を全國的に警察本署と改稱せし
め(三)しが却て監獄署の獨立を促進し(四)之を一轉期と
して漸次獨立の監獄官廳を置くもの續出し、翌十四年愈
監獄官の名稱統一せられ名實共に監獄署の獨立を見るに

司獄官制度因革略

至つた。

- (一) 本稿(三)六十七頁明治十一年七月府縣官職制發布の項参照。
- (二) 1. 之より先愛媛縣來に於ては十一年六月愛媛縣廳第四課監獄科の事務は爾來松山懲役場内に於て取扱ふこととなり、同年十二月縣下各警察署長を召集し會議を開き警察監獄の分離を決議す。(松山刑務所長報告)
- 2. 茨城縣に於ては十三年二月從來警察本署に於て取扱ひ來りし監獄本署、水戸上市及下市兩支署の事務一切を監獄本署に於て取扱ふこととなり、監獄本署を警察本署より分離す(水戸刑務所長報告)。
- (三) 明治十三年四月内務省達乙第十八號を以て府縣從前の第四課を警察本署と改稱せしむ、從て多くの府縣は一時監獄事務を之に隸屬せしめたが、間もなく獨立の監獄署を置くに至つた。

明治十三年以後各府縣監獄職制分課を定む

前記の如く各府縣監獄の漸次獨立官廳としての體裁を備ふるに伴ひ、監獄署事務章程、職務章程の類を制定し、其職制、分課等を定むるものあるに至りしが、十三年に入り警察、監獄の分離漸く顯著となるや各府縣は相次で分課を定め官廳としての組織も亦漸次整備せらるゝに至つた(一)。

(一) 1. 明治十年十二月埼玉縣監獄署事務章程を定め、署務を分ちて庶務、會計、授業の三掛と爲す。明治十三年三月之を改定し監獄署の署務を分ちて庶務、會計、授業の四掛と爲す。(埼玉縣監獄署規則章程)

C 第三期 監獄獨立時代

- 1. 十四年三月全國司獄官の名稱を統一し典獄以下の官等俸給等を定む
- 2. 監獄改良の益々急務なるものありしを以て、内務省は先づ多年の懸案たる司獄官の名稱の統一を圖り、集治監、廳府縣監獄共に同一の官名を用ひ、且廳府縣監獄にも漸次專任司獄官を配置し獨立官廳としての存在を明かならしむることとした。即ち警視廳は十四年一月、地方府縣は同年三月、各其職制中に典獄副典獄、書記、看守
- 3. 監獄の戒護を掌り兼て看守の勤惰を視察す。
- 4. 監獄の戒護に從事す、
- 5. 書記看守長以下分掌例 (明治十四年三月内務省達乙第一五號)

長及看守を置き同時に集治監職員の官名、官等、俸給並職制を改定し、集治監典獄は月俸八十圓より百五十圓に至り全部奏任官と爲し、府縣典獄は月俸五十圓より七十五圓に至り判任官の上位に置き、看守は巡查と同様等外と爲し、俸給は十圓以下と定めた。(但し警視廳看守は六圓以上十圓以下と定む) 新定監獄官官等俸給及其職制分掌等は左の如くであつた。

一、集治監典獄以下官等俸給 (明治十四年三月第一四號公達)

(拙稿監獄年譜(四)に掲載しあるを以て略す)

二、集治監職制 (明治十四年三月第一九號公達)

典獄

- (一) 内務卿の指揮を受け書記看守長以下を統率し監署の事務を總理す。
- (二) 判任官の進退黜陟は内務卿に具狀し、等外吏及傭人の進退黜陟は之を專行す。

副典獄

書記

各其主務に従事す。

看守長

司獄官制度因革略

書記

在監人の名籍を調理し囚徒の携有物を檢收し工業に關する庶用を辨し簿計其他の署務を分掌す。

看守長

- (一) 看守授業手押丁の勤惰を監督し囚徒の出入増減、病故及び其犯則の有無を稽査し監房内外の洒掃を査閱し飲食の配與、器具の點檢等に臨監す。
- (二) 服役の囚に課する工業の科程を典獄に稟議して其作業を督勵す。

看守

- (一) 晝夜交番して受持場を巡警し及び監門を守り監外に押發の囚徒を戒護し病囚の醫治に立會ひ日々監中の器具を點檢す。
- (二) 服役の囚徒作業に關せざる他事を交談し或は路人に聲語し或は漫りに部外の工場に入り或は押丁等をして囚徒と相狃るゝの狀なからしむるを要す。若し犯す者あるときは看守長に具狀すべし。

司獄官制度因革略

(三)文字を書する能はざる囚徒の爲に願訴の書面を代書す。

四、傭人分課例 (明治十四年三月内 務省達乙第一五號)

教誨師

改過遷善の道を講説して囚徒を教誨す。

醫師

(一)囚徒の疾病を診察治療し其癢篤疾若くは重病急症に至れば診断書に處方箋を添へ典獄に致すべし。

(二)病囚の氏名病性徴候治否及び處方は調治簿に詳記すべし。

(三)毎朝一次各監を巡り囚徒の飲食衣類を看視し健康に害ありと認むる事あるときは改良の意見を典獄に具狀すべし。

(四)診療手術を施すときは病者に向て攝生の方法を示すべし。

授業手

服役の囚徒に農業、工藝等を教へしむ。

押丁

囚徒監房出入の際其身體、衣服を搜檢し服役者を督使し控繩、戒護等に從事す。

○全國監獄職員配置表

年次	監獄	官					員								
		典獄及副典獄	書記	看守長及看守副長	看守	傭	女監取締	教誨師及授業手	醫師	押丁	合計				
明治十四年	一八六	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	七、五六八
同十五年	一九一	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	八、七三七
同十六年	一九二	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	一〇、六一二
同十七年	二〇一	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	一二、九四八
同十八年	二〇二	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	一四、七九七
同十九年	一九五	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	一四、六三八
同二十年	一九三	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	一三、九六一
同二十一年	一九二	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	一二、八四三

備考

十四年ハ開拓使所管ノ調ヲ闕ク又官員中×印ヲ附スルハ兼務ノ者ナリ。官員ノ欄十九年前ハ書記ノ欄ニ准判任御用掛ヲ算入シ傭ノ欄ハ等外及准等外傭ノ數ナリ。

司獄官及傭人設置程度押丁、女監取締俸給を定む

尙此月司獄官吏及傭人設置程度及押丁、女監取締(當時共に傭人なり)俸給を定

司獄官制度因革略

め集治監、警視廳及各府縣に對し左の如き職員配置の標準を示した。(一)

女監取締

(一)女監を監視し婦女入監の際は典獄の臨監を得て其身體衣服を搜檢す。

(二)飲食を配與し及び女囚の作業を督勵す。

五、府縣監獄官官等俸給(明治十四年三月)

〔拙稿監獄年譜(四)に掲載あるを以て略す〕

六、府縣職制中抄(明治十四年三月)

典獄

典獄は事を府知事縣令に受け監署の事務を總理す。

副典獄 書記 看守長 看守

〔略。集治監職制に同じ〕

七、廳府縣監獄書記看守長以下分掌例、傭人分課例

〔既記集治監の部に同じ〕

警部等の監獄官へ轉官任用ありて監獄は漸く獨立官廳としての體裁を具ふ かくて從來地

警部、警部補、屬等は監獄書記、看守長に、巡查は看守に其々任用若しくは兼務を命ぜられ茲に始めて地方監獄

は警察從屬の地位を脱し獨立官廳としての組織體裁を具へ、我國獄制の基礎漸く確立を見るに至つた。

當時の全國監獄職員配置は左表の如くであつた。

司獄官制度因革略

一、司獄官吏、傭人設置程度（十四年三月三十日）
 判任官 在監人二百人以下五名を置く。以上は百五十人毎に一名を増す。
 看守 在監人十五人に三名を置く。
 教誨師 人員俸金適宜。
 醫師 人員俸金適宜(一)。
 授業師 人員俸金適宜。
 押丁 在監人十人に一名を置き俸金は八圓以下を以て月給又は日給とす。
 女監取締 行狀善良にして四十歳以上若しくは司獄官吏の婦女を選み、在監人二十人に一名を置き、俸金は十五圓以下を以て月給又は日給

(一) 1. 職員設置程度の規程は各府縣に對し、職員配置の基準を示したるものにして極めて重要な意義を有せしが、各府縣の財政状態等に制せられて必ずしも之が遵守を見なかつた。
 2. 其後本規程を參酌し、明治二十三年十月勅令第二二八及第二二九號を以て看守人員及俸給の制を定め、次で二十九年十一月勅令第三六二號を以て看守定員を定めた。
 地方の府縣に於ては財政處理困難の爲、容易に常置醫師を配置し得ざりしも、内務省直轄の集治監に於ては其俸祿を厚くして(待遇は依然傭人)適材の招致に努めた。
 東京集治監は明治十六年十二月病院醫師以下俸給を左の如く定めた。

院 長		副 院 長	
八拾圓	七拾圓	五拾圓	四拾圓
當 直 醫		副 當 直 醫	
三拾五圓	三拾圓	拾八圓	拾五圓
藥 劑 生 取 締		藥 劑 生 見 習	
廿圓	拾八圓	拾五圓	拾貳圓
拾五圓	拾貳圓	拾壹圓	拾圓
拾圓	八圓	七圓	六圓
五圓	四圓	五圓	四圓
拾圓	拾圓	拾圓	拾圓

備考 右俸給は凡て官吏月俸規則に准じ給すべしと雖も、院長の給料は別に條約あるときは、其條約に従ひ此概表の額を准とし日給とすることあるべし。

十五年六月看守副長を置き、監獄職員漸次増加す 翌十五年六月看守副長を置き、(警視廳は十四年)之に伴

ひ看守長の俸給一部改正があつた。當時在監者は地方監に於て笞杖實決を廢止せる爲漸次増加の一路を辿り、監獄職員の配置又從て著しく増加し、明治十八年に於ては總計一萬四千人を超え、明治十四年に比し殆ど倍加するに至つた。

十七年七月假留監創設

兵庫縣兵庫に假留監を設置し(一)内務省の直轄となし、尙同時に東京、宮城、三池の三集治監中に假留監を附設し、各れも北海道集治監に發遣すべき囚徒を一時拘禁する所とした(二)。内務一等屬阪部寔を典獄に任じ兵庫假留監に勤務を命じ、假留監典獄以下官等、俸給、職制及服制は總て集治監に準據せしめた(三)。

- (一) 太政官達第六二號。
- (二) 假留監設置に伴ひ徒刑、流刑及禁獄の刑に處せられたる囚徒押送順序及聯合地方の區分を定め、此等の刑に

司獄官制度因革略

とす。

(三) 太政官達第六三號。

十八年六月監獄局廢止となる

内務省は局課の廢合を行ひ内局、圖書局、庶務局、統計課及監獄局を廢止し監獄事務は警保局第三部に屬せしめた(一)。改正内務省處務條例中警保局の組織は左の如くであつた。

處せられたる囚徒裁判確定せし時は、之を管束せし地方より警察遞傳を以て直に其聯合假留監に押送することとした。
 本制度創設當時の聯合地方區分は左の如くであつた。
 一兵庫假留監
 京都及大阪府、兵庫、滋賀、石川、富山、福井、鳥根、鳥取、岡山、廣島、山口、和歌山、徳島、高知、愛媛の各縣。
 一東京假留監
 警視廳、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、三重、愛知、静岡、山梨、岐阜、長野の各縣。
 一宮城假留監
 新潟、福島、宮城、岩手、青森、秋田、山形の各縣。
 一三池假留監
 長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島の各縣。

司獄官制度因革略

警保局長 一人、次長 一人、第三部長 一人、課僚若干名。

- 1. 監獄を管理する事、
- 2. 司獄官吏の職務に關する事、
- 3. 監獄建築方法の事、
- 4. 囚徒押送並發遣の事、
- 5. 囚徒假出獄の事。(第一部及第二部略)

(一) 廢止事情は明かでないが當時内閣組織の改正、内務省の内部組織の改革及監獄費地方税支辨に伴ふ事務減少其他内外の情勢已むを得ざるものがあつたと推せられる。

十九年二月監獄巡閱官を置く

監獄費を地方税支辨に移したる爲各府縣在監者の處遇は寬嚴其の程度を異にし、内外に批難少なからざりしを以て、内務省は監獄制度の全國的統制を企て、先づ省内に監獄巡閱官を置き參事官を以て之を兼ねしめ、次で四月監獄巡閱官處務規程を定めた。

○監獄巡閱官處務規程

第一條 監獄巡閱官は内務大臣の命に依り隨時巡閱するものとす。

第二條 全國の監獄を左の四區に分ち以て巡閱區となす。
第一巡閱區 警視廳、東京集治監、神奈川、千葉

茨城、栃木、群馬、埼玉、静岡、山梨、長野、新潟の各縣。

第二巡閱區 大阪及京都府、兵庫假留監、愛知、三重、滋賀、兵庫、和歌山、石川、富山、福井、岐阜、徳島、高知、愛媛、廣島、岡山、鳥取、島根、山口の各縣。

第三巡閱區 三池集治監、熊本、長野、福岡、大分、佐賀、宮崎、鹿兒島、沖繩の各縣。

第四巡閱區 宮城集治監、北海道廳、福島、山形、秋田、岩手、青森の各縣。

第三條 監獄巡閱官の視察すべき事項を概別して左に掲ぐ。

- 1. 在監人の特赦又は假出獄に關する事項。
- 2. 在監人の檢束に關する事項。
- 3. 在監人の感化に關する事項。
- 4. 在監人の賞罰に關する事項。
- 5. 在監人の衛生に關する事項。
- 6. 在監人の作業に關する事項。
- 7. 監署及監房の構造に關する事項。
- 8. 監獄統計に關する事項。
- 9. 監獄の經費及工錢等に關する事項。
- 10. 監獄に關する法律規則及司獄官吏の職務に係る事項。

第四條 監獄本署支署の巡閱時限は三日以内たるべし。但特に精査を要する事項あるときは此限にあらす。

第五條 監獄巡閱官は第三條に依り視察したる狀況を詳細に記載し、内務大臣に復命すべし。
第六條 監獄巡閱官に於て視察上改良すべしと認むる事項あるときは其改正方案を具して内務大臣に呈出すべし。

十九年七月地方官々等俸給
同七月地方官々制同官等俸給令の公布を見、地方

典獄は判任一等(月俸七五圓)及二等(月俸五〇圓)とし、副典獄

一、地方官官等俸給令中別表(明治十九年七月)

官等	判任		官	
	一等	二等	三等	四等
官	四五圓	四〇圓	三六圓	三三圓
警部	二八圓	二四圓	二二圓	
看守長	二四圓	二二圓		
警部補	一八圓	一五圓	一二圓	

は五等より三等、監獄書記は十等乃至六等、看守長は七等乃至五等、看守副長は十等乃至八等とし(一)、典獄副典獄、監獄書記の俸給は一般判任官々等俸給令に依り看守長及看守副長に付ては別表を定めた。
越て二十一年十月警視廳は看守長及看守副長の官等俸給に一部改正を加へ、看守長は八等乃至五等、俸給は十五圓以上三十五圓とし、各官等毎に俸給を三級に分ち、看守副長は九等十五圓十等十二圓と改め、同廳看守長の待遇は幾分の改善を見た。

司獄官制度因革略

M地移送者の健康状態に就いて

M地移送者の健康状態に就いて

本 間 賢 吉

緒 言

昭和十三年六月、北海道M地に於て構外土木作業に従事せしむる目的を以て各地刑務所から受刑者をM地へ移送せる際に、我が千葉刑務所からも二十名を選抜して移送して居る。此の二十名は他の〇〇名の移送受刑者と共に、M地に於て約半歳に亘つて土工に従事し、同年十二月上旬二名の網走刑務所に居残り希望者を残して無事千葉に歸還してゐる。居残り二名に就ては調査の方法も無いから、歸還者十六名を對照として所見を述べる事とする。この十八名の選出に當つては、素より體格最も強健なる者のみを選む可きではあつたが作業の都合上もあり、又色々条件もあつた爲に、必ずしもさうとは行かず、只土方作業に堪へ得る者でさへあればと云ふ條件の下に選出したので有つて、其の社會に於ける職業とか、入所後の刑務作業とか、或は入所後の體格増減等は全く考慮に入れず、白紙の立場から選抜したのである。例へ

ば其の刑務作業を見ても、強力作業一名、普通作業十二名、輕作業五名と云ふ具合に孰れかと云へば輕易な刑務作業に就業して居た者が多かつたのである。又、身體總評から見ても甲は僅か二名で、乙十一名、丙三名、丁二名と云ふ様に雑多な組合せであつたのである。

私は此の十八名をM地へ送るに當つて、左記の理由に依つて一抹の不安を禁ずるを得なかつた。

- (一) 千葉とM地との氣候の甚しき懸隔に由る健康障礙
 - (二) 長途の汽車及汽船に由る旅行の爲の疲勞
 - (三) 肉體的に安易なる輕作業又は普通作業から、急劇に強力作業たる土工へ轉業する事に由つて起るべき健康障礙
 - (四) 千葉へ歸還後又急劇に輕作業又は普通作業に復歸する事に由りて起るべき健康障礙。
- 前記の不安にも拘らず、十八名は孰れも良く困難に打ち克つて健康を保持したのみならず、却つて従前よりも體

重増加せる者が多く、聊か意外の感に打たれると共に大いに喜んだ次第である。

私はこの十八名の健康状態を観察する事は興味有る事と考へたので、主として體重を標準として彼等が健康状態の變動を視察し、且之と因果關係に在る物なきやを調べて見た。夫には先づ彼等が千葉刑務所へ入所以來、M地へ移送される迄の健康状態を観察し、次でM地に於ける生活及作業がこの健康状態に如何なる影響を與へたかを調べて見た。尙合せて、大した事はあるまいとは考へたが往復の旅行に由る影響をも調べ、且千葉へ歸還當日健康診査の際發見した七名の浮腫患者に就て卑見を述べ見度いと思ふ。

この調査は既述の通り健康の標準を體重に置いたのであるが、十八名は調査期間を通じて特に體重増減を來すべき何等の疾病にも罹患して居ない事を特に附記する。

一、M地へ移送前の體重に就て。

(イ) 移送前の生活状態

移送前の健康状態を云々するに就いては先づ十八名の千葉刑務所に於ける生活状態を説明しなければ成らぬ。

夏冬に依つて僅かの變動は有るが、六月を例に取れ

M地移送者の健康状態に就いて

ば、一日の作業時間は正味十二時間で、睡眠時間は八時間半、作業中には午前午後各々十五分の休憩があり、尙他に晝食時四十分、夕食時三十分の休憩が有つて、其の勞働條件は決して苛酷なものでは無い。又刑務所の工場の衛生的條件は之を社會の工場に比して少しも遜色が無いと信じて居る。

食事は副食物の種類及分量は全收容者に同一で有るが、主食の分量は作業の強弱に依つて多少の差を設け、筋肉勞働の劇しさに従つて主食を増加し、カロリーの不足を來すこと無き様に細かい注意を加へて居る。

十八名の主食に就て見ると、搗工は米四〇八瓦、麥四六八瓦、營繕工は米三七二瓦、麥四三二瓦、機工、メリヤス工、網工及束子工は米三三六瓦、麥三九六瓦、風船工、麻芯工及補綴夫は米二六四瓦、麥三二四瓦を食して居る。

平均すると、一日一人米三二二瓦、麥三八二瓦で、この熱量は二千四百カロリーに當つて居る。

副食物としては、左記に平素使用する献立表の一部を例として掲載したが之に見らるゝ如く相當豊富な内容を有し榮養的に恥かしく無いもので有る。

M地移送者の健康状態に就いて

昭和十三年 月分 食品栄養價計算表 千葉刑務所

日 月	調理別	品目	一人量 一瓦	蛋白質 カロリー	脂肪 カロリー	含炭素 カロリー	總熱量 カロリー	内臓物質 瓦	ビタミン				
									A	B	C	D	
21	味噌汁	味噌	45	46	24	21	93	6					
12		大根	75	2		11	14						
		肝油	2		18		18						
	漬物	澤庵	30	1	1	7	11						
	カレー汁	豚肉	30	19	104		123						
		甘藷	50	2	8	59	69						
		人参	50	2	1	18	22						
	味噌汁	味噌	45	46	24	21	93	6					
		菜	75	6	1	1	8						
		肝油	2		18		18						
計			404	127	204	141	473	15					

昭和 年 月分 食品栄養價計算表 千葉刑務所

日 月	調理別	品目	一人量 一瓦	蛋白質 カロリー	脂肪 カロリー	含炭素 カロリー	總熱量 カロリー	内臓物質 瓦	ビタミン				
									A	B	C	D	
22	味噌汁	味噌	45	46	24	21	93	6					
		燕	75	5		8	14						
		肝油	2		18		18						
	煮付	醤油	40			8	9						
		牛蒡	75	10	1	59	71						
		豚油	4		36		36						
	醬油汁	醬油	50			10	11						
		葱	75	4	1	13	19						
		肝油	2		18		18						
計			368	68	101	122	293	6					

M地移送者の健康状態に就いて

M地移送者の健康状態に就いて

昭和 年 月 分 食品栄養價計算表 千葉刑務所

日 月	調理別	品目	一人量	蛋白質	脂肪	含水炭素	總熱量	内臓物質	ビタミン				
									A	B	C	D	
23	味噌汁	味噌	45	46	24	21	93	6					
12	味噌汁	大根	75	2		11	14						
		肝油	2		18		18						
	漬物	澤庵	30	1	1	7	11						
	煮付	醤油	40			8	9						
		甘藷	300	12	51	354	417	2					
		豚油	4		36		36						
	味噌汁	味噌	45	46	24	21	93	6					
		人参	75	3	2	2	33						
		肝油	2		18		18						
	漬物	澤庵	30	1	1	7	11						
計			648	116	181	461	758	17					

(12月24日—27日迄の表略)

前記一週間分の副食物表に在る如く一日の平均蛋白質熱量一三二二カロリー、脂肪同、一五三三カロリー、含水炭素同二九七カロリーで副食物の平均カロリー五八四カロリー、之に主食の平均カロリー二四〇〇を加ふれば約三〇〇〇カロリーで本邦成人の一日量としては充分有り餘る位のものである。主食をも合すれば蛋白質三九〇カロ

リー、脂肪二二二二カロリー、含水炭素二三七四カロリーに當る。
 (ロ) 斯の如く、物質的に、又衛生的に比較的恵まれたる拘禁生活に由つて彼等の健康は如何なる變化を示したであらうか。其を示すものは刑務所へ入所時の體重と、M地へ出發時の體重の比較であらう。

氏名番號	入所職業	前職業	強、弱ノ別	入所時體重	刑務作業	刑務作業ノ別	強、弱ノ別	千葉出發時ノ體重	入所時ニ比シテ千葉増減	入所度数
965 S.K.	衛生夫	夫	強力業	51.8	麦搗工	強力作業	〃	56.0	+ 4.2	3
914 T.S.	漁師	師	〃	57.9	管繕工	普通作業	〃	54.8	- 3.1	2
558 T.U.	衛生夫	夫	〃	49.5	機工	〃	〃	52.0	+ 2.5	1
882 E.Y.	農	〃	〃	50.7	〃	〃	〃	52.0	+ 1.3	5
283 S.K.	鍛冶師	冶師	〃	52.5	〃	〃	〃	57.0	+ 4.5	7
112 N.S.	漁師	師	〃	53.2	網工	〃	〃	54.8	+ 1.6	2
202 T.S.	農士	農士	〃	54.2	麻芯工	輕作業	〃	57.3	+ 3.1	5
578 U.J.	農士	農士	〃	50.6	メリヤス工	普通作業	〃	53.0	+ 2.4	4
275 M.K.	農	〃	〃	48.7	機工	〃	〃	52.5	+ 3.8	1
259 I.T.	農	〃	〃	51.2	麻芯工	輕作業	〃	53.4	+ 2.2	1
888 K.K.	請負	負	輕易業	56.9	補綴工	〃	〃	52.0	- 4.9	5

M地移送者の健康状態に就いて

M地移送者の健康状態に就て

氏名	職業	M地到着時ノ體重	M地出発時ノ體重	M地到着時ノ體重増減	千葉到着時ノ體重	M地出発時ノ體重増減	千葉出発時ノ體重増減	千葉歸着十日後ノ體重	浮腫
773 Y.M.	商行	55.8	52.7	+ 3.2	52.7	-	3.2	3	-
810 S.T.	器具師	61.8	57.7	+ 4.1	57.7	-	4.1	2	-
535 T.H.	手傳職	63.0	60.2	+ 2.8	60.2	-	2.8	5	-
305 G.K.	無職	52.9	51.2	+ 1.3	51.2	-	1.3	3	-
865 F.S.	倉職	52.5	48.8	+ 3.7	48.8	-	3.7	6	-
972 N.M.	商行	47.8	40.3	+ 7.5	40.3	-	7.5	1	-
529 I.T.	器具師	52.8	5.8	+ 1.0	5.8	+	1.0	7	-
平均		53.5	53.3	+ 0.2	53.3	-	0.2		

氏名	職業	M地到着時ノ體重	M地出発時ノ體重	M地到着時ノ體重増減	千葉到着時ノ體重	M地出発時ノ體重増減	千葉出発時ノ體重増減	千葉歸着十日後ノ體重	浮腫
56.6		59.5	52.7	+ 1.2	53.1	+ 0.4	0.1	52.6	-
54.8		55.7	47.5	+ 0.5	47.6	+ 0.1	4.9	47.7	-
52.3		52.3	50.0	- 2.4	57.6	+ 7.6	4.2	55.5	+
51.0		51.0	52.3	+ 0.7	54.8	+ 2.5	2.8	52.7	+
55.3		57.1	56.6	+ 7.0	59.0	+ 2.4	6.3	56.2	+
54.4		56.6	61.2	+ 0.2	61.9	+ 0.7	4.2	61.0	-
57.4		56.0	59.2	+ 2.5	61.8	+ 2.6	1.6	58.8	+
			50.7	- 0.7	51.3	+ 0.6	0.3	50.5	-
			51.2	+ 3.2	53.5	+ 2.3	4.7	51.0	+
			51.6	+ 11.1	54.0	+ 2.4	13.7	52.7	+
			53.4	+ 0.2	55.0	+ 1.4	1.2	53.9	+
			52.8	+ 1.3	55.7	+ 1.5	2.3	54.5	+

表に依つて見ると入所時に比較して、移送出發時に體重増加十名、減少八名となつて居る。同一條件の下に生活し乍ら個人に依つて斯く正反對の結果を生じたる原因として想像される物は、彼等が社會に於て従事せる職業の種類中、其の職業が筋肉労働を主とする物なりや否や、入所後の刑務作業の性質、入

M地移送者の健康状態に就いて

所度數等々であらう、以下表に依つて検討する。
 (ハ) 入所以來M地へ出發時迄に體重の増加した者は十名、減少したる者は八名である。増加體重は合計二七・一疋、減少體重は合計三〇・五疋で、差引三・四疋の減少である。即ち數に於ては過半數の約五五%に體重増加者を出して居るが、量から云へば平均

M 地移送者の健康状態に就いて

一人毎に〇・一九疔を減少し、入所時の平均體重五三・五疔から移送時には五三・二疔に低下して居る。

(ニ) 入所前の職業とこの體重増減との關係を見ると、社會に於て筋肉労働を主とした者は十名で、然らざる者八名であるが、前者は十名の中、九名迄は體重増加を示し、平均一名毎に二・八疔の大幅な増加を有して居る。數から言へば實に九〇%の増加數である。減少せる一名を合せても尙一人平均二・二疔の體重増加を見、社會に於て筋肉労働に従事せる者は拘禁生活に依つても健康上障碍を受けぬのみか、却つて著しい増進を來すことを示して居る。

反之、社會に於て非筋肉労働的職業に従事せる者は全く反對の結果を示して居る。即ち八名の中、七名迄は入所以來體重の減少を示して居る。減少量合計二七・五疔で平均一人三・九疔瘦せた事に成る。一名の増加者を加へても結局一人三・三疔宛體重減少を示し、人數から云へば八七%迄減少してゐる。即ち社會で肉體的に輕易なる職業に従事せる者は、拘禁生活に由つて健康上著しき打撃を受けるものと考へられる。

は全部乙と云ふ事になり、差して悲觀した物でも無

50

千葉出發時の健康診査表

氏名 番號	身長	體重	胸圍	榮養	四肢	視 辨 色 力	聽 力	齒	牙	疾 其 ノ	病 他	既 往 病 歴	精 神	總 評
965	165	56.0	85	良	完	1.0 正	正	—	—	ナ	シ	シ	常	甲
914	159	54.8	88	〃	〃	1.0 正	〃	—	—	ナ	シ	シ	〃	乙
888	156	52.0	83	〃	〃	0.3 正	〃	虫	4	ナ	シ	シ	〃	丙
882	152	52.0	86	〃	〃	1.5 正	〃	—	—	ナ	シ	シ	〃	乙
283	156	57.0	85	〃	〃	0.8 正	〃	虫	2	ナ	シ	シ	〃	乙
112	151	54.8	89	〃	〃	1.0 正	〃	虫	3	ナ	シ	シ	〃	乙
202	166	57.3	87	〃	〃	1.5 正	〃	虫	4	ナ	シ	シ	〃	甲
578	153	53.0	85	〃	〃	1.2 正	〃	—	—	ナ	シ	シ	〃	乙
275	151	52.5	84	〃	〃	1.0 正	〃	—	—	ナ	シ	シ	〃	乙
259	158	53.4	86	〃	〃	1.0 正	〃	—	—	ナ	シ	シ	〃	乙
888	154	52.0	82	〃	〃	1.0 正	〃	—	—	ナ	シ	シ	〃	乙
773	157	52.7	91	〃	〃	0.8 正	〃	欠	8	ナ	シ	シ	〃	丙
810	166	57.7	85	〃	〃	1.0 正	〃	欠	1	ナ	シ	シ	〃	丙
535	164	60.2	90	〃	〃	0.1 正	〃	欠	2	ナ	シ	シ	〃	丁

M 地移送者の健康状態に就いて

(ホ)

入所後の刑務作業と此の體重の増減との關係を調べて見る。強力作業一名は體重増加、普通作業十二名中、増加七名、減少五名、輕作業になると増加二名、減少三名で、體力を要せぬ作業程、體重減少が稍々目立つて来る。機工五名は全部體重増加し、又興味有るのは同じ輕作業中でも麻芯工は全員一〇〇%に體重が増加してゐるに反し、風船工は全員が體重を減少して居る事である。この原因は更に多數の統計を待たなければ判明しないが、或は麻芯工は精神力を要する事少きに反し、風船工は可成の注意力を必要とする爲ではなからうか。身體虛弱者に輕作業を課する場合、風船工が輕作業として適當なりや否やは慎重に考慮を要する所である。

(ハ)

刑務所への入所度數と此の體重増減との關係に就ては初犯四名の中、三名は増加、累犯者は増加と減少が各々半々であつて、格別の關係を認められな

50

(ト)

さて愈々千葉を出發と言ふ時の健康診査の結果は左の表の通りであるが、身體總評で甲は僅か二名、乙は十一名、丙は三名、丁が二名と云ふ心細い成績である。然し身長と體重のみで判定すれば甲四名他

M地移送者の健康状態に就いて

り、減少体重は合計一・二疋、一人平均〇・六疋に當る、結局十二名を平均すると一人宛一・三疋の増加を見せて居る。

(II) 軽作業(千葉)から強力作業(M地)への轉業者は五名で此の五名の健康状態は最も心配したのであるが、結果を見ると矢張り無理であつたと見えて、体重増加二名、減少三名で、數の上からは減少率が高し。

然し量的に見ると、増加体重は合計一一・八疋で、一人平均五・九疋を増し、減少体重は合計六・三疋で、一人平均二・一疋減少し、結局五人を平均すれば、一人一・一疋宛の増加となる。即ち軽作業から強力作業へ轉業すると痩せる人が多しのであるが、全體としては別に心配する程の事も無く、却つて平均体重を多少増加して居る。

軽作業五名の中、体重減少せる三名の體格は千葉出發時の検査に依れば

氏名番號	身長	體重
二五九番	一五八糎	五三・四疋
二〇二番	一六六糎	五七・三疋
五三五番	一六四糎	六〇・二疋

四、千葉へ歸着時の體重に就て。少者五名の身長平均一五八糎、體重平均五五疋で、體格優秀な者が却つて痩せて居る。従つて今回の如き構外強力作業に當つて體格必ずしも頼むべからざるものと思はれる。

半歳の勞役を終へた十八名は十二月上旬M地を出發約二晝夜の旅の後無事千葉へ歸着した。歸着と同時に測定した體重を、M地出發時の其れと比較して見る。體重増加せる者は實に十六名の多數に達し數に於て八八%になる。増加總量は三二・四疋で一人宛平均二・二疋を増し、減少せる者は二名一・一%で總量四・六疋一人宛二・三疋減少である。

結局十八名全體としては一人宛平均一・五疋宛増加して居る。減少せる二名は往行に際しても減少した者で、千葉及M地服役中は増加して居る。其他往行には瘦せた他の九名も歸路は皆、肥つて居ることは面白い。

五、千葉出發時と歸着時の體重比較。

千葉刑務所出發時に比して歸着時に體重増加せる者は十四名七七%で、他の四名は減少して居る。増加總量五一・七疋、減少總量九・〇疋、結局十八人を平均すると、一人當り二・三疋の體重増加を示して居る。

M地移送者の健康状態に就いて

平均 一六二糎 五六・九疋

であつて、平均總評甲であり頗る優秀な體格なりと云はなければならぬ。一行十八名の中でも最も體格優秀な此の三名が體重減少してゐる點より考へると、體格は良くとも平素軽作業をやつて居た者は、かゝる急激な轉業は無理であると云へよう。

(二) 此の體重増減との關係に就て見れば

氏名	體重増加者ノ體格		體重減少者ノ體格		
	身長(糎)	體重(疋)	身長(糎)	體重(疋)	
529	155	53.8	535	164	60.2
972	154	40.3	305	153	51.6
578	153	53.0	202	166	57.3
865	152	43.8	275	151	52.5
112	151	54.8	259	158	53.4
283	156	57.0	平均 158		55.0
810	166	57.7	平均 156		52.8
773	157	52.9	平均 156		52.8
914	159	54.8	平均 156		52.8
888	154	52.0	平均 156		52.8
965	165	52.8	平均 156		52.8

表に示すが如く、増加者十一名の身長平均一五六糎、體重平均五二・八疋(千葉出發時測定)であり、減

六、還送者の浮腫に就て。一名の病人も出ず、斯く著しき健康増進を見た事は欣ばしき次第である。

還送者の健康診査の際、脛骨縁浮腫を呈せる者七名あつた。此の浮腫に就ては特に治療することなく、其の儘に放置して経過を見た所が、十日間に全く消失して居る。

浮腫者表

氏名番號	移送前ノ刑務作業	脛骨縁浮腫ノ程度	心臓血管障害	腎臓障害	尿酸反	最高血壓	最低血壓	尿蛋白
773 Y. M.	女子工	高度	無シ	無	存	100	70	無
865 F. S.	網工	中等度	〃	〃	〃	115	60	〃
529 I. T.	機工	〃	〃	〃	〃	105	65	〃
888 K. M.	補綴工	輕度	〃	〃	〃	110	60	〃
535 T. H.	風船工	中等度	〃	〃	〃	92	70	〃
972 N. M.	〃	高度	〃	〃	〃	118	70	〃
259 O. Y.	麻心	中等度	〃	〃	〃	90	60	〃
平均						104	65	

此等浮腫患者の臨床所見は見るべきものなく、心臓血管障も無く、最高血壓は自一二〇至九〇、最低血壓は自八〇至六〇であり、其他脚氣様の症候は認められなかつた。又昨年在京某刑務所に於て發生せる浮腫と

M地移送者の健康状態に就いて

も其の本質を異にするものと考へられる。沈下性浮腫 Hypostatische Oedem と見做すべきものであらう。

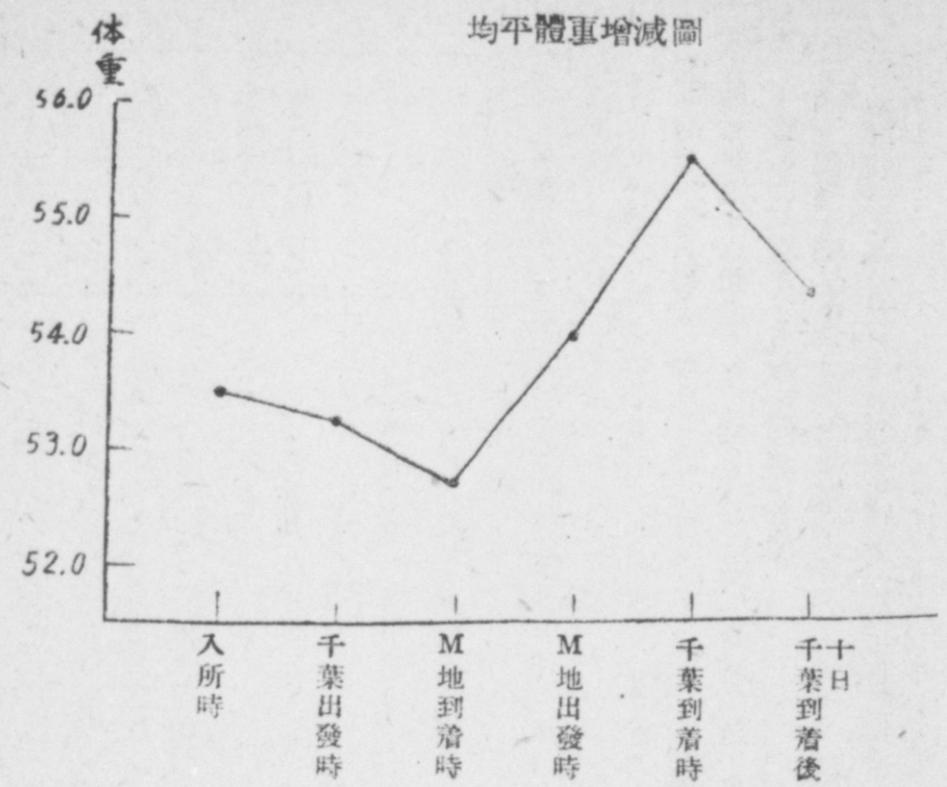
(イ) 移送前の刑務作業と浮腫との関係を見ると、普通作業十二名中三名の浮腫者を出して居るに對し、輕作業に従事せる者五名中四名の浮腫者を發生して八〇%の罹患率を示して居る。即ち刑務所で輕作業に従事せる者程、浮腫發生率が多い。

(ロ) 入所前の社會に於ける職業別に見ると、筋肉勞働に従事して居た者十名中に浮腫の發生は僅か一名に過ぎぬ。反之非筋肉勞働的職業に従事せる者八名中に六名の浮腫者を出して七五%の高率を示して居る。

(ハ) 十八名中、八名は移送前には體重減少を來せる者であるが、此の八名の中から浮腫患者を五名出して居り、體重増加せる十名中からは僅か二名の浮腫者を出したに過ぎぬ。即ち受刑中體重減少の傾向ある者に浮腫は多い。

七、千葉へ歸還後十日後の體重に就て。千葉へ歸着してから十日後に體重減少せる者十五名、増加せる者三名で八三%迄は減少して居る。其の減少量總計二五・一疋、増加量合計五疋で差引二〇・一疋を減少し平均一人一・一疋を減少して居る。然し乍ら千葉出發當時に比較して尙體重増加の状態に

均平體重増減圖



M地移送者の健康状態に就いて

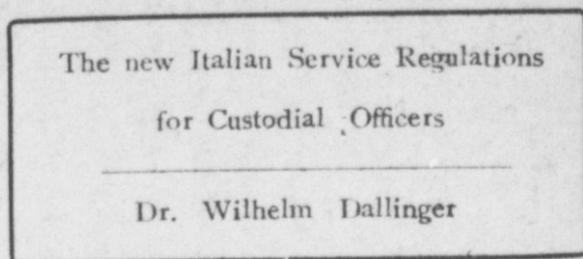
留る者十一名、六一%で其の總計三一・七疋、減少せる者七名で其の總量一〇・一疋、差引二一・六疋増加し、一人平均一・二疋を増加して居る事に成る。十八名は一名が強力作業に復歸したのみで他は全部普通作業に就役したのであるから食糧の減少等が體重減退の原因と考へられるが、歸路の旅程に由つて著しく増加した事は一寸説明が附かない。

結論

僅か十八名の統計を以て結論云々も汗顔の至りではあるが、此の調査のみに就て強ひて結論すれば

- (イ) 過半数は刑務所入所後體重を増加して居る。
- (ロ) 然し増減を平均すると一人宛多少の減量に當る。
- (ハ) 社會に於て筋肉勞働に従事せる者は拘禁生活に依つて體重減少する事は殆んど無い。反之非勞働的職業に従事せる者は全く反對の結果を示して居る。
- (ニ) 其の刑務作業が體力を要しない者程拘禁生活中の體重減少が目立つて來る。
- (ホ) 犯數とこの體重増減とは關係が無いらしい。
- (ヘ) 千葉よりM地迄の往路に由つて體重減少せる者が多い、この體重減少は旅行と關係が有る。
- (ト) 刑務作業と此の旅程に由る増減とには關係が無い。
- (チ) M地を出發する時は過半数は體重を増加して居る。

- (チ) 普通作業から強力作業へ轉業せる者は大部分體重を増加してゐる。
- (リ) 輕作業から強力作業へ轉業した者は矢張り無理だと見えて瘦せた者が多い。
- (ヌ) 體格は良くとも、平素輕作業をやつて居た者が急に強力作業に轉ずるのは宜しく無い。
- (ル) 一般に今回の如き土方作業には體格必ずしも頼むに足らぬ。
- (ヲ) M地を出發して千葉への歸還に當つては大部分が體重増加して居る。
- (ワ) 歸つて來た時、脛骨縁に浮腫を證明せる者が七名有つた。之は出發時には無かつたものである。
- (カ) 此の浮腫は脚氣ではない。沈下性浮腫である。
- (タ) 浮腫は輕易なる刑務作業に従事して居た者に多い社會に於て非筋肉勞働的職業に従事せる者に浮腫が多い。
- (レ) 受刑中に體重減少の傾向ある者には浮腫が多い。
- (ソ) 千葉へ歸着して十日後には大部分が再び體重を減少して居る。
- (ツ) 然し尙移送前に比較すると大部分が體重を増加した儘で居る。



イタリアの新戒護職員服務規則 (二)

ドイツ司法省地方裁判所判事法學博士

ウイルヘルム・ダリッガー

(四) 職制

第一篇は戒護の職制の組織に關するもので、戒護職員團體の設立組成に關する規定を以て始まつてゐる。第一章第一條に曰ふ

「戒護職員の團體は軍隊式に組織さるゝのである。職員は行刑施設並びに保安施設に於ける規律及び秩序を維持する任務を有つ。

施設外部の警戒も亦た戒護職員團體の任務に屬する。

戒護職員の團體は司法省に直屬する」

戒護職員團體の官職表及び等級令は服務規則に添付せられたる表のAに明細に掲げられてゐる。是れによると、戒護職員團體の全職員は八千三百五十人で、内譯にすると、主要なる刑務所に於ける戒護課長 (Kommandant-Leiter des Aufsichtsdienstes) 六十人、一級看守長 (Hauptwachmeister 1. Klasse) 百二十人、同数の二級看守長 (Hauptwachmeister 2. Klasse)、一級看守長補 (Untertauptwachmeister 1. Klasse) 二百五十人、二級看守長補 (Untertauptwachmeister 2. Klasse) 三百五十人、看守部長 (Oberwachmeister) 二千三百五十人、看守 (Wachmeister) 四千八百人及び見習看守 (Probewachmeister) 三百人である。それら個々の刑務所へ職員を割り宛てるのはその刑務所の必要及び職務の條件に従つて定めらるゝのである。

戒護課長並びに看守長及び看守長補は大學卒業者で、看守長及び同補は曹長及び下士の等級に立つものである。

特異な點は、第三條に従つて戒護職員の人事に關する中央委員 (Zentralkommission für das Aufsichtspersonal) が司法省内に設けられてゐることである。この委員は、行刑局長によつて指命されたる判事又は檢事を委員長とし、司法省内の戒護課長又はその代理並びに保安行刑兩施設の長一人づゝより成るので、重要な職員的人事、例へば試験、昇級、懲罰其他に參與するものである。

第二章は任命に關して規定してゐる。志願者の條件は第四條によりイタリアの國籍を有すること、ファツシスト黨への加入、年齢は二十歳乃至三十八歳なること (例外あり)、身長一、六〇メートル以下ならざること、身體強健精神健全にして、一度も犯罪 (違警罪を除く) のため處罰せられたることなく、特に兵役中行狀を謹しみ惡評を受けざること等で、外に志望者は小學校 (Elementarschule) の上級 (五級) を終了してゐなければならぬのである。

司法省は管轄權を有する土地の檢事局に見習看守への任命の指令を發する權限を與へ且つ指令を受けたるものを練習所又は刑務所へ差し向けるのである (第七條)。志願者は最初に三ヶ年の勤續の義務を負はなければならない。見習期間は六ヶ月であるが、更に四ヶ月延長されることが出来る。見習期間終了後當該職員は司法省の認許を俟つて看守に任命さるゝのである (第十條)。

三ヶ年の勤續義務年限の經過したる後戒護職員は更に三ヶ

イタリアの新戒護職員服務規則

年任用の延長を申請することができる。この申請に關しては司法省で決定するのである。若し最後の年に於て資格證明に「良」の評點を獲得しなかつたものには任用の更新が拒まれるのである (第十三條)。任用は八回までは更新せられ得るのであつて、其年限を超へてからは特別の義務なくして職に留まるのである。服務期限の最初の三回の更新と共に一千里ラ、二千里ラ又は三千里ラの特別手当がつくのである。この金額は半分だけ職員に支拂はれるのであつて、残りの半分は積立金として役立ち、職を去る場合に受領するのである。看守部長及び看守の任用の最初の六回の延長によつて、この外に時として一日〇、五〇リラの俸給の増給がある。

毎年三月中前年十月二十八日現在の職員の勤續年限表が發表されるのである (十月二十八日はファツシステイにとつて日出度いローマ進軍の日)。

次章は職員訓練に關する規定である。ローマに於ける行刑制度の中央研究所に戒護職員的身體並びに精神の訓練のため理論と實際とを兼ねた訓練所が設けられてゐるのである (第十七條)。ローマ以外の他の地にもこの練習所の支部が設けられ得ることになつてゐる。練習所への入所を許可された職員は寄宿舎に入舎を命ぜらるゝのである (第十八條)。

見習勤務中の戒護職員の練習期間は通例三ヶ月である。練習所に於ける教授の科目は、普通教育、戒護職員服務規則、豫防行刑兩施設に於ける服務執行規則、刑法及び刑事訴訟法要綱、

衛生學及び應急手當、體操教練並びに武器操縱法等である。練習所長は練習期間の終りに於て所期の結果及び練習生各自の實力について司法省に報告するのである。

少年刑務所、常習職業犯人及び性癖犯人のための行刑施設又は作業組織の特に重大視せられてゐる行刑施設に勤務する戒護職員には特別の學課が施されるのである。この特別學課の教授科目及び期間は場合々々によりて司法省によつて決定されるのである。特別教程は三ヶ月を超ゆるを得ない。

なほ別に練習所では特殊の學課が授けられてゐて、看守長補への昇進を望むものは是非共この學課を修了しなければならぬのである。

第四章は、職員の昇進の方法組織に關する規定であつて、これは職員待遇上の策として延いては刑罰の執行其者にとつても亦た意義の重大なものである。第二十一條はこの方法組織についての基礎的な規定であつて、以下十五ヶ條はこの規定を詳細に説明したものである。全體の昇進は省令によりて決定されるのである。理由書に説き示されてゐる通り、昇進には何はさてをき第一に實際に役に立つこと、技倆手腕並びに功勞の三つが標準となるのである。或る場合に於ては、此等の特徴は試験の結果によつて證明されなければならないのである。これは看守長及び看守長補の等級への昇進の場合をいふのである。戒護職員への昇進の第一段階は看守長補であるが、理由書に説かれてゐる

議で許可が決定される。口頭試験は司法省の戒護局長を委員長とする試験委員の前で行はれるが、委員には練習所長及び各科の教師が任命されるのである。口頭試験の問題は——行刑豫防兩施設に於ける服務執行規則、戒護職員服務規則、未決勾留、刑罰及び保安處分に關する範圍に於ける刑法及び刑事訴訟法の概要、行刑施設に於ける管理會計事務、受刑者の人格研究、受刑者及び釋放者保護、教化方法、行刑施設に於ける安全、規律秩序の維持の手段並びに軍事に關する智識等である。試験の得點の結果に従つて前掲の試験委員は志願者の成績順位を定め、司法省は自由に處理し得べき地位(職)の割合に應じて昇進を發令するのである(第二十七條)。

二級看守長への昇進には同じくまた筆記口頭の兩試験が前提となるのであつて、この試験は缺員になつてゐる地位のある時に司法省から公示されるのである。少くも二年間看守長補として勤務し且つ最後の二年に於て「優良」(admirabilis)のクアリフィケーション(資格證明)を獲得した看守長補が受験を許可されるのである。試験科目は服務執行規則、行刑施設に於ける會計事務、未決勾留に關する刑法々典及び刑事訴訟手續の規定、刑罰執行及び保安處分並びに行刑統計等である。試験はローマで行はれる。試験委員には行刑局會計官、行刑統計の専門家が加へらるるのである。試験の結果により、再び成績順位が定められ、試験に合格した候補者の優秀なるものが勝利者として

ように、この第一段の昇進は只だ嚴重な試験に於て基礎的な訓練教育を證明し得た候補者へのみ許されるのである。而して、更に高い次の段階即ち看守長級への昇進には、克くこの地位即ち看守長補の職任に堪へたばかりでなく、職に在つて進んで改善の功を挙げたといふことが先づ前提となるのであつて、多くの刑務所に於て見るが如く、看守長が戒護課長の任務を帯びてゐる場合には、この前提は益々重要なものとなるのである。

看守長補(Unterhauptwachmeister)への昇進の次第は次の通りである。即ち、先づ、年齢三十七歳を越えず、戒護職員の團體に入つて五ヶ年間在職し、職務に熱心にして才能の確實なることを證し、且つ、少くも二年來施設外への禁足(Auslass)以上の懲罰を受けたることなく及び資格證明に於て「良」以下の劣等なる評點を下されたことなき者にして、譬めて受験許可の申請を爲すことができるのである。但し、以前下士たりしもの及び中等教育あるものは最短在職年限は三年で足りるのである。事情によりては僅かに二年でも差支ないのである(第二十二條)。控訴院の檢事局に於て施行される筆記試験に於ては戒護職員としての任務に關する論文を作成し、なほまた、算術の問題に解答しなければならないのである(第二十三條)。筆記試験で所定の點數を得たものは、前章に述べたる教程を受け、ことを許可されるのである。期間は三ヶ月である。しかし、更らに口頭試験があつて、練習所の所長(長)を座長とした教員會

て發表されるのであるが、固より昇進者の數は豫め司法省から告示されてゐる空職の數によつて定まつてゐるのである。一級看守長補への昇進と二級看守長への昇進との間には少くも三年の日子が存してゐなければならないのである(第二八—三一條)。

戒護課長(Kommandant)への昇進には別に試験はない。功勞と實力とが條件となるのである。中央の試験委員は少くも二年間其職に在り且つ終りの三ヶ年中に「優良」の資格證明をかち得た一級看守長の中から戒護課長に昇任せしむるに適したと認むるものを選抜するのである(第三十三條)。

看守部長(Oberwachmeister)への昇進並びに看守長補の級の昇進については、中央委員は勤続年限に従つて不足のない數だけの職員を選抜して昇進適格者として發表するのである。條件は終りの二年間に於ける資格證明「良」である。下級のものにして昇級せしめらるるためには少くも二年間其職に服務したものでなければならないのである(第三十四條)。

若し職員にして刑罰執行の職務上明かに生命の危險を伴つた非常なる功績を立たたものは、試験其他何等の手續を要せず直ちに上位の階級又は次の級へ昇進するのである。しかし、此種の昇進は全體の空位の二十分の一を越ゆるを得ないのである(第三十六條)。

第五章は服務關係の終了について規定してゐる。普通定則と

しては満五十歳に達すると共に終了するのである。例外の場合には五十五歳まで繼續せられ得るのである。次の場合には、第三十八條により職務を免除 (Dispensierung) せられるのである。

- 一、服務關係が義務年限經過後更新せられざる場合
- 二、義務關係が特別の身上又は家事上の理由に由る職員の場合

三、職員が職務に堪へざるに至りし場合、又は他の理由より職員が職務に堪へざるに留まること望ましからざる場合職務の免除の場合に於ては、職員は普通年金其他の權利に對する請求權を保持するのである。戒護職員及び其家族に屬する年金は第四十條に掲げらるゝ規定によるのである。

第六章は職員結婚に關するもので、職員結婚は司法省の認可を要することが規定されてゐる。

最後の第七章は賜暇に關するもので、一定の勤務年限後、職務上の關係の容す場合には、三十日までの休暇が有給のまま、職員に與へられ得るのである。正當な理由があれば、司法省は休暇を六十日まで延長することができるのである。但し、延長せられたる三十日分に對しては職員は俸給を請求する權利を有しないのである。

(B) 表彰と褒賞

(I) 服務規則は第五十七條に於て表彰と褒賞として次のものを規定してゐる。即ち、刑務所としての褒賞、司法省よりの褒賞、功勞章、勤績精勵を表彰するメダル、賞金、前掲第三十六條による殊功による昇進である。

職員にして特に才幹に富み精力の人に過ぐるものありて、且つ、一旦事有るの際、大膽克く規律秩序を維持し得たる場合には、刑務所より褒賞狀が與へらるゝのである。特別の事情の下に在りては、この褒賞狀は司法省より發せらるゝのである。

五年間引續き資格證明「良」を受け且つ禁足以上の懲罰を課せられたることなき職員に表彰章が與へらるゝのである。この徽章は上衣と外套の左腕の上部に着用せらるゝのである。これは次ぎ／＼と三回與へられ得るのであつて、その度毎に一日〇、五〇リラの俸給の増給が伴ふのである。但し表彰章の授與による俸給の増額に要する全部の經費は一年二十五萬リラを越ゆるを得ないのである。

勤績精勵のためのメダルは職員團體に於ける十五年の勤績の後司法省によつて與へられ得るのである。従來の法規に従へば、只だ簡單に十五年勤績すればメダルは與へられたのであるが、新服務規則の第六十條によれば、單に勤績したゞけでは足らないのであつて、職員は稱讚するに足る勤務給付をなし且つ少くも終りの五年間資格證明「良」を得たといふことが條件となるのである。何かしら他に秀づる所があり且つ只だ悪くないといふばかりでなく正確に義務を履行する人のみ優遇すべきであつて、單に職務を規則通りに果たして行くだけでは、生活の行路に於ける職業上の地位を保つて行くには十分かもしれぬが、しかし道義的にせよ又は物質上にせよ何等かの優遇を受

くべき正當の理由にはならないのである。とは新服務規則の此の點に關して説く所である。

死刑、懲役又は禁錮に處せられてゐる受刑者にして逃走したるものを逮捕したる場合には、警察官に適用せらるゝ同じ規定に基き、戒護職員は特別賞與金を受くるの權利を有するのである (第六十一條)。

(C) 懲戒

第三篇は懲戒に關するもので、戒護職員の一般義務に關する綱領的の原則を以て第一章は始まつてゐるのである。第一章の第六十四條の規定が職員職務遂行の基礎をなすもので、その條文に曰く、

「戒護職員は、その職務の遂行、即ち、規律秩序の維持並びに刑罰に伴ふ義務を履行するに當りては、刑罰強制の手段は、先づ罪を犯かしたるものを罰し、と同時に、本人を再び社會的生活に順應せしむるを以て目的とするものであることを覺悟してゐなければならぬ。

品位ある確乎たる態度、各受刑者に對する公正なる處遇、受刑者の精神上並びに物質上の要求に斷えず留意を怠らざることを、此くの如きは戒護職員職務遂行の成功を保證するものである」。

この規定は戒護職員態度行動をして刑罰執行の領域に於けるファッシストの立法精神に一致せしむることを目的としてゐるのである。若し戒護職員をして此の指導的規定を活用するに成功せしめたならば、刑罰の執行特にその職員各自の裁量に委

ねられてゐる執行の部門に好結果をもたらすことは疑を容れないのである、と理由書には述べられてゐる。

第六十四條につゞく數々の條文は上長官に對する服從尊敬の義務を説いてゐる。服從の義務は兵卒の場合に準じて規定されてゐる。下僚の愁訴陳情は職務の上でなされなければならぬのである。第七十一條に従へば職員は勤務外の自由時間に於ても施設を離れることはできないのである。但し外出に定められたる時間にはこの限りでない。原則上勤務中は喫煙は禁ぜられてゐる。戒護職員自身使用するに定められてゐる物件即ち衣服武器等を清掃整頓するため受刑者を使役することも亦た同じく禁ぜられてゐる (第七十三條)。

戒護職員に對して適用することを許されてゐる懲罰は次の通りである。即ち、譴責、施設内禁足、減俸、免職及び團體より除名是れである (第七十四條)。看守部長より看守への貶職、高級戒護職員の貶級並びに懲罰班への引渡は懲罰としては廢止されたのである。かゝる懲罰に處せられなければならない職員は明かに以後長く職員團體に屬する資格のないものであるから、かゝる職員に對しては除名が申請されて然るべきである、と理由書には説かれてゐる。

懲罰權は、刑務所長、土地の懲罰委員、控訴院管内の懲罰委員及び司法省長官によつて行使されるのである (第七十五條)。これについての詳細の規定は次の二章に掲げられてゐる。

ニュージーランドの行刑管理 (一)

國際委員 M. B. L. ダラード報告

(本文は前號所載の「アメリカ合衆國行刑管理」に引續き同書からの譯出である)

B 行政

中央行刑管理

(1) その組織

千八百八十年以前、ニュージーランドに於ては監獄の中央管理なるものは存在しなかつた。各州 (Provinces) の知事 (Superintendents) は監獄の指揮に任じ、看守 (gaoliers) を任命した。千八百八十年行刑制度の再組織と指揮權の中央の統一が決定された。キャピティンヒューが此の目的を以て英本國から派遣され、初代の監獄監督官 (Le premier inspecteur des prisons) に就任した。千九百十九年『監獄改正條令』 (Prisons Amendment Act) が發布され、一行刑局長 (Controller-general) と必要數の監獄監督官の任命が決定した。行刑局長は行刑の一般制度の問題に關し、司法大臣の指示

に従つて『千九百八年監獄管理法』の適用と、該法に依つて設立された監獄の全體的指揮——それは受刑者の戒護を含む——に責任を持つてゐる。監獄檢閲官——その本部は司法省の『主務局』(Head Office) にある——は定期的に監獄を訪問し、視察し此の問題に關して行刑局長に報告をなす。監獄の一般的活動並びにその作業は、會計、保管、登記の事務を包含する『主務局』の監督下に在り、該局の職員數總計は約二十一名である。最も重要な施設に於ては、管理事務に對する職員數は制限されてゐる。

(2) 組織の精神

主なる目的は受刑者の周到なる戒護、その幸福、及び矯正である。この爲には中央職員と各施設の職員との連繫が緊密に保たれてゐる。班作業や共同作業の價値が高調され、地方

職員は日常行事や制度一般の問題に關する示唆——組織と勞働に關して或る種の改善をもたらし、懲罰よりも寧ろ復讐と矯正を目指す制度の一定目的に沿ふ示唆——を與へんと努力してゐる。それに到達する主なる手段は訓練、有用勞働への慣熟、慰安の組織、教育・教化的影響、深く配慮された處遇これである。

二 施設

(1) 分類、收容能力、位地

ニュージーランドには十三の監獄、三『感化監』三ボースタル施設、二十五の警察小監獄及び拘留所 (petites prisons et maisons d'arrêt de police) がある。

全行刑施設は次の如く分類される。

- 第一級 男子用『感化監』
- 第二級 女子用『感化監』
- 第三級 一般監獄
- 第四級 特別監獄
- 第五級 外役監獄 (Prisons camps)
- 第六級 警察拘留所及び監獄

これ等の階級に従つて施設名を列擧すれば次のやうである。

ニュージーランドの行刑管理

ニュージーランドの行刑管理

を收容する、又短期刑に處せられた地方人を收容する。

ワイ・タコ監獄 (Prison Wi Tako)——ツレンザム (Tren-
ham) 在、短期刑の優良受刑者用監獄農場。

第四級 ニュー・プリマス監獄——性的墮落者、或は短期
刑地方人を收容する。(二區あり)

第五級 ホーツウ監獄 (Prison de Hautu) 圍壁なし——
トカーヌ (Tokanu) 在、開墾用農場キヤムプ、信用あ
る受刑者を收容する。

ランジボ監獄 (Prison de Rangipo) (圍壁なし) 開墾用
農場キヤムプ、信用ある者を收容する。

ウエーキエーン監獄 (Prison de Waikane) (圍壁なし)
——エリユア (Erua) 在。道路建設に従事する信用あ
る受刑者のキヤムプ。

第六級 ネーピア監獄 (Prison de Napier)——田舎出身
の犯罪者或は短期刑に處せられたる者を收容する。

ジスポーン監獄 (Prison de Gisborne)——小拘留所。
グレーマス監獄——小拘留所。

なほその他、警察職員に委託された二十三の拘留所。
更に『千九百二十四年の犯罪豫防法 (ポースタル施設法)』
に依つて設立された三つのポースタル施設がある。即ち
インバーカージル (Invercargill)——二十一歳以下の青少年

に監獄を設立することに力めて來た。それは可能なる限り農
業及び土地の改良に收容者を使役する目的を持つて行はれ
た。その結果、大監獄の多くは農業施設となつた。たゞオー
克蘭ド・ウエリントン、ニュー・プリマスの三監獄だけは
都會に建てられてゐる。ポイント・ハールスウエルの女子施
設はウエリントンの郊外田園の中央に位置してゐる。千九
百三十四年の一日平均受刑者總數千三百六十一人の中、五十
四％は農業監獄に、四十三％は都市監獄に、三％は警察管轄
の小監獄及び拘留所に收容されてゐる。

(2) 指 揮
第一、第二、第三、第四級の監獄は夫々、一所長 (Superint-
endent) の指揮下に在る。第五級監獄は下級職員に、第六級
監獄は看守 (gardien) に依つて指揮されてゐる。全員集團的
に『指揮職員』(Controlling Officers) なる名稱で選任され
る。『指揮職員』には夫々次席 (un directeur-adjoint)、主任
看守長 (un gardien-chef)、看守長 (un gardien principal)
が隸屬する。
女子施設は一婦人の指揮を受ける、但しオークランド監獄
を除く、該監獄に於ては一婦人が女區指揮の責任を負つてゐ
る、所長はその補助員を持つ。

ニュージーランドの行刑管理

年用施設。

ウエーケリアー二十五歳以下の青年用施設。

ポイント・ハールスウエル女子ポースタル——二十五歳以
下の女子用施設。

收容能力——各施設の收容能力は次のやうである。

アディントン	三三二
オークランド	三四四
ホーツウ	八二
インバーカージル	二四六
ネーピア	二九
ニュー・プリマス	六九
パバルア	一六五
ポイント・ハールスウエル	五五
ランジボ	四七
ウエーケリア	一八二
ウエーキエーン	一七〇
ワンガヌイ	三七
ウエリントン	一一〇
ワイ・タコ	七五
小監獄及び拘留所	約一五〇
位置——千九百十年以來司法省は都會の聚落を避けて田園	

三 職 員

(1) 施設職員の組織

大施設の職員は夫々『指揮職員』、主任看守長、看守長、
看守部長 (les gardiens-principaux adjoints)、看守及び作業教
師 (les gardiens-instructeurs) を含んでゐる。大施設内では一
人若くは多數の職員が會計と商品の處置を司掌してゐる。
作業教師は收容者に各種の職業や農業勞働を教へる。

文部省 (Le Département de l'Instruction publique) と協定の
下に、學校教師が最重要な監獄を訪れ、收容者を教育する。

各施設には又醫師が附屬してゐる。醫師は本官ではない
が、入獄時には全受刑者を診察し、一週の中若干日醫療を行
ひ要求に應じて來診の義務を負ふ、尙私的診察を行ふ權利を
持つてゐる。

或る農業施設では、羊毛及びその他の材料の精選のため專
門家が雇傭され、その時々勤務と收容者教育に對して司法
省から、報酬を受けてゐる。或る施設には農業經驗家が雇傭
されてゐる。他施設では『指揮職員』が、その知識と必要な
經驗を有する場合は、農業家としての役割を果す。

オークランド監獄では、一人の交通技師が恒久的に雇傭さ
れ、監獄の交通を監督してゐる。
女子職員中には女監取締とその助手を含んでゐる。ポイン

ニュージーランドの行刑管理

ト・ハールスウェルの女子『感化監』には、一人の女教師と一人の體育係が常備されてゐる。

(2) 募集及び昇進の方法

『社會局長官』(Public Service Commissioner) は全監獄勤務員の任命に就いて責任を負つてゐるのである。

下級職員は一定の資格ある者として登記された候補者の團體から選任される、その主要なる條件は人性に關するよき教養を持ち、優れた健康體であり、少くも五呎八吋の身長を持ち、相當な教育程度(最少限は第五級の修業證明書を持つもの、併し一般にはそれ以上の資格あるもの)と立派な人格が必要である。そして最少限二十一歳最大限二十六歳の者で、醫師の考査を経なければならぬ。

四十五歳を超えざる候補者は夜勤看守として試験的に採用される。二ヶ年を経過し、報告が有利な場合は、その任命は確定的なものとなる。

選任された候補者は二ヶ年の試験期間を経なければならぬ、その期間に候補者は行刑上の義務、法規に關する考査を受けるのである。此の期間の終に於て『指揮職員』が彼等の能力を適當と認めた場合、その看守としての任命は確定する。

看守長 (Gardien Principal) の地位へ昇進するには、犯罪學、會計、負傷者の應急處置、刑務法、その他の規定 (Regulations) を修めなければならない。

崇高なる局面を正當に評價することを學ぶものと期待される。『指揮職員』は、絶へず候補者に注意を與へ、彼等を教育する。

(4) 俸給

所長並びに他の『指揮職員』の俸給は最少二百八十三磅十志から最大四百七十磅十九志の間であり、それは監獄の收容能力及びその重大性に依つて異なる。看守 (Les Gardiens) の俸給は二百七十四磅六志から三百二十九磅四志である。

主任看守長 (Les gardiens-chefs) は二百八十八磅一志から三百四十二磅十八志、看守長 (Les gardiens principaux) は二百九十二磅十三志から三百六十七志、看守部長 (Les gardiens principaux adjoints) は二百六十九磅十五志から二百八十三磅十志、作業教師 (Les gardiens instructeurs) は二百二十二磅から二百七十八磅十九志、看守 (Les gardiens) は二百十七磅三志から二百五十一磅九志である。

本官の『保護觀察職員』の俸給は三百四十八磅九志である。

醫師の俸給は七十二磅八志から百九十三磅一志を支給され、且開業の權利を持つてゐる。交通技師 (Les ingénieurs des carrières) の俸給は三百四十七磅九志である。管理職員 (Le personal administratif) の待遇は七十一磅十志である。

ニュージーランドの行刑管理

報告の考査を経て、該職員が昇進に對して必要な能力を持つものと行刑局長 (Le Contrôleur Général) の判断が有つた場合に確定する。五ヶ年間勤務の経験がない場合には、特別の許可を得るに非ざれば、何人も看守長の考査を受けることは出来ない。

看守長にして仕事に對する特別の熱意、習熟、周到なる注意を示す時は、何等の試験を経ずして主任看守長 (Gardien-chef) の地位に昇進することが規定されてゐる。

『指揮職員』は行刑局長の推薦に依りて任命され、仕事に對して誠實熟達を要請せられ、人格又高潔なるを要する。總じて監獄勤務の職員の選擇に際しては、人格と教育上の能力が重視される。

作業教師 (Les gardiens-instructeurs) は外部の候補者又は各種の監獄勤務職員の中から選ばれ、年齢、身長、考査 (Les examens) に關する條件はない。

事務員 (Les employés de bureau) は『文官任用令』に依り個別的に募集されない。

(3) 職業教育

職員が決定するや、二ヶ年間は其の啓蒙のために入念な注意が與へられ、行刑勤務への習熟が觀察される。かくして彼等が勤務に慣熟し、その職務に精勵して彼等の職務の

七志から三百四十七磅七志の間である。

又、職員は事務上の協力、學校講座、倉庫の維持等の如き特別或は時間外の仕事に對しては、手當を給せられる。

官舎や食糧が支給される場合、俸給は減額される。女子職員の俸給は百三十五磅三志から二百六十七磅十五志の間で支給される。

(この)に指示された俸給は全部政府の經濟的手段に依り法定減額を受けた。

(5) 職員數と收容者數の比率

管理員 (Les employés administratifs) を含む刑務行政に携はる職員は總計二百七十人である。

一日の收容者平均數は、千九百三十四年に於ては千三百六十一人であつた。

職員數と收容者實數の比率は一對五である。

勿論、此の比率は全施設を通じて一貫してゐる譯ではない、それは土地の狀況 (Les conditions locales)、施設の大きさ、場所、收容者の性質に依つて夫々異なるものである。

(6) 職員官舎其の他の住居等

既婚の職員には監獄外に官舎が與へられる、監獄農場及びブリズン、キャンプに働く未婚職員は監獄内の官舎に住居す

ニュージーランドの行刑管理

る。都市監獄の未婚職員には官舎は支給されてゐない、官舎のない場合は住宅費が支給される。女子職員は監獄内に住居する。

四 自由刑の執行

(I) 獨居及び雜居拘禁、累進處遇法

獨居拘禁は刑の執行手段としては認められてゐない、三日を超えざる期間懲罰の手段としてのみ獨居拘禁に處すること出来る。

雜居房 (les cellules communes ou dortoirs) の使用されてゐる二、三施設を除いて、夜間は收容者全部獨居拘禁である。獨房に於ては如何なる作業も課せられない。

(2) 分類

主なる分類は次の如くである。

- a 刑事被告人 (他の事件に關する公判のため押送された受刑者を含む)
- b 債務上の拘禁者
- c 第一級の犯罪人
- d 第二級の犯罪人
- e 懲役 (hard labour) 刑受刑者

- f 『感化監收容』 (reformatory detention) の受刑者
- g 常習、及び職業犯罪人
- h 死刑宣告の受刑者
- i 非拘禁にして體刑を宣告されたる者

a 部類の者は能ふ限り他の受刑者から隔離して收容される。

b 部類の者も他の收容者から隔離して收容される。

c と d は稀に採用されるが、彼等も分離拘禁に處せられる。

e と f、『感化監收容』に處せられた受刑者と懲役刑受刑者との間には實質上の相違はない、根本的な相違は、懲役刑受刑者はその刑期の二分の一を経過しなければ犯罪事件に關し『行刑局』 (Prisons Board) の再審を審請し得ないといふ點にある。刑の執行期間中に於て、(その移送が公衆の安寧と兩立し得る場合には)、『感化監收容』受刑者の大部分は監獄農場或はブリズン・キャンブに移送される。オークランド監獄に於ては、懲役受刑者と『感化監收容者』はその休憩時間中分離される。作業時間中のみ戒護下に共同して仕事をやる。

g、常習犯罪人は、彼等が信用に價しない即ち職業犯罪人と恩惟される場合は、他の受刑者から分離拘禁され、精神耗

弱 (débilité mentale) (高度の精神薄弱者) (haut degré de faiblesse d'esprit) の故に常習犯人と思料される時は農場キ

ャンブ (les ferm-camps) に移送される。

h 部類の者は分離拘禁される。

ボースタル施設に拘禁される男子受刑者はその年齢に應じて二施設の中の一つに押送される。女子收容者はポイント・ハールスウェルのボースタル施設に押送される。ボースタル施設内に於ける收容者の分類は、各收容者の心性、性格を顧慮して (實務に適合するやうに) 按配され、四階級より成る、即ち考查階級 (le degré d'épreuve)、優良階級 (le degré supérieur)、特別階級及び懲罰階級 (le degré pénal) である。全ての新入者は考查階級に編入される。次いで、收容者が善行を積み作業に精勵なれば、優良階級、特別階級に進級される。特別階級に編入された操行優良なる收容者は、選ばれて責任の地位に (dans des postes de confiance) に就き、『星章特級』 (Star special grade) なる准級 (sub-division) に編入される。各級共一定の特権の増大、漸次的信用の増加をもたらすのである。一般に操行不良なる收容者は『懲罰階級』に編入される。

異常なる或は精神薄弱なる收容者の處遇方法として、各ボースタル施設内には特別級或は滞級 (les classes spéciales ou classes de retardés) 制度がある。

ニュージーランドの行刑管理

兩性は全施設内に於て分離拘禁されてゐる。

ニュージーランドに於ける分類は、主に犯罪者の年齢、犯罪經驗の濃淡、罪質に關する一定の基準の下になされる。割合に收容者數の制限されてゐる施設に於ては、嚴密な分類制度は實施されてゐない。而らざればその入費が餘りに嵩むからである。分類の主目的は、犯罪性濃厚にして望ましからざる犯罪人から若し初犯者が感化されることを防遏するにある。此の目的を以て、性的墮落者・年長犯罪者の收容に充てるための監獄が夫々創設された。最も危険なる、或は最も信用の置けない犯罪者はオークランド監獄に收容される。ボースタル施設は青少年犯罪者を負擔するが、禁錮 (l'empri-sonnement) 或は『感化院收容』に處せられた年長受刑者は都市監獄に於て或る期間觀察に附せられ、善行を認められ信用に價すると思料された者は監獄農場或はブリズン・キャンブに移送される。

(3) 作業

監獄作業の組織に關し、ニュージーランドに於ては戶外勞働に特別の關心が持たれてゐる。司法省は廣い無住の沼澤地を得て、信用ある優良受刑者をしてこれを開拓させてゐる。その土地は漸次に受刑者の手で開墾されて各種の農業が営まれてゐる。受刑者はインバーカージル、マバルア、ウエーケリ

ニュージーランドの行刑管理

ア、ウイ・タヨの四監獄農場で就業し、羊、牛、豚等々の牧畜、畑の開墾、野菜の集約栽培に従事してゐる。

ホーツウとランジボには二個所の『土地開発キャンプ』(Land development camps)がある。これは通例意味するところのプリズン・キャンプでない、その目的とするところは土地を開墾して小さく區劃し、移住民にその経営を托するのである。

千九百三十四年の一日平均の受刑者千二百八十四人の中、五十四％は監獄農場やプリズン・キャンプに收容され、そこに就役してゐる。ウエーキエンにもう一個所道路建設のキャンプがあり、そこではモーターを使用して運搬事業が盛大に行はれてゐる。農業労働を除いて全刑務作業は工場と道路に於て行はれて

収益を擧げてゐる。財政管理制度(國庫管理 [Crate Tax])が一般に適用されてゐる。監獄製品の發賣に關して、私的企業との競争は能ふ限り回避することに努力されてゐる。農業生産物は大量的に外部の市場に賣却される。莫大な鑛石の賣却も亦行はれてゐる。外

部への生産物の賣渡しに際し、市場現價以下に賣却されないやう配慮されてゐる。

刑務作業は私的企業家に請負はせられず、全て國家に依り又國家の目的に従つて使用される。

受刑労働の支拂に關して、ニュージーランドは他國の制度より遙かに進歩してゐる。千九百二十一年以來現行制度に依つて、受刑者にして自己に依存する働き甲斐のない兩親を持つ者は、その階級に應じて、兩親の生計補助のため賃銀(un salarie)を支給される、それは受刑者の善行と精勵の度に依つて條件づけられてゐる。受刑後の最初三ヶ月間は何等の支拂ひを受けないが、四ヶ月を経過するや一週十六片六分の一、次いでその支拂額一週二十二片六分の一迄に到達する。

受刑者は又自己の勞働に依つて得る賃銀の前貸を受ける、その額は受刑者の仕事に對する熱意と善行を基礎とする點數制度に依つて評價される。斯の如くして、受刑者は一日六片迄の自己収益を得、それは他日復權に役立つため彼等の釋放時迄貯蓄される。

(4) 教育、宗教、慰安

ゐる受刑者は、毎日二回戶外で十五分間の體操をなさねばならない。收容者は又フットボール、テニス、バスケットボール・クリケットをなし、夏は游泳、且又戶外で競走に参加することが出来る。

肉體的向上は監獄制度の一部分をなしてゐるのである、肉體的訓練、組織された遊戯は(既述のスポーツと關聯して)規則的な學習講座の一部である。

家族制度はインヴァーカージルのポースタル施設に於て目下大流行であり、スポーツの分野と施設内の團體精神の發展に關しては特に高く評價されるべきである。

その教育の水準が不十分な受刑者は全部強制的に學級に編入される。文部省(Le Departement de l'Instruction publique)との協定に依り、資格ある教師が主要施設に囑託され、收容者はその教育程度に従つてグループに編成されてゐる。より重要でない監獄のために、教師が篤志奉仕をなすことが屢々ある。プリズン・キャンプの收容者は文部省の組織になる通信特別講座を受けることが出来るのである。篤志教師、講師(des conferenciers)、相互扶助團體(des groupements d'entraide sociale)は規則的に、農業、歴史、公民教育、經濟、その他現實に興味ある問題に關して夕の講座を引受けてゐる。

ポースタル施設では、農業或は羊毛の選別の如き各種の手工業やその他の職業上の問題に就いて講座が興へられてゐる。或る程度重要な各施設は全部圖書館を有してゐる。書籍の交換は一週一度或はもつと回数多く行はれる。

各派の代表が篤志の資格で、全施設内に於て規則的に宗教儀式(des services religieux)を執り行つてゐる。報酬を受けてゐる牧師(aumoniers)は職員間にはない。

醫師が不適と認めるか或は特に除外された者を除いて全收容者は、體育の實修を受けねばならない、工業に使役されて

ニュージーランドの行刑管理

サルディニアに於けるイタリアの拓殖行刑場

The Penal Colony
in Sardinia
Dr. Rambke

サルディニアに於けるイタリアの拓殖行刑場 (一)

ベルリン地方裁判所長

ドクトル・ラムケ

自分は一九三八年の夏イタリアのムツソリーニ首相の招請によりてサルディニアに於けるストラーフコロニー(ビーナル・コロニー)(拓殖行刑場)を視察して、同島に於けるイタリアの國內植民計畫を研究したのである。下に掲ぐる小文は當時の見聞を記述したものである。

自分はシ、リー島のバレルモからマルサラを経て同島西端のトラパニからサルディニア(ナポレオンの生れたコルシカ島の南に接した地中海上の一島)に航したのであつて、茲處で、デユウツエ(註)ファツシステイの御大ムツソリーニ(註)の親しい勧誘によつて島中のカステイアーダスに在る行刑場としての受刑者のコロニーを視察しようといふ目論見だつたのである。この行刑場は伊太利語で、*Casa Penale di lavoro all'aperto* と呼ばれてゐるもので、文字通り翻譯すると *offenes*

Arbeitshaus (open workhouse) (逃走防備のない勞役場)といふのである。自分は其處で切りつめた一週間の滞在中、ファツシストの刑罰執行のシムテムと拓殖のプランとを研究したのである。

朝方サルディニアの首都であるカリアーリ港に着くと、岸壁にはカステイアーダスのストラーフコロニー(拓殖行刑場)のデイレクトル(場長)のマツツエオ氏が出迎へてゐてくれて、オート(自動車)で直ぐにカステイアーダスに向つたのである。カステイアーダスは飛行機で飛ばせばカリアーリの東方僅かに三〇キロメートルに過ぎないが、オートなら七〇キロたつぷりあるのである。

(一) カリアーリからコロニーまで

サルディニアが以前から荒涼たる島嶼として國民から嫌はれてゐたことは、前以て知つてゐる必要があらうと思ふ。

(二) 勞役場に施された内外の改革

このカステイアーダスの勞役場(*Casa Penale*)は已に夙く一八七六年に創設されたものであるが、現在見るが如き外部の形體と社會的教化主義に基く内部の組織とを有するに至つたのはファツシストの政權が確立されてからで、一九三一年六月十八日の勅令によつて裁可せられたる保安行刑兩施設に於ける執行規則(*Vollzugsordnung für die Sicherheits- und Strafanstalten-Regolmento per gli istituti di prevenzione e di pena*)に基いて改革が施されたのである。而して、一九三五年に至つて施設外部の改造と内部組織の革新が實際上完成されたのである。

このストラーフコロニーに於ては、單に國民道德的の教化主義が採り入れられたばかりでなく、同時に、國民經濟的な大規模なプランが實現されてゐるのである。

(三) イタリアに於ける内地開墾拓植の問題

茲處に云ふプランにはイタリアの農民の土地問題が包括されてゐるのであつて、この問題の起原を手短かに説明すると、久しい以前から、イタリアでは海外に移住するもの多く、年を追ふて移住者の數が益々増加する傾向があるので、フェララ(イタリアの北部ポー河の河口に在る都市)の植民協會(*Ente Colo-*

海岸一帯の地は大部分荒れはて、人煙稀れで、卑濕な沼澤地及び不毛の高原地方にはマラリア熱が猖獗してゐたのである。道路は到處厚い林藪に蔽はれてゐる、簡単な牧畜業すらも殆んど營みがたい有様である。いくらもない小河は夏になればすぐと乾上つてしまつて、自然の貯水池として役立つべき湖水は一つもないのである。道路は極めて悪路で未だ嘗つて修理されたことはなかつたのである。

以前はかうであつたのであるが、今日では道標の立つてゐる修理の行届いた立派な國道ができ、深い谿の斜面に沿ふて走つてゐるのである。行くに従つて路はだん／＼深く山に入つてゐるが、山の姿は自分をして嘗つて試みたシベリアのバイカル湖畔の旅を憶ひ起さしめたのであつた。

しかし、何といふ荒涼たる風物であらう。眼を娛しましめるものは何一つないのである。六〇キロの行程の間、畑もなく家畜もゐらず、さては人つ子一人自分の眼には入らなかつたのである。自然は原始状態其まゝで、只だ申分のない基礎工事と旋回部に完全な標識板の立つてゐる道路が近代的歐洲文化をこの原始地方に導き入れてゐるのである。

目的地に近づくに従つて山は再び開けて、我等は遙かに廣がつた谿谷の眺めに目を縦にすることができたのである。エスイタ教團の莊園を過ぎて、我等は正午頃カステイアーダスのストラーフコロニーの本部に到着したのである。

サルディニアに於けるイタリアの拓殖行刑場

サルディニアに於けるイタリヤの拓殖行刑場

nizzazione di Ferrara) はこれを愛へて、イタリア本國から貴重な労働力が失はれてしまはないためにこの忌むべき移住の傾向を抑制せんとし、それにはどうしても生計のために國を棄てる此等の労働者に耕作せらるべき土地を内地で宛てがつて、然る後に其處に定住させることにしなければならぬといふ意見で、愛國的な移住者引留運動を開始したのである。此等の移住者には農民が多いのであるが、元來イタリアの農民には、一般に、家族を引連れて移住するにしては、行先の移住地に已にその以前に農業が經營されてゐる處でなければ行く氣になれないといふ性癖があるので、彼等を内地に引き留めるためには、どうしても定住させるだけのお膳立てをしてかゝらなければならぬのである。

この運動は、自國の労働者を獨立自營の農民として内地に植民し、且つ其上に、良好な收穫を擧げようとの目的で廣大な荒蕪地を開墾しようといふのであるから、國家としてもかういふ計畫に乗り氣になるのは當然のことで、これまでも幾度か計畫されたのであるが、ムツソリーニ時代出現以前に在つては、幾度政府が交渉しても、どの政府も實際有用に廣大な土地の開墾を遂行することには成功しなかつたのである。是に於てか、役に立つて而かも餘り高價につかない労働力の供給といふことが極めて現實に問題となつて來たのである。

zu landwirtschaftlichen Arbeiten, zum Urbarmachen und Meliorieren von Ödland verwendet werden, soll die Arbeitssystem eine fortschreitende und stufenweise Abtreuung der meliorierten Länderreien an freie Arbeiter nach besonderen gesetzlichen Bestimmungen zum Zwecke haben.)

フアツシステイが政權を握るに至りて爾來多種の作業が斷行されたのである。河川は改修せられ、堤防は築造せられ、貯水池は開掘せられ、沼澤は埋立てられたのである。林藪は切り開かれて、豐饒な腐植土に變ぜられたのである。かゝる原始的で本質的に人力に頼らなければならぬ困難な作業を完成するために、政府はサルディニアに受刑者を送つたのである。而して、同じ目的を持つてゐるこの種のビーナル・コロニーは已に四箇處に開設せられてゐるのである。即ち、カステイアーダスを主たるものとして、マムモーネ、イシリ及びアシナラの四施設ができてゐるのである。

(五) 無防備の勞役場に送らるゝ受刑者の種類

此等のビーナル・コロニーへは素生からも職業からも農業上の智識を有つてゐる受刑者がイタリアの各地の刑務所から送らるゝのである。けれども、前記の執行規則には、先づ最初に純粹の刑罰の原則即ち贖罪と威嚇の兩主義の下で刑期の大部分に

サルディニアに於けるイタリヤの拓殖行刑場

(四) 土壤改良事業に於ける労働者としての受刑者

かういふわけで、ムツソリーニ時代になつてから、政府はサルディニア、特に其處のカステイアーダスに於て土地の開墾の問題と或る種のグルツベの受刑者の労働力の利用の問題とを今迄にない全然新しい方法で緬ひ交せる計畫を立てたのである。この方法が、しかし、刑罰の執行にとつてもまた國內植民地の開拓にとつても大きな徹底的な要求を有つてゐるものであることは、豫想するに難くないのである。

茲處サルディニアに於ては、受刑者の大きなグルツベ(集團)が農民風に生活する「半ば自由」(halbfrei)な受刑者として目的に適つた方法で秩序的に使用せられてゐるのを何人も親しく睹ることができるのである。自分にはたしかにそう見えただのである。

以上の目的と方案とは前に掲げた刑罰執行規則第一百八條に説明せられてゐる。曰く、
「逃走防備なき勞役場に收容せられたる受刑者が農作、荒蕪地の開墾改良に使役せらるゝ限り、改良せられたる土地は特別の法律に従つて漸次前進的に是れを自由労働者に交付するを以て作業組織の目的となすべきものとす」
(Soweit in den offenen Strafarbeitshäusern die Haftlinge

服したものでなければならぬとの規定があるのである。この大部分の刑期を行狀良好で終了して、然る後、農業労働に適した受刑者が、拘禁處遇の或る程度まで緩和された所謂「外役者」(Aussenarbeiter)として茲處のビーナル・コロニーで残部の三年乃至六年の刑期に服するのである。で、刑罰執行規則第一百七條は次のやうに規定してゐるのである。即ち、

「拓殖行刑場又は受刑者移動班(die mobilen Strafingabteilungen)に於ける外役は外役終了後受刑者の行刑施設への歸還を其方法として施行せられ得るものとす。但し、作業の場所又は其附近に於て完全なる安全と規律とを保證するに足る宿泊所に收容せらるゝ場合には、受刑者の施設外の宿泊もまた許可せられ得るものとす」。

此等のビーナル・コロニーに於ける外役の統一ある管理訓練によりて、受刑者は不知不識の間に漸次將來の自由生活へと慣らされて行くのであつて、なほ其上に、彼が處刑以前に業としてゐたもので且つ釋放後も恐らく再び職業として生計を立てるものと思れる作業に従事せしめらるゝのである。

(六) 刑罰に於ける主義の轉換

此等の拓殖行刑場としてのオープン(無防備)なワークハウス(勞役場)に於ては、これまで防備の堅固な行刑施設に於て執行された刑罰の主義とせる外部的な報復思想(Vergeltungs-

サルディニアに於けるイタリアの拓殖刑場

gedanke) に取つて代つて受刑者側の内部的な淨罪思想 (Einsichtungsgedanke) が登場して来たのであつて、これは極めて意味の多いことなのである。といふわけは、前掲の刑罰執行規則の第百十八條により、此等のコロニーに於ける受刑者の勞働は土地を開墾改良するためであつて、かくして開墾改良せられたる土地は漸次前進的に自由勞働者に交付せらるゝことになつてゐるのであるから、これは取りも直さず受刑者が社會のために勞働するのであつて、是れによつて受刑者は嘗つて己れの犯罪によつて社會に加へた損害を幾分でも償ふことができるからである。つまり罪滅しをしたことになるのである。

然り而して、刑期の満了後釋放された受刑者は再び「自由勞働者」(freie Arbeiter) 階級に屬することになるのであるから、イタリア政府は前きの刑罰執行規則第百十八條の規定を利用して、これまでコロニーで働いてゐて釋放された受刑者の優良なるものに、彼等によつて開墾せられたる土地に生え抜きの定住者として留まり而して其處で彼等並びに彼等の家族のために生計を見出すの道と與ふことができるのであつて、また實際この機會を與ふることになつてゐるのである。

是に於てか、イタリアのサルディニアに於ける此のピーナルコロニーに於ける受刑者の勞働には一個の實際的な道義的性質が賦與せらるゝのであつて、しかも亦た、同時に、其中に受刑者の作業を眞に生産的たらしむべき解決法が見出されたこと門技師並びに事務の職員) と心からの歡笑に耽けるのである。此等の幹部職員より成る管理部は純粹の戒護機關の之に加はるあつて完全なものとなるのである。この戒護職員は時には徒步又は騎馬で、また必要なる場合には番犬を引きつれて、看守として處々の受刑者のグループを監視するのである。

(八) コロニーの面積と作業の區分

このコロニーの全領域は已に開拓された土地の七千五百ヘクタール(一ヘクタールは我が一町二十五歩) を占め、其内二千五百ヘクタールは或は已に開墾せられ或は菜圃、庭園及び果樹園となつてゐるのである。全地域は十四ヶの分農場に區分され、各農場には一定の分類に従つて受刑者が收容されてゐる。中央のコロニーに收容されてゐる受刑者は四百人で、其處で手工勞働者(鍛冶、車輛工、木工、裁縫工、靴工、屠殺工、パン焼き工其他) 又は應内の事務助手又は作業助手として働いてゐるのである。分農場に收容されてゐる受刑者は残りの約六百人で、彼等の罪種に従つて出來得る限り一緒に收容されてゐる。而してこのグループの内にも未成年者、成年者及び累犯者と更に再び分類さるゝのである。受刑者の居室並びに寢室は大農場に於ける勞働者の寄宿舎に似てゐる。

分農場に於てはあらゆる農業に關する作業が營まれてゐる。即ち、耕作、刈入、牧畜、炭焼、養殖、道路工事、架橋、排

サルディニアに於けるイタリアの拓殖刑場

になるのである。

(七) 管理と作業經營

カステイアードスに於ける主要コロニーに費した一週間の滞在中、自分はイタリアの行刑政策としてのコロニゼーションのこの方案の遂行を實地に研究することを得たのである。このカステイアードスは中央のコロニーの外に十四ヶ處の分農場を包括してゐる。茲處の一切の經營の管理はダイレクトル(施設の長)たるドクトル・マツエオの手中に握られてゐるのである。マツエオ氏は賢明な善く自分の任務の何たるかを解してゐる五十五歳の働き盛りで、已に長い間イタリア本國でこれと類似の事業に經驗を有つてゐて、夙く才能を認められてゐたのである。彼と約一千の彼の「部下」(Strafuntertanen)との關係のどんなものであるかは、彼が殆んど總ての受刑者の姓名を知つてゐて、罪名、刑期は言ふに及ばず、刑期の残りまでも空で答へ得ることによつて最も善く説明されてゐるのである。受刑者はダイレクトルに接するには極めて從順敬虔であるが、作業の成績健康状態についてダイレクトルから問ひかけられた場合には、毫も憚る所なく自由にあけすけに答へるのである。ダイレクトル・マツエオの官舎は中央コロニーのまん中の手入の行届いた庭園をめぐらした瀟灑なる別荘風の住宅で、茲處で彼は毎夜のやうに多くの同僚(醫官、藥劑師、教誨師、教師、專

水、果樹及び蔬菜の栽培等を包含してゐる。

ドクトル・マツエオ氏がこのコロニーのダイレクトル(長)になつてから、作業は全體として自給自足ができたばかりでなく、なほ其上に重要な農産物と作業の製品とを本國へ積み出してゐるのである。

Bitter für Gefängniskunde, September 1938.

勅令第三百二十三號(五月十七日官報)

監獄官制中左ノ通改正ス

第三條中「看守長專任四百八十人」ヲ「看守長專任四百七十八人ニ改ム」

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

先輩にものを聴く會

先輩にものを聴く會 (二)

日時 昭和拾四年壹月廿九日 自午後壹時 至午後八時

場所 南浦園

主催者

北區刑務支所長 楠本順作氏

岡部刑務所長

掛樋典獄補

小和田典獄補

三重野看守長

大畑看守長

楠下教誨師

- 元大阪刑務所長 杉野喜祐氏
- 同 上 坪井直彦氏
- 元京都刑務所長 赤塚源二郎氏
- 元岐阜刑務所長 青木七太郎氏
- 元高松刑務所長 淺間徳三郎氏
- 元神戸刑務所長 佐野佳夫氏
- 元静岡刑務所長 齋藤敬二氏
- 元巢鴨刑務所教務課長 武田慧宏氏
- 神戸刑務所長 戸田作造氏
- 京都刑務所長 長山始氏
- 奈良刑務所長 松岡武四郎氏
- 滋賀刑務所長 小川太郎氏
- 姫路少年刑務所長 永田正之助氏
- 大久保建築出張所長 守田千松氏
- 和歌山刑務支所長 益山喜三郎氏

杉野 監獄界に功績を残したのは何と云つても小河博士である。行刑界としてはどうしても之を後世に残すべきだと思ひます。

岡部 同博士の事は随分世の中に著名であります。然し其の外にもかくれたる事蹟が澤山有る事で御座いませうね。

杉野 私が監獄界に入ったのは丁度明治十八年でしたが、其の頃の監獄は規伴も何もなく夜など工場から監房に歸つて來ると勝手に床を延べてごろりと寝て了ふと云ふ有様でしたが、其の後警察監獄學校が設立されて規律も次第に改められた。

岡部 ゼーバツハの來朝も丁度其の頃だったのですね。

杉野 え、ゼーバツハが逝いて其の後を承けたのが小河先生で全く日本行刑の基礎を作つたものと云へませう。一舉一動大いに見習ふべきで其の功績たるや誠に偉大なものでした、殊に巡閱が極めて綿密に行はれた事は有名で、随分閉口させられたといふ事も聞いたが非常に大きい教訓を與へられました、然し先生は内務省から司法省に送つた後は優遇されなかつた、これ程功績の有る人をあんな事で司法省で名を残さぬと云ふ事はいけないと思ふ。何とかして後世に逸名が残るやうに致し度いものであります。先生に就いての詳細は坪井君がよく御存知の筈です。

岡部 先生に就いて吾々の知らない事を何か御願ひ致し度いのですが。

坪井 先づ博士に就いて云ふべき事は志を他に馳せないで自分の思ふ事を貫徹される人だつた、現代の人達によく見かけるのであります。此の頃の人は餘りに融通性に富んで居る。進取の氣性と云ふのも結局そんな所から生れるのかも知れないが、然しそれでは駄目だと思ひます、物事に一心になつて決して「わき目」をふらないと云ふ所に氏の尊い所があつたと思ふ、其の學究的な態度には常に頭が下つて居りました。戸田 一寸した事に直ぐ厭氣がさすやうな現代人の狭量は全く駄目です。

先輩にものを聴く會

杉野 感心な事には巡閱の事に就いてだが、例へば三日なら三日と云ふ巡閱期間とすると其の間は全く文字通り微に入り細に亙り検査を遂げて典獄以下非常に閉口させられるのだが、然し其の期間が済むと今度は自ら態々典獄の官舎を訪ね家族の人々まで色々期間中の勞苦を慰めると云つた苦勞人でした、——期間が済むともう巡閱官ではないと云ふ考へで其の職務から全く離れた心境で慰めて居られたのは實に感激させられた。

此の様に細部に迄、氣を配られる人は誠に珍らしいが人の上に立つ人は斯く有つてほしいものであると常に考へさせられました。

岡部 巡閱の厳しかつた事は屢々聞かされて居りましたがねえ。

武田 私は私的に知つて居りましたが、小河氏は俳句をやつて居られた、あの住友の津崎氏等とはよく會合して居られたのですが又當時の監獄醫の美濃部氏等も亦よい句友でした、津崎氏の奥さんもやられたが然し何時の句會でも常に小河さんが一番變なのを作るので皆が面白半分になすと懸命になつて今度は一々他の者の作句をこき卸すと云つた有様でした。

岡部 全く小河さんの話を始めれば座を改めねばならぬ程澤山有る事でせうね。

戸田 方面委員も小河さんが先鞭をつけたのですね、實に現代

先輩にもものを聴く會

の弊害は當然ほめねばならぬ人をほめぬにある。

武田 何と云つても學究的でしかも視野が廣く學問に卓越して居られました。

杉野 例へば巡閲に來ても、昨夜の當直看守長は誰か釋放者は何人有つたか、そして其の釋放者は何處へ歸つて行つたか、又甲と乙とは如何程時間を置いて釋放したかと云つた調子で、それが曖昧だと、君そんな事でどうするのだ歸る所も判らずに釋放したりする事が有るものか、又同じ時刻に釋放したりすると、刑務所の門を出てから又一緒に悪事の相談をするやうな事が有つたらどうするのだと云つた風でした。

岡部 趣味としては俳句ですね、併し讀書が第一の趣味と謂ふべきでせうね。

武田 何と云つてもあの方の文章はうまいものです、私等は刑務界に入る前に氏の「獄事談」と云ふ書を讀んで引き込まれて思はず讀み明かした程でした、考へて見ると刑務界に入るやうになつたのも氏の文章の才に魅せられたと云ひ度い位です。

小川 御在職中から社會事業方面をやつて居られたのですか。

武田 さうです色色の方面に出かけて講演をせられたりして囚保護事業に深い關心を有して居られました。

岡部 それも終生を刑に關係したい爲めの心根に外ならなかつたと思はれますね。

河さんにお願ひした所、よし私が引受けたと學校の方に話して下さつた、ところが若林さんが怒つたの怒らないのと、早速やつて來て、君達は學校の行事に従ふ事が出来ぬなら退學を命ずる、これから地方長官に通知をする、と云つて眞赤になつて怒り出した、そこで生徒一同着くなつて了つたが結局小河さんの御盡力で茶話會を其の次週の土曜日に延期して頂く事になつた、云つて見ればつまらぬ事のやうですが、色色と生徒の爲めには心配をして呉れたものでした。

小川 ゼーバツハの事をお伺ひ致し度いのですが。

坪井 小河氏の巡閲等は一切ゼーバツハに學んだ處に據つて居た様です。

岡部 ゼーバツハは學者ではなかつたのです、實務家で、軍人出身だとか申しますが、獨逸では典獄補位だつたのでせうね、而してゼーバツハの後をクルーゼンが受けたのですね。

武田 藤澤さんから伺つたのですが、刑務所の規律の根本はあの方が立てたのです、時間の勵行をやり、便所の時間もきめた所が皆が、そんな事が出来るか、と云つて信用しなかつたが然しやつて見ると出來たのですからね。

浅間 其の頃から看守の姿勢、禮式を厳しく云はれたのでした。

坪井 號令を掛ける時など、最初ゼーバツハが獨逸語で云つて其を小河氏が通譯して右廻り左廻りと號令を掛けたのだが、先輩にもものを聴く會

武田 これは私の想像も交へてのお話なのですが、氏の最後の外遊の時、エルベルフェルトシステムを伯林大學の先生に聞いて來られて私に、君こんな事を聞いて來たよ、と云つて居られたがあの話を聞いて來られた前後が轉換期だつたと思はれます。

北京に行かれた當時から司法省に居られぬ立場に陥つたと考へられます。

杉野 私達も先生に非常に恩顧を受けましたが其の爲め非常に憎まれました。

支那から歸つて居られて丁度長崎に居た私を訪ねて下さつたので、おもてなしをして熊本に行つたりした所が其の時結局晚れる事となつて了つた。

「杉野、小河と一緒に話したと云ふではないか」と局で散々小言を云はれたものだつた。

浅間 私は警察監獄學校での教師として一年間學んだのでありますが、其の時

監獄協會(今の刑務協會)に茶話會が開催される事になつたのですが丁度其の當日が學校の修學旅行に當つて居た、私は茶話會に出席し度くて致し方がないから一同相談の上若林と謂ふ幹事に修學旅行の期日を延期して呉れと願つた所が若林さんが、私立の監獄協會の茶話會如きものの爲めに官立の學校の行事が變更出来るか、と大目玉を賜つたので一同小

それが大分怪しいものでした。

(笑聲)

横濱にゼーバツハの墓があります、こちらで死んだのだが獨身で母と同居して居た。

武田 感心に講義前五分頃に來て時間の來るのを待つて居たのだが少しも遅れた事が有りませんでした。

坪井 而も麻布に居住してゐて人力車を雇つてやつて來るのですからね。

武田 通譯は印南さんだつたのですか、小河さんですか。

坪井 印南君は書記と云ふに過ぎなくて通譯は小河氏がやつて居た。

體操の時には最初城崎が當つて居たが間違ふ事が多いので矢張り小河氏が通譯する様になつたのでした。

岡部 ゼーバツハは北海道に行つて居る時風土病に罹り歸つて來て死んだのだつたのですね。

杉野 當時典獄を召集したものです、期間は二ヶ月でした。

坪井 あれは大變良かつた様に思ひます。

武田 あの頃は坪井さんが一番若かつたですね。

小川 ゼーバツハにローマンスは。

坪井 多少は有つたやうですねハツハ……

赤塚 外人を招いたのは何時頃でしたか。

武田 バツハが二十二年からクルーゼンは三十二年頃でしたか

先輩にものを聴く會

しら。

戸田 小原重哉さんは？
坪井 其のずつと以前です、囚獄權正と云つて居つた頃だからね。

岡部 小原重哉氏はどうなられたのでした？
坪井 貴族院議員となつて亡くなりました。
岡部 繪が上手でした、私の家にもありますが幼い頃、私は父の言ひ付けで駿河臺の氏の所へ支那繪の鑑定をして貰ひに行つた記憶が有ります。
氏の功績としては日本新行刑の基礎を築いた監獄則ですね。

其の後は小野田さんですか、大久保利通、大久保利武さん
は？
坪井 局長としてですね、餘り知られて居りませぬが。

岡部 江藤新平さんは？
坪井 知りませんね。
岡部 穂積陳重博士は。
坪井 あの人と行刑界の關係と云ふと刑法書の著述を通して裨益せられた所でせう。
小河さんを使つて居たのはあの人で、小河さんはあの人に認められたのです。
岡部 其の外にありませんでせうか。

岡部 川村矯一郎等で其の子は相當社會上の地位を獲て居られます、大阪へ來てから私會つて居りますが。
武田 保護事業の元祖とも云つて良い人で静岡の典獄をして居りました。

岡部 私の家に川村矯一郎の獄中書信が二通あり私の部屋に額に入れて掲げて有りますが仲々面白いものです。(以下書信の一部)

(一) 此書狀は福岡の友人、今度満期にて出場につき即ち宮内六合彦と申す友人へ依託仕り候儀につき他日表向き御書簡御贈投被下候節は御記事中御注意願上度候(以下省略)
(二) 此書信は内々の手續により相運び候儀につき左様御承知置被下度候 且つ御一覽の上者直に御投火被下度奉願候
(以下省略)

私の父もそうした経歴が有りました、幸ひ許されて無罪で歸つて参りましたが、そうした關係で父宛に送られて來た密書なので今云へば反則品で見付かると懲罰ものですが。
坪井 井上新之助、丹羽哲郎等國事犯は刑務所の中で紙漉をしてゐたが從つてから刑務官となり共犯の中村忠直は出でから判事となつた。陸奥宗光、林有造等も永く入獄してゐたが身分帳は参考の爲め協會で保存して有るが。
杉野 星亨に就いてはよく聞きましたか。
武田 實に模範囚であつたとの事ですね。

先輩にものを聴く會

坪井 寧ろ宇川盛三郎氏と行刑界の關係の方が深いつた様です。
杉野 内務省參事官で面白い巡閱をした人だつた、丁度二十一年頃でしたか。

岡部 有名な政治家で行刑に貢献の有つた人は。
武田 大久保利通とジョンベレーとの關係も有つたやうですが更に遡つて維新前に橋本左内が行刑に對する良い意見を述べ居りますが外國をよく知つて居たからだと思ひます。それは獨房制、教化、作業と云つた點に就いてですが久坂玄瑞がそれを聞いて獄に投ぜられてから吉田松陰に「橋本と云ふ男が斯様斯様の事を述べて居た」と話した所、吉田松陰はそれは非常によい事だと心から賛成したと云ふ事が愛國史談に出で居ります。

岡部 それは耳寄よりな事をうかゞひました。私も河合繼之助の囚人作業論の事を聞いたのですが私が局に居た頃――。
杉野 河合繼之助は囚人を牢から外に出して作業をさせたのです。

武田 維新直後に既に外に出して居たのですからね。
岡部 それは人足寄場の延長として有り得べき事とも思はれませんが。

小川 國事犯の釋放者で刑務官になつた人があると聞いて居りましたが伺ひ度いものです。

岡部 入獄中、囚人が他の囚人に學問を教へた事は私も父からも聞いたし、父に來た手紙にもハッキリ認められてゐます。
又私の長兄が父が岡山縣監獄署に勤めて居た頃其の兄が囚人から初めて四書五經を習つたと云つて居た、それは、父が登壇する時一緒に連れて行つて國事犯の監房の中に一緒に入れられ、それから教へてもらつたのでした、其の時監房の鏡前を締めるあのピンと謂ふ音はいやなもので今に耳の底にコビリついて居ると述懐して居ります、何にしろアノ海老鏡といふやつですからね。

武田 石川島では一般の人にさえ教へたと云ふ事實が残つて居ります。

小川 八田典獄(八田尚相の親父)は？
坪井 あの人にはよく知つて居る。北海道の集治監長をして居た、で一方罷めて後再び就職して松山に居たのでせう、子が偉くなつた爲めに思ひ出されるわけです。

楠本 親子典獄といふのはありませんでせうか。
杉野 なかつたやうですね。
岡部 盛岡の宇田さんのは親子所長ですね。
楠本 森鷗外の父が小菅監獄の監獄醫をして居た爲め鷗外が小菅の官舎から學校へ通つて居た事が鷗外全集に書いて有りませんが。

一同 (知らないですね)

先輩にものを聴く會

岡部 (所携の鷗外全集中前記の項を讀む)

十七になつた。

是歳にお父様が、世話をする人があつて、小菅の監獄署の役人になられた。某省の屬官をしてをられたが、頭が支へて進級が出来ない。監獄の役人の方は、官宅のやうなものが出来てゐて、それに住めば向島の家から家賃があがる。月給も少し好い。そこで意を決して小菅へ越されたのである。僕は土曜日に小菅へ行つて、日曜日の晩に下宿に歸ることになつた。

と謂ふ様に、

鷗外が十七歳(明治十一年)の時、父は小菅監獄の役人をして居り、大學校卒業迄そこに居たのです。

鷗外の家は代々醫者だつたし鷗外も父から蘭學を學んだと書いてあるし多分お醫者で監獄醫だつたと想像せられます。

武田 さうだつたのですかね。

小川 集治監の典獄の地位は？

坪井 奏任官は集治監の典獄だけでした、而してなか／＼良い地位で普通の檢事正よりは上に居た。

岡部 典獄の地位に就いてですが、私は或る所で此の頃は典獄の地位が小さくなつたねと聞かされました、昔の登龍門と云ふ事はなく小さく閉ぢこめられて了ひましたね。

岡部 兄弟は如何でした。

武田 聞いて居りませんが。

岡部 大阪の典獄をして居た田中義達さんの養子の次郎さんも良い子弟の一人ですね、當時の逓信省の通信局長で省内で飛ぶ鳥も落すと謂つた勢力家でした後に日本石油の社長をして居られました、既に亡くなられましたが。

戸田 秋本さんの息子が良かったと聞きましたが。

淺間 醫學博士との事ですね。

岡部 醫學博士と云へば芥川典獄の息に當る芥川衛生官や佐賀の看守長の息の厚生省の古瀨博士も其の尤なるものです。

戸野 刑務官の子弟が決して悪いと云ふ事はないと謂ふ事は大いに強調せねばなりませんね。

松岡 昔、典獄から地方官になられた方を。

岡部 武田さんが先刻云はれた須崎さん新妻さんなどが知事になられ、池上さんは大阪の警察部長から直ぐ大阪市長になり三期勤めて名市長と誦はれ後には朝鮮の政務總監にもなりましたね。

松岡 其の頃池上さんは何處の勤務でしたのでせうか。

杉野 池上さんは最初長崎に居られて其後、市ヶ谷の所長をして居られたが其の以前、永く横濱にも居られたのです。

岡部 私の知つて居るのでは浦和の監獄醫の伊丹と云ふ人の息子子繁さんは醫學博士だつたが惜しい事に、若くして死にまし

先輩にものを聴く會

坪井 あの頃には警視廳にも一等警視、二等警視といふのが有つて一等警視丈が奏任官だつた。

松岡 北海道に典獄の名をとつて月岡村と云ふのがあります。杉野 大牟田にも官廳の上官ばかりが住んで居たと云ふので上官村と云ふのがあつた。

岡部 私は屢々刑務官の子弟に良いのは出来ないと言ふ事を聞きますが、何かそれを否定する證據は有りませんか。一同 事實に於て刑務官の子弟が良くない、偉いのが出来ないと言ふ事はありませんね。

楠本 岡部所長に、お父さんの人物養成法をおうかゞひ致し度いのですが。

岡部 大した事はありませんね、貧乏な看守長の家庭で兩親がよく子供を育て又私の兄二人がよく親の命に従つて勉強しただけです、私は兄の御蔭で平凡に教育された丈けです。

松岡 以前は典獄から知事になつたのが随分ありましたね。

武田 須崎さん、新妻さんあたりでせう。

元市ヶ谷の看守長で第一課長をして居た安井さんの娘さんが女高師を卒業して後勅任教授になり今では東京女子専門學校の校長をして居りますが、これあたりも刑務官の子弟の惡くないと云ふ例になりませうね。

岡部 其のお父さんと云ふ方はどんな人だつたのですか。

武田 かつつりした素朴な人でした。

た。非常に秀才でしたが、今頃生きて居れば内科の泰斗と云ふところでせうに。

武田 心掛けて調べるとまた随分ある事でせうか。

岡部 昔の典獄會議の模様をお伺ひ致し度いのですが。

坪井 ずつと前は制服を着て行つて居た。

杉野 制服時代は内務省所屬の頃で其の後、矢張り私服となつた。

坪井 其の頃制服を着るのを嫌つたが、それを定めた私にも大いに責任が有つた譯で、何分制服と云ふと舊制服だから兵隊が將校と間違つて敬禮するのでも閉口した。

武田 當時は教師が傍聴出来ました。

戸田 事務の報告をさせるに過ぎぬと云つたやうな事もありましたね。

岡部 私が最初に列席したのが大正八、九年頃だつたのですが雄辯家が多くて議政壇上に立たせたらと思はれる人も多かつたのです。

赤塚 時に今でも忘れないで居る事は。

原敬さんが兼攝法相だつた時、會議席上自ら質問して「刑は重いのが良いか、軽いが良いか」と尋ねられた事が有つたのです、これに答へたのは有馬氏だつたが、

結局、軽い者には軽く、重い者には重いが良いと云ふことになつてね、ハツハハハ……。

先輩にものを聴く會

(笑聲)

又當時各典獄が餘り意見を述べぬと云ふので山岡さんに注意された事が有つた。

君達は必らず意見を述べ度い事が有る筈なのに何も云はないと云ふと會同の意を爲さぬではないか」と云ふのだつた。

戸田 今の會同に於ても自然、諮問に答へるに過ぎぬ形になつて居るが、實に活氣がないと思ふ、司會の方法がよくないと思はれるが。

武田 若林と云ふ自由黨の錚々たる人が居て非常に能辯家だつたと聞いて居りました。

小川 今迄の日本の行刑を假りに誰々時代と云ふ風に例へば小河時代と云ふ風に區劃すると。

坪井 先づ小河さんから初まるだらう、當初は實に事務を纏めると云ふに過ぎなかつた。

戸田 其の時代を刑務精神、刑務規律の建設時代とでも云ふのでせうね。

規律の確立をしたのですね、

坪井 左様ですね。

戸田 最初は幽閉時代と云へますね、それに次ぐのが此の精神規律の時代です。

岡部 では今度は。

◇ 御在職當時感銘深かつた事など

影響するといふので閉口しました。

それに本人が絶えず不平を陳べて居るし、フランス公使が絶えず會ひに來ると云ふ有様でした。

常陸丸の撃沈は其の男の通信によるのだと認定せられて居り事實無理からぬ處があつたのですが、結局證據不十分として釋放せられたのでした。

岡部 青木さんは焼打事件を御存知でしたね。

青木 え、河野廣中、小川平吉、大竹貫一などの諸名士が拘禁せられました、中でも河野さんは立派な態度で下の役人に對しても極めて丁寧な言葉遣ひでした。

杉野 大竹貫一と云へば、ズット昔、私の新潟時代にも一度這入つた経験があります。

其の新潟入獄前懇意にして居つたし釋放後も時々會つたが。

是は彼の出獄後に於て私に語つた所だが獨りで居る事程、苦しい事はない、泥味でもよいから一緒に入れて欲しいと思ふそうだが、それから又、錠の音が何とも云へぬ厭な感じのするものだ、入房した後からピーンと響くあの音には身を切られる思ひがして、あつと悲しくなる一方、若し火事でもあつたらどうなるだらうかと、それからそれへ恐ろしい妄想に捕へられて氣が狂ふのではないかと思ふ様になる、と云つて居ました、彼が出獄後私の所にやつて來て官舎を建て、ほど

先輩にものを聴く會

をお伺ひ致し度いのですが。

坪井 餘り刺戟が多過ぎて今でも尙ほ興奮して居る状態ですねハツハハハ……。

(笑聲)

岡部 杉野さんは?

杉野 私も同じです、無いと云へば無いし、有つたと云へば悉くが刺戟性に富んだものでした。

岡部 巢鴨の佛壇事件は武田さんの居られた前だつたのですね。

有馬さんからあの真相を伺ひ度いと思つて居る中亡くなつて了はれました、當人も語り度いと云ふ風な心境だつた事をちらと聞いたのでした。眞相は世間で噂されて居たのと非常に異つたデリケートなものであつた事は想像するに難くありません、有馬さんとしても必らず打明けて語り度い事であつたには違ひなかつた筈ですが、以前には語り得ない何物かが有つたのですね。

武田 私もあの事に就いてはお伺ひしたいと思つて二度かお訪ね致したのですが二度共御不在で機會を逸して了つて居る中、亡くなられた事をお聞きして誠に残念に思つたのでした。

青木 日露の時、一佛國人を露探と云ふ嫌疑で憲兵が連れて來て收容致しましたが、刑務所の取扱ひが外交問題にも非常に

うだと云ひ出した、何故かと云ふに火事などが有つた場合官舎だと近くに居るから非常によいが官舎が無くて遠方に住んで居ると恐ろしいと云ふので、そんな事が出来るかと云ふと例の廣島の火事を引合に出して明日の縣會に提出するから所要經費の概算と建築設計をせよと云ふが一晩でおいそれと出来るものでないと云ふのを無理矢理に書かせて翌日の縣會に提出した所、通過した。

それで全國で最初の官舎が彼の手に依つて新潟に建てられた譯だ。

掛橋 廣島に火事があつたのですか。

杉野 拘置場が焼けて四十何人か焼け死んだことがあります。

武田 私は何と云つても大正十二年の關東大震災の時の事が深く記憶の中に刻み付けられてゐます。

丁度あの時私は隔離病舎の中で肺結核の患者の願ひ事を聞いて居たのです。實を云ふと私も餘り氣持がよくはないのです。すが餘りくどくしく話すので始めは中腰で聞いてゐたが、つい座りこんで話して居る時、ガラガラ、とやつて來た、と相手が、どうでせう?と云ふので私は何に大丈夫だと云たか。兎に角房から出してやり、外の者も大騒ぎをして居たが。今から考へて見るとおかしいが自分等は壁の所の棚の下にかくれた、と謂ふのは瓦がドシドシ落ちるので夫れを防ぐつもりでやつたのでした、次に大きな餘震がやつて來たので皆を

先輩にものを聴く會

出して廣場に集めた所か看病夫が「教誨師さん塀がありません」と云ふので見ると成程煉瓦塀が悉く倒れて外部が丸見えになつてゐる、私は病人を擔當の手に渡して所内の状況を見る爲めに工場に行つた所が、私の所に一人の男がやつて来て「これを頼みます」と云つて鐵鏈や斷庖丁等を渡して又取つて返して行くのを見ると、今迄一番反則の多い者だつた。それから私は檢身場と浴場と一緒に居る建物の前に行つたのだがそこには――受刑者が安全な場所として入れられてあつたのだが――今から考へるとあの時自分が今少し勇氣が有つたらあの様な事は起らなかつたらうにと誠にお恥しく思つて居るのですがと云ふのは、それ等の中に獨居に入れて居つた社會主義者で性格の極めて良くない奴が混つて居つた、それが、

「今に社會主義者が集つて自分等を救ひに来て呉れる」と皆を煽動したのでワ、と喚聲を揚げて騒ぎ出した、其の時自分が入つて左様な事のないことを訓へ諭したならば鎮つただらうに、中に入る丈の勇氣がなかつたのは返へすも、恥しい次第です、が然しあんな時には、平素吾等が逃げはせぬか逃げはせぬかと思つて注意の目を片時も離さない彼等が絶対に逃げないと云ふ極めて美しい心を發露させる事です。淺問 私も小菅に居つてあれに遭つたのですがあの時丁度教誨師の練習生が參觀に来て居つたのでした。

飛び出して見て居ると炊場の煙突が三つに折れて落ちて来る自分は這ふやうになつて居たがそれでも倒れそうになるので傍の松の木をつかまえて居た、やがて震動が止んでから工場を廻ると二十三工場の中、二工場しか残つて居らず他は悉く倒れて或る場所からは黒い煙が并つて居るので丁度其の時這ひ出して来た者に先づ水を以つてそれを消させた所が、擔當も受刑者も悉く此の潰えた下に居りますと云ふので皆で協力して倒壊物を除き下敷の者を救出した所、點檢すると十四名不足する調べると三人は即死し十一名は負傷して居た、で其の手當をして、扱て夜となつても寝る所もない、彼等は大地に相寄り蹲踞した儘眠るが吾々は塀が倒れて居るので篝火を焚いて全く一睡もしないで三日程やつて居た。

所が或る收容者が私の所へやつて来て、どうか休んで下さい、私達は眠つて居るが貴官達は一睡もせず勤務して居られる爲め目が眞赤になつて居られる、平素のお教へが有りますから今の様な場合私達は逃走して御迷惑をかける様な事は決して致しません、澤山の者の中だから或は二三人の不心得者が有るかも知れませんがそれは私達が協力してきつと戒め逃げる様な事は致させませぬ。と云ふ心持には心から感動させられました。

(未完)

日本を繞る列國の動向に就いて (一)

原 勝氏

本文は三月二十五日、刑務協會茶話會席上に於ける日本青年外交協會總主事原勝氏の講演速記録である。

私はこの蘆溝橋の事件が起つた時から、今度の事變を唯單に支那を相手の事變だと観ることが間違ひで、寧ろ大きな世界的の舞臺でこの日支事變が戦はれてゐて、その故にこそ世界的の計畫と規模と準備を有つた日支事變を戦はなければならぬ、さういふ意味に於て今の支那を中心にして列國がどういふ風に動いてるか、世界の舞臺で列國がどういふ風に動いてるかといふことを検討する必要があるといふことを強調して來たので

あります。殊にその事を痛切にこの頃感じてをるのでありますが、それは何故かと申しますと皆さんが御承知のやうに支那の重要都市、それから支那の大動脈、さう云つた重要據點を日本が軍事的に占領してをり乍ら、その効果が少しも實際政治の上に、或は實際經濟の上に現れて來てゐない、そのみならず或る意味に於ては政治的には日本が敗北してをるのではないか、或は經濟的には日本が追詰められて來てをるのではないかといふやうな印象を今日我々が受けてをる譯であります。それは例へばこの間の、蔣介石を重慶に追詰めて後にも蔣介石といふものは完全に日本からノックアウトされたといふやうに新聞を通じて皆さん觀察し

てをられたと思ふのでありますが、その時に依然として蔣介石が日本に對する抗戰を主張し、日本の高島中佐が民族百年戰爭を宣言すれば廣西の白崇禧が民族百年戰爭を宣言する、と云つたやうなことが公然と言へるといふことは矢張り蔣介石の背後に列國の動向といふものがあるからであります。例へば英國がこの間蔣介石に與へた法幣安定資金の供給、かういふやうなこと、或はアメリカが支那に與へた銀協定の新しい改訂の問題、かういふやうなことは佛領印度支那を通じてフランスが自國の武器を重慶の蔣介石政權に供給してをるといふことよりも、もつと大きな世界的の動きを見せてをるのであります。

今日の世界はどういふ風に動いてをるかと思ひますと、一つの遠心運動と一つの求心運動と二つの大きな運動が起つてをると思ひます。先づ私はさういふ問題に就いて考へる前に今日の世界が一體ど

日本を繞る列國の動向に就いて

日本を繞る列國の動向に就いて

ういふ關係にあるのかといふことを考へたいと思ふのであります。私は今日の世界は一つの破産といふ轉換期に直面してをると思ひます。その破産がどういふ處から起つてをるか申しますと、無論政治上の上にも一つの破産状態が行はれ、經濟の上にも破産状態が行はれてをりますが、もつと根本的には一つの大きな思想の破産状態が起つてをると思ひます。思想の破産状態であるが故にこそ世界は已に自らの行くべき道を探究することも出来ず、且つ又これを確立することも出来ない右顧左眄といふ一つの低迷の状態にあると考へるのであります。世界的の破産といふものが、ではどういふ點に於て起つてゐるかといふことが言へるか申しますと、これは今日の國際關係の動向、或は今日の世界文化界に於ける動向といふことを検討してみるとさういふ斷定が下されるのでございます。言ふ迄もなく、一九一四年——一九九年の

世界第一次大戰といふものが終つた後に世界は一つの國際協調主義といふ思想を中心にして國家的主義といふよりもさういふ歩みより國家的意圖は第二にして、世界といふ大きな中に於て協力しやうといふ世界の協調主義、世界平和主義といふものが起つて、國際聯盟、或はベルサイユ條約、ロカルノ體制、かういふものが歐洲大戰後作られて來たのであります。ベルサイユ條約、ロカルノ體制、ワシントン條約、それが締結された時からそれに反した多くの矛盾した意味を既に有つてをたのであります。國際聯盟、ワシントン條約、ロカルノ體制或はベルサイユ體制にしましても、國際協調主義といふ建前に立ち、國際平等主義といふ建前に立ち、實際はそれを各國の外交官が集まつて條約に參與する時からそれと反對の方向に歩まざるを得ないやうな矛盾したことをやつてゐた。具體的に申しますれば、國際協調主義といふ建前に立つなら

ば日本が提出致しました人種平等主義、かういふものは當然否定されるべきではなくて、これは當然世界各國の代表者が承認すべき問題であつたのであります。處が日本の出した世界人種平等主義といふ提案は御承知の如くイギリス、フランス、アメリカが先づ却下した。さうして國際協調といふ建前から行けば各國が各々の製造する能力に従つて經濟資源が新しく分割されねばならないと思ふに拘らず充分自身を利用するだけの能力と自分自身が利用するだけの力と、自分自身が利用するだけの準備を有たないにも拘らず、唯それだけの國際上の地位に準じてイギリス、フランス、アメリカが不當に世界の資源をその時に横領した。それから同時に世界各國がその時の状態以後に於てどんな風に發展するか、どんな風に大きく成長して來るかといふ將來の問題に對して全然當時の國際聯盟委員なり、或はロカルノ條約の創案者は考へな

日本を繞る列國の動向に就いて

かつた。ですから歐洲大戰で蹂躪されたドイツが十年後、或は二十年後に於てどういふ様な生産能力を整へるかといふやうな、どのやうな世界的勢力を有つて來るかといふ計算を前提に爲されてゐなかつた。當然さういふ協調をしてこそ初めて國際協調主義といふものが長く保たれたにも拘らずさういふ考慮を當時の政治家は拂はなかつた。そこに今日の秩序紊亂の起きて來る大きな禍根が當時残されてをたといふことが言へると思ふのであります。世界平和主義、世界協調主義といふ世界大戰後の歐洲思想界の動向は何を中心としてさういふ動きが起つたかと申しますと、言ふまでもなくデモクラシーの思想であります。そのデモクラシーの思想であります。そのデモクラシーの思想が今日世界に於てどういふ力を有つてをるか、歐洲大戰後の世界秩序といふものはデモクラシーの文化思想に依つて造られたが、今日それはどういふ状態にあるかと申しますと、それは今日の

世界の秩序の破産を新しく再編成して新しい秩序を世界に造つて、世界の文明の發達に一つの寄與をする、といふやうな大きな能力を有つてゐないのであります。そのことがどうして言へるか申しますと、これは一九二九年の世界經濟恐慌以來の世界の動きを一應考へると分るのであります。一九二九年の世界經濟恐慌といふものは、所謂デモクラシーの思想に依つて造られて來た處の世界の生産關係、或は世界の貿易上に就いて、かういふ關係に一つの警告を發した世界的の大事件であつたのであります。處が世界市場の大半を占めてをるイギリス或はアメリカ、かういふ國々がどういふ對策を世界經濟恐慌に對して採つたかと申しますと、所謂國家主義的の、領國主義的の封鎖經濟を採つたのであります。今日ブロッツク經濟といふ名前前で呼ばれてをりますが、これは先程申しました世界經濟恐慌の中から生れて來た處の一つの領國主

義的或は國家主義的な經濟的の動向であつたのであります。このことはデモクラシーの思想に立脚した世界經濟の從來の動き方から申しますと全く逆な動き方であります。デモクラシーは言ふ迄もなく自由と平等を強調してをる思想であります。然るに日本の商品が南洋に行かうとしても自由に行けない。或はアメリカの商品が或る地域に自由に入つて、或は支那の商品を支那で自由に使ふことが出來なくてイギリス人に自由に持つて行かれる。かういふ風に一つのデモクラテイツク的な思想に大きな混亂が來たのであります。即ち或る一國には自由であるが或る一國には自由でない、これが即ち貿易市場の上から申しますと關稅障壁が非常に高く築かれて、關稅障壁の蔭に各國の政府の意圖が大きく動いて他國の商品の自由通商を阻害した。御承知の如く日本は高橋財政當時大いに日本商品の海外發展を圖つたのであります。その重要

日本を繞る列國の動向に就いて

市場であつた南洋方面、殊に濠洲方面に於きまして英國の妨害に遇つて遂に日本商品の驅逐が行はれた。かういふ點から申しまして、もう既に一九二九年の世界經濟恐慌を一つの契機としましてデモクラシーは行詰つて來たのであります。さうして新しい一つの國家主義的な動きが動いて來たのであります。それを一つの政治的な面から申しますと、先づ滿洲事變が一つ、それからエチオピアを攻略したイタリーの事件が一つ、それからヒットラーを中心にしたヒットラー政權を得以來の歐洲に残つてをるドイツを中心としたいろ／＼の事件、かういふものが即ち世界デモクラシー思想に對する一つの反逆、或は一つの革命的思想が起つて來てをるといふことが申されるのであります。このやうな動き方が思想的に觀ました場合國家主義的の動きであるといふことを申されてをるのであります。日本が滿洲事變を戦つて國際聯盟を脱退し

たといふことは政治的に觀ますならばデモクラシーの上に立つた國際聯盟に對する一つの反對としての國家主義的な動きであつたでせう。イタリーが國際聯盟から石油その他の經濟制裁を受け乍ら猶且つエチオピアを攻略し、更にイタリーの湖水といふ意圖の下に、さういふ計畫に従つて地中海問題に手を出し、最近更にコルシカその他の問題を繞つてフランスと對立してをるといふ動き方も一つの國家主義的の動きと言へると思ふのであります。更にヒットラーが一元首、一國家、一主權を中心としてロカルノ條約を破りオーストリーの合邦即ちアンシュエルの問題を解決し、更にチェッコに出て、最近はウクライナに出て來てをるといふ動き方は最も國家主義的な動きと言ひ得ると思ふのであります。ですから政治的に觀た場合に大きな一つの國家主義的の動きが世界の一つの動きに於て起つてをる。もう一つはデモクラシーの破産

が今日の世界に於て起つてをるといふことが言へると思ふのであります。先程經濟的な面から申しまして私はイギリス乃至アメリカその他フランスが國家主義的の動きをしてをると申したのであります。併し思想的にはその國々でありますが、併し思想的にはその國々でいふ動きをしてをるのかと申しますと、今日の破産状態に陥つてをる處の民主思想の上に依然として立脚してをるのであります。茲に英米佛が世界の政治界に於て自分の經濟的な行き方と矛盾した思想を有つてをりますために實際自分の力を充分に發揮することが出来ない惱みを惱んでをる大きな原因があるのではないかと考へるのであります。最初私が申しました如く、イギリス等は國家主義的な經濟の動きに最も早く手を着けた國であります。併し思想的には今日依然としてデモクラシー思想に囁り附いてをる。茲に大英帝國の大きな矛盾した惱みがあると思ふのであります。ですから今日

の世界、或は今日に續く將來の世界に於てどういふ思想が最も中心思想となり、どういふ思想が世界の新たな文明の發展に貢献するものであるかどうかといふことに對する我々の明確なる判斷と、明確なる見透しがなければならんと思ふのであります。

更に今日の世界の出版文化界或は青年知識階級といふものを觀ましてもかういふ國家主義的、或は民主主義的の二つの問題を中心にしてどういふ動きが起つてをるかといふことが判斷されるのであります。例へばデモクラシー文化の權化と謂はれてをるフランスに於きまして、今日のフランスの知識階級といふものは、もうデモクラシー的な唯一つの思想に何の魅力も感じてゐない。さうして行動主義的の一つの思想に非常な興味をフランスの青年、知識階級は有つて來てをるといふことは、フランスがもう既にデモクラシーの文明から行動主義を通じての方

同に動かうとしてをるのが察知出来るのであります。かるが故にこそ人民戰線の内閣と謂はれてをるダラヂエが御承知の如く豫算に於ては國家主義的色彩を濃厚にすることがフランスの國民に依つて許されるのであります。殊にルナン等と言へば皆さんも御承知でせうが、有名なこれはデモクラシーの思想家であります。その彼の書物が今日フランスの思想界に於て全然振返つて見られてゐない。或はイギリスに於きまして今日青年知識階級の合言葉と致しましては自分達を行動と建設の中に引入れることの出來ない思想といふものは今日の名に價しない、今日のデモクラシーの思想といふものは我々青年をして一つの行動と一つの建設の中に引入れるものでない、寧ろさういふ行動と建設をする青年を排除するものであるといふことを言つてをります。その他いろ／＼な現象を具體的に皆さんに紹介することは出來ると思ひます

が、今デモクラシー文明が一つの破産状態にあるといふことは言へると思ふのであります。デモクラシー文明といふものは破産状態になつて尙且つ世界の中心になる新しい思想といふものは造られてゐないといふ處に世界の大きな混亂と今日の大きな紛争が起つてをる原因がある。更に今日のこの紛争とこの混亂が尙且つ將來に互つて續いて行くであらうといふことが豫想されるのであります。即ち自分の行動を規定するに足るだけの頭腦といふものは今日の世界に無い、このことが歐洲の或は亞細亞の、或はアメリカのいろ／＼な混亂状態を繼續させて來てをる大きな原因であると思ふのであります。ですからよしんばヒットラーにチエツコのズデーテン地方をやつたとしても或はムツソリーニに地中海の制海權を與へ、或は日本に支那全體を與へたとすても、又ワシントン政府に南アメリカ全部を與へたとすても、今日の如く思想的に

日本を繞る列國の動向に就いて

日本を繞る列國の動向に就いて

混亂してをる時には根本的な問題が解決されて、新しい文明が建設されて行くといふことは言へないのであります。問題は今日の世界文明の破産の中にこの次の新しい世界を建設するに足る新しい文化を興へられなければならない。これが大きな課題であります。今日の日本の直面してをるものは世界的の大きな混亂の中に於て世界的の新しい文明に寄與するだけの文明を有ち、或はさういふ思想を有つといふことが不可分の問題となつて來てをるのであります。日本が中支開發會社を造り、或は北支振興會社を造つたりするとしてもそれで問題が解決するのではなく、對支經營、對支問題が解決するのではなく、もつとさういふものを一つの方向に向つて引張つて行くに足るだけの中心思想が今日造られなければならぬのであります。かるが故に私は今日程思想とか文化といふ問題が大きな意味を有つてをる時代はないと考へるのであります。

然らば全體主義、一つの國家主義的な動きが一つの世界を造る、明日の世界を建設するに足る思想であるかどうかと申しますれば、これは充分に検討を要すると考へるのであります。私は先程申上げました如く世界經濟恐慌以來世界に起つて來てをります一つの動向と致しまして國家主義的、或は全體主義的な動きが起る必然性があつたことを承認するのであります。それが新しい世界を造る思想文化であるかといふことには大きな疑問がある、検討すべき餘地があると考へるのであります。何故かならば國家主義的な一つの闘争が許されるとするならば、當然その理論的發展と致しまして國內的に階級闘争も許されなければならぬとなつて來る。で國と國との國家主義的の闘争が許されるとするならば、さう云つた見解は常に無限に變革され繰返されて行くばかりであつて少しも一つの文明を建

設するといふやうな時代は來ないと思ふのであります。又現實的にヒットラーの全體主義の動きを見ましても、これはあの歐洲大戰後ドイツ國民の自由を奪つた國際聯盟とかベルサイユ條約或はロカルの體制といふものを打破するために國民の總意を一つにする、國民の凡ゆる力量を一つにするといふ客觀的な要求からヒットラーの運動が成功したのであつて、ヒットラーの全體主義といふものはその國民的、國家的の要求に副つたからこそかのナチズムは生れて來たのであります。でありますから、かるが故にこそもし彼の最後の目標として植民地問題に成功したならばその時から全體主義といふものは一つの行詰りに直面する譯であります。即ちヒットラー政權がドイツの國民に呼掛けて、彼等を虐げ、彼等の運命を握つて來てをる處のベルサイユ條約或はロカルの體制とかいふものを打破して行くことが全體主義の下に非常に成功

日本を繞る列國の動向に就いて

し、或は既にそれに成功して今日は植民地奪回運動といふ處に直面してをるのであります。これが又ドイツは成功するでせう。その曉に一體ヒットラー政權はドイツ國民を一體どこに向けて引張つて行くか、こゝに大きな悩みがあると思ふのあります。何故ならば國民を一つの方向に引張つて闘争しない時期に於ても或は闘争してをる時期に於ても常に中心思想といふものは國體の中にあるでせう。併しドイツにはそれがありません。或はイタリアに於ても同じであります。だからその政權が狙つた最後の目標を獲得した場合にゲルマン民族の自由を説き、ローゼンベルグの二十世紀の神話を土臺としてゲルマン民族の優秀を説き又その他新しい長所を指摘してドイツ國民に訴へてをるのは、これを客觀的に觀た場合にヒットラー政權が植民地奪回に成功した後にドイツ民族を引張つて行く中心思想を確立するといふ一つの動きと觀ることが出

來るのであります。或はイタリアを觀ましても、イタリアは兎にかくエチオピアの攻略に成功したのがそのために却つて經濟的には貧困状態に逆に叩落された。併しそれを乗り越えて行くために國民全體を引張つて行かなければならぬ客觀的要求の中にイタリアは置かれてをります。所謂地中海の湖水化、所謂マレーヌストロームといふ思想で今日の世界外交を戦つて來てをります。フランスに對する援助も矢張りさういふ一つの思想的意圖から出てをるのであります。その戦も半ば成功してをります。これが完全に成功してよしんば地中海をイタリアの湖水にすることに成功したとしてもそれから後にどこへ引張つて行くかイタリアの民心をどの焦點に引付けて行くか、こゝに大きなイタリアの全體主義の悩みがあると思ふのであります。かるが故に今私達の考へることは、口では排外的なことを言ひ、排外

思想的なことを言ひ乍ら實際には外國の模倣主義から一步も出ない日獨伊防共協定を結んだからと言つて、盲目的にナチズムを採入れて充分な検討を加へないといふことは私は一評論家としての立場から反對の立場を採つてをるのであります。ではデモクラシー思想は既に破産して今日の世界になんらの寄與するだけのアピリテイを有つてをらん、又全體主義の思想の將來も大體に於て見當が附くといふ今日の状態に於て日本は如何なる思想を確立すべきであらうか、こゝに大きな日本の悩みがあると思ふのであります。こゝに今度の事變を通じて東亞新文化の創造といふ言葉が生れて來た客觀的な大きな意義があると思ふのであります。新しい文化を新たに創造するといふ意義が先程から申しましたやうな意味に於て世界的な意味を有つて來てをるのであります。かるが故に今日の事變といふものは非常に重大な事件であると私は考

日本を繞る列國の動向に就いて

へるのであります。思想的に申しまして一つの全體主義的思想、或は民主主義的思想が先程申しましたやうな状態にあり、さうしてさういふ思想の上に乗つた各國がこの事變を中心にしてどういふ風に動いてをるかといふことに就いて更に私は自分の考へを述べてみたいと思ひます。

先づ日本と支那の問題を通じて一番關係の深いイギリスといふものはどういふ風に動いてをるかと思はしますと、イギリスは矢張り今日の一つの世界の危機或は世界の混亂といふものは結局に於てはイギリスといふものを犠牲に陥れるものであつて、日本の支那進出に致しても或はイタリーのアフリカ進出に致しても、或はドイツの植民地返還運動に致しても、これは結局イギリスの犠牲に於てなされなければならぬものであるといふことに對する考へ方といふものは今日のイギリスの外交を貫いてをる中

心思想であります。ではイギリスは自分の犠牲に於て今日の世界の混亂を救ひ、世界の新しい平和を造らうとしてをるかどうかと申しますと決してさうではないのであります。自分の犠牲のやうに見せかけて實際は自分の犠牲ではない、第三者の犠牲に依つてこの問題を解決しやうといふのがイギリスの現實外交のポリシーであります。第三國の犠牲といふものはどういふものであるかと申しますと、それは常に相手と場所と條件に依つて違つて來てをるのであります。例へばイタリーとイギリスの動きから先づ考へても分るのであります。イタリーがエチオピアを攻略致しました時にイギリスはイタリーを向ふに廻して戰つて來てをるやうな態勢を見せ乍ら實際はエチオピアを犠牲にしてエジプトに於けるイギリスの勢力を保證したのであります。御承知の如く國際聯盟に於てエチオピア皇帝に敗北の悲しみを味はしめたのはイタリーではなくイギリスであつたのであります。それから最近起つてをる地中海、コ

ルシカ、チュニスの問題から言つてもイギリスはイタリーに對してどういふ政策を採つてをるかと思はしますと、所謂ローマを訪問して以來の動向を觀ても分ります如く、出来るならばフランスの犠牲に於てこの問題を解決して、地中海に於けるイギリスの發言權を確保しておかうといふのがチエンバレン外交の主流であります。何故チエンバレンが地中海といふものをそのやうに今日固執し自分の盟邦國であるフランスを犠牲にして尙且つ最後の發言權を確保しておかうといふことを考へてをるかと思はしますと、これは今日我々が戰つてをる支那事變と大きな關係性がある。どのやうに今度の事變が解決したとしてもイギリスにとつて對亞細亞といふものは問題になつてをる。それに對する準備としてイギリスは如何しても地中海を自由に航行するだけの準備をしておかなければならぬ、それがどうしてもイタリーを相手に話をしておかなければムツソリーニの感情如何に依つて地中海の港を封鎖される恐れがある。

日本を繞る列國の動向に就いて

それでフランスをどのやうに犠牲にしてもムツソリーニと握手しておかうといふのが今の大きな意味であります。それでこの事變、或は事變後に來たる亞細亞の問題に關して自由に自分の艦隊を東洋へ、太平洋へ送らうといふことを考へてをるのであります。處が御承知の如く日獨伊防共協定といふものがありますためにイギリスは第二の陣略方計といふものを今日考へてをるのであります。イギリスが支那に對する、或は亞細亞に對する陣略方計とはどういふものであるかと申しますと、どうしても地中海に於けるイギリスの發言權が承認されない場合にはそれで亞細亞から手を引くことは出来ないのである。アフリカの南端の喜望峯を廻つて南太平洋に出て來る一つの方計といふものを考へてをるのであります。その方計を三方陣略方計と呼ばれてをるのであります。それはどういふものであるかと申しますと、インドを頂點として一つの斜線をアフリカに引いて、底邊をアフリカとオーストラリアに、一方の斜線

をインドからオーストラリアに結ぶ三方陣略方計であります。この中心をシンガポールに置きまして此邊に太平洋艦隊の中心を置く、さうしてその一翼に支那艦隊を置き、他の一翼にオーストラリア艦隊とニュージランドを結ぶ艦隊を造つてをるのであります。さうしてその後には大英帝國艦隊、インド派遣艦隊といふものを置きまして、インドには十萬以上の陸軍を以てこの太平洋に於ける日本との争に勝利をしやうといふことを今日計畫してをるのであります。

皆さんが新聞で恐らく御存じだらうと思ひますが、アラビヤに於けるイギリスの最近の動きに就いては、イギリスが飛行機で、武器を持たない武装しないアラビヤの土人を殺戮するばかりか毒瓦斯を用ひてアラビヤの土人を苦しめてをるといふことは何を意味するかと申しますと、アラビヤに於ける石油を自分の思ふ儘に利用しやうといふ政治的な動きであります。これはどういふ關係を有つかと申しますと、先程の三方陣略方計に重要な關係を有つのであります。この三方陣略方計の石油資源としてアラビヤを確保しておかうといふことが今日のアラビヤに起つてをる問題の中心であります。それから更にフランスをして今日問題になつてをります處の佛領インド支那のカムラン灣といふ處に大きな軍事要港を造らせやうとしてをることも先程申しましたイギリスの意圖を軍事的に示してをるのであります。これは御承知でありませうが所謂日露戦争にバルチック艦隊が百二十何隻あそこに來て、更にその艦隊の保護船が五十何隻入つて來たのであります。その全部の艦隊をあのカムラン灣の中に三日間に互つて碇泊させることが出來た世界に四つしかない良灣の一つであります。これが軍事的に要塞化された場合にはどういふことになるかと申しますと、所謂香港、カムラン灣、シンガポールこの三つを結ぶ更に軍事的の有力な、強力な線が出來る譯であります。更に今日迄日本の委任統治になつてをります南洋のグアム島にアメリカが要塞を造つてゐると新聞で一時騒ぎましたから御存じでせうが、これもイギリスのさう

日本を繞る列國の動向に就いて

云つた動き方と關聯した動きと觀なければならぬのであります。即ちこの揚子江の航行權、この問題を繞つて英米とフランスといふものが共同戦線を張つて來る計畫で出て來たのであります。その如實な一つの現れがアメリカのゲラム島の問題とフランスのカムラン灣の中に觀ることが出来ると思ふのであります。この點に關しての國民の關心を高めることが全然日本で新聞に於ても或は日本の政府當局に於てもなされなかつた。或は議會に於てもそのことがなされなかつたといふことは非常に残念だと考へるのであります。例へばゲラム島と香港、カムラン灣、シンガポール、ニュージランドこの線が結ばれた場合には日本の南方に對する商業通信路は完全に遮斷され、それのみか日本の南洋統治地は完全にこの英米の脅威を受ける譯であります。ですから日本は當然かういふ英米の動きに對して一つの反省を求めるところを議會を通じて考へてやるべきではなかつたかと思ひます。その線がどこ迄進んで來たかと思ひますと、今日日本が占領してをる海南島

迄延びて來たのであります。海南島は廣州灣を距て、南支那に面してをるのであります。この海南島の地位が日本に附るか、英佛に附るかといふことは日本の南洋進出に重大な意味を有つてをるのであります。かるが故に去年の七月にフランスは先づ海南島の横に在る西沙島を不法に占據して蔣介石に談じてあの西沙島といふものを遂にフランスのものにしてしまつたのであります。この當時日本の輿論界ではその問題を取上げたのですが、その問題がどういふ風に解決したのか其問題に對しては何も筆を納めない。さうかうしてをる間にどういふことが起つたかと申しますと、イギリスの大使が宋子文と合策致しまして海南島の防備を名にしてあそこにイギリスの勢力を張つて、イギリスの重大發言權を作らうとしたのであります。即ちイギリスは海南島と香港、シンガポールを結ばうとしたのであります。丁度さういふ動きが起つてをる時に日本の海南島占據といふ事件が起つたのであります。これは外務大臣

の聲明を見ましても分ります如く、佛領インド支那を通じて蔣介石を援助してをる處の外國の所謂援蔣行爲といふものを牽制するといふ軍事的な意味から一步も出てゐないのであります。併し客觀的に觀た場合に私はもつと重大な意味があると思へるのであります。それは何故日本政府當局は國民に訴へなかつたかと思ふのであります。それは何かと申しますと先程申しました日本と支那が一つの戦ひを戦つてをる時にイギリス乃至フランスといふものが火事泥的に魔手をこの間に伸ばして來た。而もフランスといふものがカムラン灣を通じて設備を強固にし、アメリカのゲラム島と呼應してその魔手を伸ばして來た。その海南島占據は日本としては軍事的占領を一步も出ないが客觀的に觀れば聖戰の目的としてをる東亞を英米の植民地的状態から開放するといふ建前から言つても英米佛の帝國主義的の動きに對して反省を要求するものであるといふことを何故堂々と宣言しなかつたかといふことを私は考へるのであります。(續)

各區の武道會狀況

第一區

昭和十四年四月二日秋田市縣記念會館に於て第一區聯合刑務所第十三回武道會を開催す。此の日春光麗かなる快晴にして出場選手又闘志滿々たるものあり。

當日は斯道奨勵の爲め刑務協會々長代理として日沖事務官の臨場あり其他關川札幌、鈴木網走各部長、松野秋田地方裁判所長、本間秋田地方裁判所檢事正、市内各官衙その他多數の來賓あり。定刻午前八時三十分に至るや場内特に設けたる清楚森嚴なる祭壇前に一同威儀を正して整列、神官の修祓、日沖刑務協會長代理上田秋田支部長選士代表等の玉串奉獻、一同祭壇に對し禮拜國歌奉唱、出征皇軍將兵に對する感謝の默禱、次で上田秋田支部長閉會の辭を述べたる後前年優勝せる劍道網走、柔道宮城刑務所より各優勝旗の返還を受け終て劍道部教士土田末治、同高仲晃兩氏の大日本帝國劍道の型、並に柔道部教士伊達竺郎同富樫義郎氏の講道館極の型に始まり各審判員の選士に對する

各區の武道會狀況

注意ありて柔劍道同時に試合を開始す。各選士は何れも士氣益益旺盛豫て鍛鍊せる得意の秘術と攻撃精神を發揮す。斯くして試合は順調に進行し午前十一時五十分晝食休憩を爲し午後零時三十分再會、各選士の奮戦活躍は彌々高潮に達し實に張裂けん許りの旺盛せる氣合と劍撃の牙へとは正に場内を壓す。斯くて對戰爭罰數時間の後遂に劍道優勝の月桂冠は秋田刑務所の獲得するところとなり二等盛岡少年刑務所に、三等樺太刑務所、四等網走刑務所に決定、又柔道優勝の榮冠は盛岡少年刑務所獲得し、二等札幌刑務所、三等青森刑務所、四等は函館刑務所に決定、尙ほ劍道個人優勝は秋田小笠原選士、柔道優勝は函館鈴木選士榮冠を占むるに至れり。之にて全部の試合を終了せるを以て上田秋田支部長より優勝刑務所選士に對し優勝旗及表彰狀並に賞品を又個人優勝者に對し賞品を夫々授與し次で日沖刑務協會長代理の訓示ありたる後上田支部長閉會の挨拶を述べ極めて盛會裡に本武道會を終了し尙ほ會場に於て優勝記念撮影を爲し午後六時過散會せり。(秋田刑務所報)

各區の武道會狀況

第四區

一、時 昭和十四年三月十九日
一、場 所 大阪刑務所濟美館道場
一、參加支部

京都 神戸 奈良 德島 高松 高知 廣島
岡山 松江 松山 姫路 大阪

昨夜來の雪に會場附近は一面の銀世界に清められ、春風稍々冷やかであつたが旭光燦として白雪に輝き絶好の大會日和であつた。朝來出場選手は續々とつめかけ午前八時三十分開會を報ずる大太鼓の音に、近畿中國四國の精銳柔劍道百名に近い選士は場内に整列し、續いて主催地支部長並びに各地方支部長、應援の支部員參列、さしにも廣い濟美館道場も所せまいまでに感ぜられた。一同神殿に禮拜續いて宮城遙拜、出征將士並びに戦傷致勇士の英靈に對し感謝の默禱を捧げ、優勝旗返還式に移る。全員聲を吞む緊張裡に劍道部昨年の覇者高知支部那須選士の手より、柔道部は大阪支部園田選士の手より夫々岡部支部長の手に恭しく返還せられた。續いて岡部支部長より非常時下一堂に會して武を練る喜びを述べ更に心身鍛練と體位向上の緊要なる所以を力説した激勵の辭があり、愈々肉彈相搏ち劍光亂れ飛ぶ龍攘虎搏の大接戦が開かれた。

岡山	0	—	德島	3
大阪	3	—	松江	0
岡山	1	—	大阪	2
松江	0	—	德島	3
德島	3	—	大阪	0
松江	0	—	岡山	3
一等	德島九點	二等	大阪五點	
三等	岡山四點	四等	松江〇點	

劍道は近畿四國山陽山陰の代表萬字巴と入りみだれての熱戦に最後まで勝敗の數逆賭し難く敵味方ともに固唾を呑んで手に汗を握る。決戦數合かくて地元大阪の頭上に燦として紫映ゆる大優勝旗は飾られた。戦績左の如し

廣島	2	—	松江	1
德島	1	—	大阪	2
德島	2	—	松江	1
廣島	1	—	大阪	2
大阪	2	—	德島	1
一等	大阪六點	二等	廣島五點	
三等	德島四點	四等	松江三點	

かくて午後三時半戦は終り、全員神前に參列刑務協會會長代

各區の武道會狀況

柔道部は甲組德島大阪、乙組京都高松の一戦により火蓋は切られた。殊に戦前既に其の勇猛をうたはれた德島と前年の覇者大阪との取組は本日に於ける事實上の優勝戦として第一回戦より息づまる緊張に場内聲を吞み打續く快戦に見る者をして恍惚たらしめた。かくて午前中豫選を終え、甲組は德島大阪 乙組は岡山と松江とが決勝に残つた。

劍道部は甲組岡山と高知 乙組松山姫路の一戦を以て開始、劍技愈々牙えて竹刀相觸るる處火花を發し凄壯の氣場に満ち、午前中の豫選に生き残つたもの、甲組では前年の覇者高知振はず大阪と德島残り、乙組では廣島と松江が決勝に臨むことになつた。

正午休憩午後零時四十分再會、番組の順序により大日本帝國劍道型 打太刀土田先生 仕太刀原田先生 大日本帝國柔道投の型を捕 濱先生 受 平田先生によつて行はれ滿堂武道の眞技にたゞ酔ふのみ。
終つて愈々最後の決戦に在る。柔道は新銳德島・前年の覇者大阪・傳統の誇り高き岡山・山陰の雄松江のリーグ戦として岡山德島の對戦により火蓋は切られた。岡山猛烈に攻むれども德島の牙城遙がず惜敗すれば、大阪松江を降し、岡山と大阪とは二對一の接戦にて大阪勝ち岡山第三位となる。戦績左の如し。

第五區

本區第十三回武道會は四月十六日山口市武德殿に於て舉行。參加するもの福岡、鹿兒島、長崎、宮崎、熊本、沖繩、山口の各刑務所及び久留米、岩國の二少年刑務所(劍道部のみ)。吉田事務官は會長代理として來臨、區内各支部長その他來賓を向へて午前九時開始。吉田事務官は開會に臨んで懇篤なる訓示を與へ、次いで前年の優勝者より夫々優勝旗の返還、劍、柔道の型あつて龍攘虎搏の試合の幕は切つて落された。各選士共充分の技を揮ひ、銃後精神力の旺盛さを見せて午後三時演武終了。成績—劍道は鹿兒島優勝、二等岩國少年、三等長崎の順序となり、柔道部は長崎優勝、二等熊本、三等福岡の成績を示す。吉田事務官は優勝刑務所へ優勝旗、表彰狀、賞品を與へ二、三等各刑務所へも表彰狀、賞品を授與。次いで雨村山口刑務所長の挨拶あつて式を閉づ。

(山口刑務所報)

八王子少年刑務所多摩少年院見學記

かしら云ひ知れざる感に打たる。如何に全職員的一般社會に於ける父兄若しくは兄弟以上に迷へる少年達を愛されてゐるかを充分察知すると共に感激の眼を見張る。斯くして一時間、持參の辨當を食し零時半頃より所内を案内せらる。一同階下獨居房より各舍房毎に逐次見學、夫より作業場(工場)へと足を運ぶ。新入當時荒み切つた少年達も暖かい職員の手により精神の鎮靜と安定とを得て、逐次工場に出業せられしと聞く。それより一同運動場に行き、休憩時を利用して受持擔當者は少年囚三十名餘り運動場に集め櫻樹の下に何かしら二言三言謂ひて、人員點檢をする。其の規律正しい姿は吾等初見學者に對して何かしら云ひ知れない感動を與へた。それより少年囚の野球遊戯は開始さる。見護る擔當者の姿、少年の一人をも改善せねば止まざるの熱意が面にあふれてゐる。童心其儘な少年達の戯れ、十分、二十分、斯くして所内見學も終りて一同玄關先に集合し記

念撮影、何かしら云ひ知れぬ感謝感激の心にて、同刑務所を去り一路多摩少年院にと足を運んだのである。

× × ×

國立多摩少年院、同院は西に富士の靈峰を仰ぎ東に多摩の清流を望む。土地高爽にして、風物雄雅、加ふるに多摩御陵を里餘に拜し誠に塵寰を絶するの勝境にして、何かしら謂ひ知れぬなごやかな少年保護の雰圍氣が漲つてゐる。八王子少年刑務所より、十數分餘にして此の殿堂に達する。此處は元大正十一年四月少年法及び矯正院法公布せらるゝに至り敷地を現在の地に卜し本院の創立を見るに至りしと、そして名稱も多摩少年院とせられしならん。大正十二年一月院長太田秀穂氏以下職員の任命ありて、同年六月建築竣工し七月二日始めて院生を收容し昭和三年四月東京市麹町區富士見町に本院東京出張所を設置し、假委託少年の收容を開始せられしと。同院は滿十八歳以

下の少年にして刑罰法令に觸るゝ行爲をなし、又は之をなすの處ある者の中特に少年審判所より送致したる者及び民法第八百八十二條の規定に依り入院を許可したる者を收容し嚴格なる規律の下に教養を施して、其の性格を矯正し且其の生活に必要な實業を練習せしめ社會生活の規矩に順應せしめる事を目的とせられてゐる事を聞く。其の施設としては本院敷地三萬三千三坪建物五十棟園藝實習地六町八段歩、東京出張所敷地五十坪建物二階一棟延百坪なりと。更に同院の教養施設としては寮舎教育と稱し寮舎は之を分ちて修省寮及び學寮の二つに分け新入院者は先づ之を修省寮に收容し一室に靜座せしめて自己の省察に資し其の荒める心身の鎮靜と安定とを促し其の間心身性行學力技能等諸般の考査を行ひ院長の剴切なる誨告に依り之を學寮に移らしむるとの事である。

院生收容數創立以來一、二二二名、現在一五三名、創立以來假委託者數五、〇六九

名、現在假委託者數一五名との事なり。更に教育方法は學科教育實科教育情操教育に分けて、學科教育は小學校及び中等實業學校の課程に準ずる學科を習得せしめ智能の啓發と徳性の涵養に務め學級編入の方法は入院時學力考査を行ひ、之に依りて定むと。又特殊の才能ある者には特殊の課目を選択して習得せしむる等教授方針が如何に個性に即するを以て本則とするかを察知せらるゝ、放縱懶惰の院生の習癖を矯正し、只管向學心を振起せしめ又は體操教練に重きを置き嚴格なる軍事教練を課し或は野外に於ける發火演習等も施行せらるゝとの事承る。實科教育の主たるものは園藝工藝の二部となり園藝部は即ち農作園藝養禽養畜を併科し、工藝部は印刷、木工、縫工、藤工の四科に分れ、學科教育と相俟つて此の勤勞を好み、力作に對するの氣根を養ふと共に職業的智識と技能とを修習せしめるとの話である。如何に院内凡ての施設が秩序整然たるかを察知する事が出来るのである。斯くして教官殿の御説明を拜聽す

る事一時間餘り、夫より院内の見學に好奇心を持ち乍ら一同足を運ぶ。寮舎内部の清潔整頓の行き届けるは吾等一行見學生に直觀的に來る。室内には一輪挿の數、院生達の純朴な心根が現はれる。斯くして逐次感激の中に所内の見學も終りて、運動場に一同集る。其處には院生十五、六名の群が櫻樹の移植に玉なす汗を拭ひもせず懸命に努力せらるゝ、一方には又十二三名位の院生が各々樂器を持ち何かしら音楽を奏でられし、それは情操教育としての少年音楽隊の一部ならん。吾等見學生の爲に、特に二回程音楽を奏でられた。一同感激の拍手を送る、それより一段低き園藝場に至れば餘念なく活動する院生の群、吾等は叫ぶ、汗なき社會は墮落なりと。非常時日本に於ける第二國民の養成こそ緊要事たるは教へて贅言に非ざるものと信ぜらる。見よ大戦に破れし獨逸國家を、獨逸魂の發露、夫は獨逸國家の復興に全力を注ぐべき國民全體主義の強調と第二國民の養成に全力を傾注せし所以のものであつた。獨逸の復興せる現在の地位を眺むる時其處には

吾等日本民族の想像だに及ばざる努力と血の出る様な國民の惱みの潜在せし事を、そして又第二國民養成に邁進せられしかと視はれる。過般訪れしヒットラーエーゲント、一行を見よ。斯くして感激の中に院内の見學も終り再び一行は講堂に戻る、其處には教官と共に十五名程の院生が多摩少年院歌を謳歌せられた。

『水清らけき多摩川の塵を流してはろばろと仰ぐや高き富士が根の心にかゝる雲もなし』

迷へる少年達よ院歌の如く!!

『躰て昂らん太陽の光りの如く世の中に、噫々多摩少年院、吾等は唯々院生の爲に日夜努力を捧ぐる全職員に對し無限の感謝を捧げざるを得ないのである。午後三時三十分同院に別れを告げ一行は更に多摩御陵へと歩を進めた。丁度四時一同多摩御陵を參拜し終日の見學に稍々疲勞を感じつゝ歸途に着く、雨は頻りに降り出しぬ。噫々忘れ得ぬ感激の一日。』

終り

八王子少年刑務所多摩少年院見學記

刑務所便り



刑務所便り

遙拜所竣工式並に

太麻奉遷式舉行狀況

福井支所

當支所遙拜所は昨秋十月十八日地鎮祭を執行し、當福井本派本願寺別院輪番より資材の一部の寄附を得、爾來工を急いだが玉垣石段等の基礎工事未だ成らざるに、北國獨特の雪と風との時期に入り、爲めに屋外工事は稍々遅延したが併し其間屋内に於いて拜殿の工作を進め、此程何れも完成、遙拜所の造營工事愈々落成を遂げたので、去る三月廿一日、春季皇靈祭の聖日を卜し、氏神木田神社神官金岡正孝氏を齋主として招聘、遙拜所竣工式と、神宮太麻奉遷式とを併せて厳修し

た。遙拜所の位置は應舎東門の清淨の地を選んだ。

定刻前、職員及收容者代表たる一二級者、廿五名著席、肅然として時の到るを待てば、やがて定刻午前十一時典雅神韻たる伶人の奏樂裡に支所長先導にて、神官、來賓、本所長等着床す。

先づ戒護主任恭しく開式の辭を述べ、其號令の下に一同起立、宮城遙拜、國歌齊唱、皇軍將兵の武運長久及戰歿英靈に對する默禱をなして後、國旗はしづしと掲揚された。

修祓、降神、獻饌、齋主祝詞奏上、齋主玉串奉奠の後金澤本所長及支所長玉串を獻つて拜禮、次に撤饌昇神の儀があつた。

次は御遷座祭である。卒然として伶人の奏樂、場内に響き始めれば、支所長恭しく先導をなし齋主は練絹を以つて被ひたる白木箱に納め奉りたる太麻を捧持し、其の後に神官、本所長、支所幹部職員の扈從する列は支所長

室より入場す。かくて太麻を御遷座申上げ、それより、獻饌。

右、了つて、金澤本所長の式辭、小澤檢事正の祝辭あつて後、支所長の挨拶及教務主任の閉式の辭あつて式は無滞終了す。

遙拜所鎮座祭概況

和歌山支所

當所構内教誨堂西北隅廣場の一角を神域とし昨冬地鎮祭を執行。爾來關係職員並受刑者の敬虔熱誠なる奉仕勞作に依り着々工事進行、三月末之れが竣功。去る四月三日の神武天皇祭を卜し、岡部本所長、其他の來賓を迎へ鎮座祭を舉行された。當日朝來氣つかはれた空模様も職員收容者の熱誠が神に通じ、定刻前から漸く好天となり、夜來の雨に神苑は一層淨められ、神木の緑は春光に映へ清氣は神域に滿ち、自から襟を正さしめ、式は左の順序に依り進められ、所長から收容者に對し懇篤な訓話があり、一同感激莊嚴

裡に終る。之れより先四月二日夜十時、收容者就寢後、當地八幡神社々司、御神體(皇大神宮太麻)を奉戴し、職員一同玄關に奉迎、佐竹看守長先導申上げ、所長以下扈從し、莊嚴裡に奉安し、前儀の式は行はれた。

式次

着床、修祓、開扉、獻饌、齋主祝詞奏上、祭主玉串奉典、齋主玉串奉典、參列者玉串奉典、職員玉串奉典、收容者玉串奉典、祭主訓話、撤饌、閉扉、退下。

倉本政務次官

大村海上刑務支所巡視

大村海上刑務支所

四月廿四日、司法政務次官倉本要一閣下には西日本に新設せられた當大村海上刑務支所を巡視せられた。前日廿三日は朝から險惡な空模様となり西北西の風が段々強く吹き始め、午後からは風は愈々猛威を加へて來た。其の爲平素靜かな大村灣の海上も荒れて物凄く怒濤は海岸道

路上迄襲ふ様になり、其の爲に海上の交通は一切杜絶するの止むなき状態に立至つたのである。我々職員一同は明日の巡視を控へた今日のこの嵐をどれ程心配した事か? 明くれば廿四日! 何んと當日は空に一點の雲もなく澄み渡つた春日和、而も昨日の嵐は嘘の様に住むで胎蕩たる春風に海上は恰も青疊を敷いた様な静けさ。御到着の豫定時間午後零時十五分に

倉本次官閣下を始め、長崎地方裁判所長白井清左衛門閣下、市川長崎地方裁判所檢事、牛島長崎刑務所長の一行が當所専用棧橋に到着せられた。一行は英保支所長の先導で迎への通船に乗られ、靜かに本艦宇治に進むで行く。此の時突如として本艦に鳴り響く氣ヲ付ケの喇叭と同時に登舷禮式の喇叭が鳴り、全職員收容者は嚴肅な敬禮裡に閣下を御迎へした。

次官閣下には一同に對し丁寧な答禮を爲されて御乗艦、直ちに下甲板後部の應接室に御案内、支所長より所管事項に關し

て報告を爲し、尙漁撈作業の實況に關して詳細な説明をすれば興味深かく之を開かれ、又色々質問をされた。斯くして少憩の後上甲板後部に用意された俄造りの食卓で而も當職員の手料理になる簡単な晝食を差上げたのであるが、海を見晴した海上での珍らしい食事は粗末な料理を補つてか美味くと頻りに賞味せられたので大變嬉しく思つた。晝食後、次官一行を近海漁撈船の少年赤誠丸に案内し、之れで近海漁撈のチヌ延繩作業の實況を視察して貰つた。次に再び本艦に引返へし艦内を隅なく御巡視になり、上甲板前部で記念撮影を爲し、午後二時五十分、職員收容者一同見送の中に辭去せられた。御歸りの際見送りの收容者に對し懇篤なる御訓話を爲された事は收容者に對して殊更に深い感銘を與へ、彼等の感激して居た事は本日の御巡視を一層意義深きものとして、我々一同心から悦んでゐる次第である。

刑務所便り

刑務所便り

小田原 川越兩少年刑務所
第六回協議會狀況

川越少年刑務所

一、開催日時
昭和十四年三月二十三日午前十時より
同日午後四時迄

一、開催場所

小田原少年刑務所會議室

一、協議員

小田原少年刑務所側

根田所長以下幹部一同

川越少年刑務所側

寺光所長、小沼看守長

一、議題及議決事項

(一) 現行假釋放審査協議會制度に就て

(1) 少年は成年の場合と異り出所後自ら世帯の主たるよりは其の保護者に依存すること多く且つ自然的なる年齢の経過に期待すべきもの多かるべく従つて假釋放審査協議會は嚴に「改悛の狀」の有無を認定するの機關たると同時に假釋放制

度を改悛促進の手段としてよりよく運用するものたるの熱意あるを要すべし(假釋放審査規程第十四條の「特に」に注意)。

(2) 假釋放審査規程に依れば其の「身上關係」「犯罪關係」に於て「改悛の程度」を測定し、而して其の「保護關係」と併せて「再犯の虞の有無」を測定すべきものとせらるるも(規程第五條と第十四條對比)、其の測定審査の具體的技術的方法に關しては明らかにするところなきを以て我々の大いに研究するの餘地を存するものとす。

(3) 現行審査協議會は行刑に對する監督機關に非ず、評議機關に非ず、判事、檢事、所長の三者全員の意見一致を要する文字通りの審査機關とせらるるも將來の廣き一般刑務委員會制度に於ては其の性質に關し考慮すべきものあるべし(評議機關たるを可とすべきか)

(4) 昭和六年六月、行甲第一一九九號

(改正昭和八年八月行甲第一一四三號)「假釋放適否審査に付判事及檢事の少年刑務所巡視に關する件」の中第三項のイ號に審査該當者を「不定期刑の短期を経過したる者」と定めあるも「不定期刑の短期三分の一を経過したる者」と改正せらるるを妥當と史料す。

(5) 現行制度運用の實際に徴し判檢事に對し、専ら、行刑實踐に關する理解を得るに努め、延て行刑の向上を結果するに至るべきを期す。

(二) 少年受刑者に對する保健思想の普及に就て

(1) 少年に對してはイ其の思春期にあり身體成育期にあるを考へ、ロ更に進んで第二國民としての積極的體位向上意識を涵養せしむるの必要を考慮し特に保健思想を普及せしむるを要す

(2) 其の指導方法としては、ラヂオ聽

乙亥會第八回研究會
開催狀況

四月二十三日午前九時開催、先づ千葉當番幹事の開式有つて後恒例の儀式を行ひ、堀川常任幹事開會の辭を述べ、長谷川岡山刑務所長の挨拶あつて、尾道刑務支所渡多野義貫の「少年受刑者の音楽教育」と題する研究發表に移り、次いで岡山醫大教授林博士の「拘禁性精神病に就て」の講演あり。午後次の協議事項をなしたり。

A 司法保護委員制度に關するもの。

一、司法保護委員制實施後に於ける各所の保護取扱狀況承りたし(下關、山口)。

二、司法保護委員に對し觀察保護を委託すべき者の選擇標準如何(松江)。

三、司法保護委員の觀察に付すべき保護對象者中短期受刑者にして滿期釋放者たるもの、釋放通報の要否に關し事務取扱上各所の意見拜承致し度

し(尾道)。

四、司法保護委員制實施後の現況に鑑み教務機構に於て考慮すべき具體策如何(岩國)。

五、各所に於ける保護團體と司法保護委員會との聯絡狀況承り度し(廣島)

B 教化施設に關するもの。

一、長期建設に適應すべき教化新施設を如何にすべきか(岡山)。

二、受刑者に對する時局認識の強調手段として最有效と認められる教化的施設あらば其の狀況承り度し(松江、宇和島)

戦歿職員慰靈祭

秋田刑務所

去る三月二十一日春季皇靈祭に秋田刑務所に於ては、北支戰場に散華した故陸軍歩兵准尉佐々木金治氏、同じく俵谷又吉氏兩勇士の慰靈祭を同所教誨堂に於て行つた。

香煙ゆらく式場正面に祭壇を設け兩勇

刑務所便り

(3) 少年は彼等をして自ら第二國民としての積極的體位向上意識を昌んならしむるを要するに止まらず、國家として亦第二國民の體位向上のため積極的に其の施設を擴充し不斷に此の點に留意するを要すること論を俟たざるべし。少年受刑者に對する此種施設の充實を望むものとす。

刑務所便り

士の寫眞を飾り所員の心づくしの花輪や香果を手向け戦死者遺族・職員一同・收



容者参列して式は午前九時三十分から左の順序により厳肅に行はれ同十一時二十

分終了した。

慰靈祭式次第

一、告示

濱田教務課長只今より戦歿職員慰靈祭施行の旨挨拶あり。

二、所長訓辭

上田所長は「事變の終局は逆睹し難く國民洩れなく國策に遵ひ長期建設に邁進すべき秋、人的資源を倍々多からしむることは刻下の緊要事であります。當所からは多數の勇士を戦場へ送り、この人々は生還を期せざる覺悟とはいへ曩に佐々木金治君俵谷又吉君の御二人は戦死なされました。御名譽のこととはいへ御遺族に對しお氣の毒である。」云々

三、勤行

大谷派奥羽教務所長渡邊圓流師を導師として濱田教務課長五島教誨師助音懇ろなる讀經勤行あり。

四、弔文

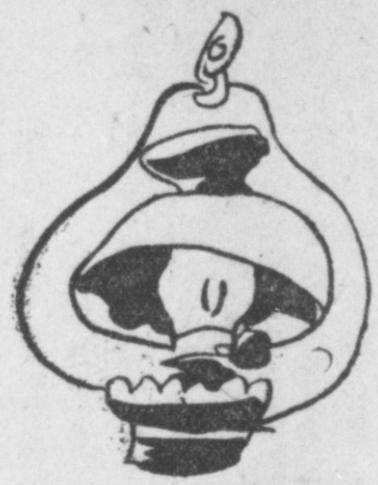
上田所長追悼文(略)を朗讀す。

五、燒香

(一)上田所長(二)遺族(三)職員代表(四)收容者代表等。

六、教誨

渡邊圓流師の「皇軍慰問の旅」と題して頗る感動深き有益なお話があつた。



切抜帖より

圀圖の人の奉公

事變下刑務所の益金激増

十八日大藏省から昨十三年度歳出歳入現計(十四年二月末)を發表、租税を始め各種の收入は激増したが、この中刑務所の益金は一千十二萬七千三百七十四圓で、受刑者一人當り二百圓に上り、近年でのレコードを作り財政當局並に行刑當局者を感じさせてゐる。この刑務所益金は收容者の汗の結晶ともいふべく、昨年同期の七百七十三

切抜帖より

萬七千五百三十一圓に對して、ざつと二割九分の増加となつてゐる。昨年は時局の緊張感を反映して、全國の刑務所收容者は、一昨年に比較して約三千人も減つてゐるにも拘らず、この増加を見たもので、全國刑務所では事變勃發以來軍需品の下請、部分品加工等を引受け、お國への奉公はこの一途とばかり、残業したり日曜も休まず働いた結果、前記のやうな成績を挙げたものである。

現在刑務所内の軍需品作業は、戰鬪帽の日除縫付けや、小銃、機關銃などの紙箱製造など簡單なものに限られてゐるが、司法當局では最近の好成績に鑑みて更に重要な軍需品の製造にも乗出す方針である。

—— 中外商業 四・一九 ——

獄死者の靈に春

支所長の地藏尊建立

現在の太曲刑務支所が設置された明

治十年の監獄支所時代から己が罪故とは言ひながら、不幸病を得て獄死した無縁佛は男二十七名、女二名の二十九名に達し、同町大川寺境内の片隅丸子川畔に葬埋され、朽ちた一本の墓標があるのみで、誰一人の參詣者もない。現在の刑務支所長藤下伊一郎氏が昭和十年赴任してこれを知り、自ら春秋二回心ばかりの慰靈祭をなし、各寺院の協力を求めてゐた。その誠意が三年餘りで報いられ、いよ／＼各寺院の協力を得て、墓地をコンクリートで工事した上に、三尺大の石地藏尊建立の議が、この度纏り工事を急いでゐる。藤下氏は我がことのやうに喜び、墓地の周圍に自費で杉苗百本を植ゑることとなつた。

—— 東朝秋田版 四・五 ——

興亞盟主に子は實

人生の裏街道から少年を救へ

闇の人生街道に轉落した少年達を救

切抜帖より

ふ「愛の法律」少年法が実施されてから満十七年、これを記念して十七、八の兩日群馬縣下一帯一齊に「少年保護記念日」が行はれ、少年犯罪の發生を防遏し、「興亞日本に子は寶」のスローガンを掲げて意義ある數々の催しが繰展げられる……この記念日を前にして前橋司法保護觀察所長平野澄觀氏と群馬學院長近藤基平氏……共に少年犯の改過遷善にその半生を捧げつゝある人に思ひ出を聴く。

平野氏「私は大正十一年少年法公布の時からこゝに勤めてゐますが、この十七年間に縣佛教聯合保護會と協力して取扱つた少年は男千人女百餘人に上つてゐます。その九割までは善の人生行路に復歸してゐることを思ふと、微力が報いられたやうで嬉しくなります。最近工場が激減して少年犯が年に一割宛の程度で漸増を示してゐますが、私達が愛の力に依つて眞人間に引き戻すつもりです。

近藤氏「明治四十一年十月、感化法が施行され一人の院生を收容した明峰學院が出来、大正二年群馬學園となり、大正十四年群馬學院に變り、昭和九年少年教護法實施と共に、少年教護院群馬學院となり現在に及び、三十六名の院児が居りますが、幸ひ何れも前非を悔いて今次事變まで國家の干城として十三名を送り出し、次第に善人の姿を取戻して行くのを見て力強く感じます。この記念日を期し今後一層努力します。

東朝群馬版四・一六

網走刑務所の看守

英靈となつて教誨

昨年暮河口部隊に屬して北支の戦野に轉戦中、名譽の戦死を遂げた二戸郡福岡町出身砲兵上等兵阿部順次郎君は應召前網走刑務所の看守を奉職して居たが、千餘受刑者たちからは慈父の如

く慕はれ、どんな強情の囚人でも同君の一言で忽ち相和し、名看守として所長以下その死を惜しまぬ者とはなかつた。同刑務所では、此の程砲兵觀測手の龜鑑と激賞して部隊長から寄せられた次のやうな同君の壯烈な戦死状況に感銘し、プリントに印刷して受刑者たちに漏れなく配付し、教誨の教材として使用、所の内外に多大の感動を與へてゐる。

十二月二十四日拂曉歩兵部隊の○攻撃に協力、午前六時三十分頃阿部上等兵は觀測隊に屬して敵彈雨飛の中に觀測に従事し逐次隊長に報告してゐたが、戦友の勸告を退けて敵砲火の集中する地點に躍り込み觀測を續けてゐる時、一彈遂に腹部に命中し……勇敢にして沈着、最後までその任務を怠らず軍人精神の最高の發露、砲兵觀測手の龜鑑たるべきものである。

東朝岩手版四・二五



海外異聞録

大統領よ歐洲へ出征せよ 米下院へ珍法案を提出

最近ヨーロッパの情勢の險惡化と共にアメリカ内では相當好戰論が横行し、ルーズヴェルト大統領までも「もしこの秋までに戦争がなければ云々」などと口を這らして物議を醸してゐるが、ニュージャーシー州選出の共和黨下院議員オスマース氏はこれら戦争好きのアメリカ政治家連を一寸どきとさせるやうな珍法案を下院に提出した。それによると「大統領、副大統領は申すに及ばず閣僚、議員に至るまで苟くもアメリカの外國戦争参加に賛成するものは自ら率先して戦場の第一線に立つべし」といふのであつて、提案者オスマース議員の御託宜をきくと「この案が通ればアメリカが外國戦に巻き込まれる心配はなくなるだらう」とすましてゐる

夫婦は一身同體に非ず

トレントン市のロツコ・フアゾオリトなる男、妻と共謀して詐欺を働いたとの廉で告發され裁判に付されたが、堂々三段論法を以てこれに抗辯して曰く「共謀とは人と人が共に謀議することである、然るに夫婦は一身同體と云はれ全く一個の人格を有する、故に我々は共謀してやつたものではない」だが裁判長はその強辯を斥けて「夫婦は法的には飽まで一人ではなく明確に二人である」との判決を下した。

妻から夫にも離別金を拂はせる

何處の國でもこれまで離別金と云へば常に夫から離別した妻へ與へるものと相場が定まつてゐる様だが、今回ハワイ上院議員の一人が「妻から夫へも離別金を支拂ふのが至當なり」と云つて法案を提出した。これは懷具合の悪い夫が離別された場合もしその妻が裕福ならば離別金を支拂ふべしと云ふ珍法案であつて、全ハワイの話題となつてゐる。

メニューの外國名を抹殺の獨逸

ドイツでは國內料理店のメニューのうち外國名のはドイツ語名に改めるやうなナチス政府から命令が出た。その結果世界的に有名なイギリス料理の「ムットン・シヨップ」は「羊の背肉」とドイツ語に譯され「ライリツシュ・スチュー」は「羊肉とキャベツ」と變り、フランス料理の人氣者「ボンム・フリット」(揚げ芋)は「棒狀の芋」といふ風になつた。

海水着取締令撤廢案

ハワイ縣會は一九三一年水泳着取締規則を制定し、十四歳以上の者が水泳着のままで街上に出ることを禁止し、違反者には五十弗以下の罰金を課することとなつてゐるが、この規則は一向に遵守されてゐないので今度「水泳着取締規則撤廢案」といふのが縣會に提出された。これは常夏の國ハワイでは普段暑苦しい着物を着てゐるよりも海水着を着てゐる方が多き易いので海水着で街頭に進出する者が多く、規則は出来ても市民は一向にこれを守らず、

海外異聞録

常夏のハワイではこんな規則は不自然だと遂に撤廃案が提唱されたものである。

八十年間夜と晝とを取違へて生活した男

英京ロンドンで八十年の長い間完全夜と晝を取違へて生活して来た老人が最近死亡した。この不思議な老人はジョージ・スマートと云ひ、子供の時一方の眼を悪くし、もう一方の眼も悪くなつたが僅かに闇の中でだけ物を見る事が出来ることを発見し、遂に晝間の生活を全然放棄して夜だけ生活することになつたのである。それで夕方朝飯を食べ、晝飯を夜中に採つた後床に入ることに決め、朝飯の後に散歩のため自家用自動車で夜の町を乗りまはしてゐた。

最近英國で農産物に關する展覽會が開催された時、當局者はこの夜と晝を取違へた人のために特に開場して老人の展覽に供したと云ふ程で、この老人金持の上に非常に頭が良く音楽の趣味もある多才の人物だつたが、惜しくも八十歳で死去した。

後向きに歩く男

最近ニューヨークで、人通りの多い

道の真中を肩越に注意を拂ひつゝ後向きになつて歩く不思議な男が出現し、人々の間に話題を提供してゐる。彼はジョン・ボリンジャーと云つて皿洗ひであつたが非常に氣の小さい男で未來に對して大きな恐怖を持つてゐた。この男が何かの間違ひのために主人に暇を出され、自分の大切な仕事を失ふに至つて未來に對する恐怖は一層深刻となり、それ以來普通の人の様に前を向いて歩いてゐたのでは未來に近づく恐れがあるといふので、遂に後ばかり見ながら歩く決心をしたのださうである。精神鑑定家達は、これは被害妄想狂の一種で、彼を元通りにするには何かもう一度大きな精神的打撃を與へるのが一番良いだらうと言つてゐる。

アメリカの珍流行「金魚喰ひ競争」

去る三月三日一人の奇抜なハーヴァード大學の學生が金魚を一尾生きたまま喰つて、十弗を貰つたといふ突飛なニュースが傳はるや、その後數日を出でずしてフランクリン・アドマイシヤル大學の學生が三尾を喰つて「我こそは」と名乗りを上げた。かくて期せずしてこの物凄く金魚喰ひ競争は全米各地の學生間を風靡し、十二の大學から

各選手が現れ出でてその記録を争ふに至つた。そして遂にはジョセフ・デリベラートなるクラーク大學の學生が實に驚くべき八十九尾を平げてその記録を破つた。各大學選手は總計四百四尾の生きた金魚を胃袋の中に入れた譯であるが、この中二人の女學生が、呆れるより他なく、ヤンキーにかゝつては金魚もたすからない話である。

犬の毒と人間の毒といづれが優るか

最近或る男が犬同士の喧嘩の仲裁に入り、相手の犬に噛みついて非常なセンセーションを起したことがあつたが、ニューヨークの齒科醫師會は今度の犬の毒と人間の毒といづれが優るか研究の結果、遂に人間の毒の方が優つてゐるといふ好都合な結論に達し各方面で話題となつてゐる。即ち若し人間が犬に噛みついたとしたならば、犬にとつては非常に致命的な結果を生むに至ると云ふのである。その理由は人間の口のの中には犬の毒より優つた悪性のバクテリアを含んでゐる、これが作用することによつて相手の體に非常な悪結果をもたらすと云ふのである。

刑政書壇

審査所感

刑政書壇の競争も今回で早やすでに五回目である。一回ごとに充實した作品が應募されて来るやうになつた。眞に愉快なことである。前回に比して今回は課題の方に優れた作品が多かつた。各級で一席、二席を争つた作品は其の力量相迫仲してゐてかなり審査がむづかしかつた。次に新規出品者で相當力量のある人もあつたが今回より新規出品者は全部五級に編入して成績に隨つて昇級するやうにした。例へば他の雑誌なり會などで上級の人であつても始めて出品すれば刑政書壇はまづ五級からといふわけだ。しかし力のある人は一回毎に昇級の道が開かれてあるから學書に志して居るものはどしく出品して戴きたい。

審査概評

一級 ▲曉山君、清勁、君の作に接する度に勁いといふ感じは何時でも受けるか

書道講座

高橋白鷗

その反面に温雅の風は味はへぬ。氣力に富み潤澤に乏しい作といへやう。▲東崖君、君の作はどれも古樸な味に一種の練味を以つてゐるやうだ。今度の作は老練であり乍ら實に眞面目なものである。▲如水君、前二者に比して劣らぬ腕を持つてゐる。用筆結體共に申分がない。▲二級 ▲覺君、すばらしい堂々たる出来ばえである。この時代によく生かした。▲下海君、秀麗な骨力も生かして、深々とした。▲安海君、落款如何にも落款の布置も實によくとれてゐる。▲三級 ▲素月君、古樸な味をとり、城君、極めたる山と正し。▲月君、あまの麗らかなる。▲少俗臭、あまの麗らかなる。▲少俗臭、あまの麗らかなる。▲少俗臭、あまの麗らかなる。

留意

一級 ▲東崖君、佳妙である。▲二級 ▲安海君、君の作として今度の二級に優つた。▲三級 ▲素月君、古樸な味をとり、城君、極めたる山と正し。▲月君、あまの麗らかなる。▲少俗臭、あまの麗らかなる。▲少俗臭、あまの麗らかなる。

書道講座

付あつてよろし。一層の筆力を養はれたい。▲峯月君、端正。

第五回競書成績發表表

▲清月君、謹嚴なる作以つて一席とす。

東古屋 澁谷 曉山 飯村 清月 飯村 清月 飯村 清月 飯村 清月

▲東崖君、磊落痛快の作。▲感齋君、努力の文字は、但し勅語を謹書するときは落款の陽字は、本文より小さく書くべきである。▲陽峯君、條幅として纏まつてゐるが、用筆は平板である。これに筆が紙に

朕惟方今人文日就月將東西相倚彼此相濟以共其福利朕爰期益脩國交悖友義典列國永賴其慶願俾日進大務共文明惠澤國運發展戰後日尚淺要庶政益更張宜上下一心忠實服業勤儉治產惟信惟義醇厚成俗去弊就實荒怠相誠自強不息抑我神聖祖宗遺訓與我光輝國史成跡炳如日星宜克恪守輪蹄碼之誠國運發揚祖宗威德爾臣民其克體朕旨

石原素月 笠井波城 高橋鴻山 宮下芳郎 井上貞次郎 林上貞次郎 中野喜代一 曉山青柳 小嶋山青柳

竹内雲正 加田繁星 瓦井流正 草深川星 江波川星 市川光雄 靜川光雄 湯野龍市 海保忠博 淺野福山 渡邊勝己 木村美洋 飯村正峯 小石正峯 本城芳客 水島政廉 鹿兒島

朝鮮忠北 朴淵東 岩意 澁谷 曉山 飯村 清月 飯村 清月 飯村 清月 飯村 清月

吉田光月 田中光月 望月湖堂 小峰堂 豐堂 笠井波城 石原素月 井上貞次郎 中野青雲 尾野青雲

沼津 伊藤常春 松山 松本緑水 千葉 安川 衛 神戸(選書) 高橋白川

高蹈以全其志 高蹈以全其志 高蹈以全其志 高蹈以全其志

高蹈以全其志 高蹈以全其志 高蹈以全其志 高蹈以全其志

永和九年 歲在之蘭 右將軍 子何必 易脫言 言以記 紳東名 教於俄

謹言行 正威儀 蓋此身 髮四大 頂戴供 善不吉 外菜蕩 人心 文政之一元

書道講座

每月 募集 刑政歌壇 當季雜誌 締切 毎月五日限 用紙ハガキ一葉三首

今月は選者多忙に付、選歌のみを不取敢發表することになった。御諒承を乞ふ。

一 燻れる竈の煙は裏山にひろごりにつつ夕暮さむし

二 仔を産みて驚き易くなりし犬を探し連れ来て飯やりにけり

三 すら枯れの葱の束ねははつはつに青芽つき立ち春雨降り

秀逸

すめらぎの鹵簿おごそかに入らせ給ふ九段の櫻いまさかりなり

たしなみも忘れて呼べば兄はしも軍規の中にほゝ笑み行きぬ

春雷の音遠ぞきし菜の花の丘にまたぎて虹立ちにけり

咲き初めし櫻仰ぎて囚人は頼に明るき笑ひ浮べぬ

浦上三浦子路

水戸植松紀代子

徳島靖蘭

小菅兼平義郎

岐阜河田花扇

浦和根本正生

横濱庄司久雄

つつがなく夜勤はたせしうらやすさふかぶかと晝を湯にひたり居り

佳作

傳説を秘めたるらしき大沼は白く光りてあけそめにけり

枯草の乾ける匂ひ晝づきて温まる水に田螺のうごく

青柳の下道急ぐ乙女等の靴の響に若さ躍るも

年度末の整理勤務にひたはげみ花は見ずして葉となりけり

櫻咲ける山路をくれば足袋裏に紅き花片のはりつきゐたる

参道の松の木の間におりおりは鳥語きこえて晝ひそかなり

浅はかに人の心をうたがひし良心いたみて夜半にめさむる

名も知れぬ小鳥が鳴いて空わけりまだ明やらぬ春の朝がた

みちのくも雀鳴く日のうららかさ麥畑は穂に萌えそめにけり

この人が殺人せしとは思はれず監房に本を讀みて静けし

戦地よりかへり來りしこの君の慇懃にして禮をかへさす (唐澤巳歳氏)

岐阜梶田草民

札幌來生忠次

山形村上翠水

名古屋蕨勝熊

咸興岡元舜水

小田原白河英龍

横濱井上蒼蕾

宮津慚愧生

八王子西崎弘秋

福島信夫ケ丘

北區今西狂山

青森一

刑政歌壇

雨止みし日のたそがれは僧堂の若葉の窓に光うごきけり
 亡き友の英靈拜む心もて空しく生ける我を詫びけり
 高粱に銃聲遠きかりまくら我が子いとしも夢にすがりし
 遅春の雨あふれたる庭の池の水に紅浮け緋鯉は動く
 ながながと銃後を護る白禪夜明の野邊を御社につづく
 人焼けてかまどにあらむ火葬場の煙突は晝の煙をはけり
 降る雨にネオン流るる夜の街を別るる友と黙しつつ行く
 物を買ふ術にもなれて此の頃は午後の市場の婦女にまじりぬ
 春の野に蓬をつむと云ふ子等の籠に土筆の頭ならぶも
 事務所の窓べの下の笹蔭に固き土あげ笥子出でむとす
 風薫る頃ともなれば偲ばるるかの故郷の藤棚の下
 梅ヶ枝に今日来て鳴ける鶯の聲しきりなり春のすぎゆく
 あでびとの姿にもにて咲きほこるぼたんのはは薫り高しき

山口	新	神	三	岡	浦	長	豊	高	松	福	神	京
鶴	潟	戸	重	山	和	野	多	松	江	島	戸	都
谷	市	浅	無	T	根	梨	摩	中	村	信	た	平
燻		野	恙		本	花	倉	西	上	夫	け	井
平	生	福	柳	H	生	生	持	三	夜	ケ	鶴	鶴
	夫	夫			花	生	寒	智	詩	丘	を	宗
	生	生			林	林	林	子	繪	繪		

花の句その他

花 蓑

心して散り浮く花や水の上 巴 潮
 池のほとりに櫻があつて風が渡ると繽紛
 として水の上に花が散つてゆく。その花の
 散つてゆく様子を見てみると花びらの一つ
 一つが用心をしてそつと水の上に落つるや
 うに見えるといふのです。櫻の下のベンチ
 に腰を下ろして作者はちつとその景色を眺
 め乍ら限りなき情趣に浸ることが出来たで
 せう。
 篝火の消えなんとして花の散る 徳翁
 夜も更け渡つて夜櫻も終りのころの情景
 です。篝火も今は餘燼を残して消えなんと
 してゐる。花にも心あつて名残りを惜むや
 うにはらくと散つてゐる。甕で闇の中に
 没し去らんとするその美しい夜櫻の光景に
 心残りが感じられます。
 吹きあがる幕の裾より花吹雪 北斗星
 花見の幕の裾を風が吹きあげて花吹雪が
 そこから噴き出して来たのです。豊太閤の
 醍醐の花見の繪を思ひ浮べました。
 掃き下るは後しざりをしつゝ掃きさがつ 十六浦

俳 壇

毎月 募集
刑政俳壇
 題當季隨意
 用紙官私製葉書

いふとあん選

連翹にまだ日のありて鍋洗ふ 名古屋 壽美
 山藤を戸毎にかざし祭來ぬ 同 同
 薫風の夕べ灯して夫讀める 同 同
 山吹や岩潜りゆく水青し 鉏路 船山船風
 通夜の座にあればたま〜時鳥 同 同
 花の客棹さすもあり渡し舟 同 同
 花びらにあふるゝ光金盞花 名古屋 いばら
 小牧山花菜ぐもりに遠めける 同 同
 春曉の渚に赤き貝光り 同 長崎妻子
 散る花に溪の流のいよゝ急 堺 同
 當麻寺や仁王の前の花吹雪 同 米田調月
 からみをる葛面白し遅櫻 同 同
 山腰にひらけし道や杉の花 同 中澤双葉
 やはらかき洲草の雨やとぶ燕 名古屋 同

俳 壇

て来ることです。すると花の幹にお臂がつかえたといふのです。はらくと背中の花が散りかゝつたことせう。狂言のやうなをかしみがあります。

河面へひきゝりなしの花吹雪 一 轉
強い風に煽られて花堤の花がひきゝりなしに河の面へ吹き散つてゆく。河の面には落花が帯のやうに蜿蜒として流れてゆくことせう。

水を出て水尾曳くほどに芦の角 紅春
初めは針程の芦の芽が水の上に出たかと思ふと、いつの間にか轟々と角ぐんで來てゐる。その芦の角が今は流れに堪えつゝ水尾を曳くほどになつてゐるのです。この句は水尾曳くほどにと敘したところに注意しなければなりません。芦の芽が漸く幽かな水尾を曳くほどになつたといふところが特種の種類があるのですがそればかりではありません。水の上に生ひ出た芦の芽の強い性情といつたやうなものを感じる事が出來ます。

顔に温める水の棹しづく 龍 城
舟人が舟を操つて棹さしてゆく。時たま棹のしづくが顔にかゝることがある。その零にさへ水の温んでゐることが感じられるといふのであつて心のどかに棹さしてゐる江上の春が思ひ浮べれます。

ふるさとの浪の音なり夜半の春 宗 弘
春の夜中に眼をさますと浪の音が聞える。それは旅の一夜の波の音とは違つてふるさとの日頃聞き馴れてゐる浪の音で、子守唄のやうに甘い響きが耳に快く傳はつて來るのでせう。しつくりとした情感があります。

山買へず温泉宿に年の豆かむも 方 緒
山を買ひに來ただけどもなかく話がまとまらず、温泉宿に泊つて年越をする事になつたのです。「豆かむも」に複雑な感情を押し包んでゐるやうな含蓄があります。

揚舟にかくれ馬刀掘る身ごしらへ 梅 香
馬刀は砂深くもぐつてゐてこれを掘るのにはなかく骨が折れるらしい。これからその馬刀を掘らうとしてゐるのですが揚舟にかくれて身ごしらへをしてゐるところを見るところは女の人でせう。

今年又新入學や子澤山 鬼 人
總領は中學三年、長女は女學校一年、二男は小學五年、次女は小學三年、今年は又三男が新入學です。子福者のさうした家庭が思はれます。

寒天の凍のゆるみの見ゆるかな 自然
氷のやうに無表情な寒天にも春のきざしがはつきりと見えるのです。然しそれは自然に對して深い親しみを持つもののみには許された天與の賜です。

俳 壇

古墳あり蒲公英の花咲いてあり
野の墓の一筋道やげんげ草
葉櫻の徑を出づれば月まろし
伐木の下につゝじのうもれ居り
世に疎くひとや勤めや遠蛙
行春や君にも會はず京を去る
灯ともれどしばし若葉の夕明り
大比叡の肌美しき五月晴
菜の花の挿してあるなり擔當臺
瀧壺に躍るが如し藤の影
五月晴一家こそつて寫眞とる
溪深く且散る櫻仁王門
奇巖あり奇樹あり峽の島うら
小波の寄せては消ゆる芦の角
石楠花や溪に残れる埋れ雪
馬酔咲き春日野雨にけぶりけり
汐干狩浮燈臺の近くまで
山門の仁王の前や八重櫻
鶯の松にとぶ見ゆ早雲寺
春淺し水田の中に立てる鶴
鶯の鳴きしが瀧の音の岩中
山吹や淵にうつれる岩襖

名古屋 野崎梅園
小田原 同 白河英龍
富山 竹 枝
千葉 菅谷沙汀
朝鮮 菊屋詩月人
滋賀 山田茂丸
山形 銀嶺生
水戸 岩間潮香
滋賀 深田五角
富山 清 月
小菅 池原九郎
大阪 今川湖舟
同 月 菟
大 今川湖舟
同 北 騎
同 西村幸吉
滋賀 横山白楊
鹿兒島 杉井廉川
名古屋 杉 ろし
廣島 岡田明々
朝鮮 平田亂雨
名古屋 今川湖舟

藤棚の下の茶店の庇かな
濱霞水鳥はなれくかな
城山も眉山もまろく霞みけり
箱庭の噴水高くあがりけり
苗代の水にうつりて二日月
蝶舞うて花の眞晝の閑かなる
蛙の驚動くともせず春の雨
芽柳のけぶれる雨にぬれてみん
岩手山雪の残りて夕焼くる
このあたり早や若鮎ののぼり來し
解氷の涪にメノコ貝を採る
塗蛙に蛙三つ四つ並びけり
傷兵の杖して立てる花吹雪
五重塔若葉の上となりけり
ゆく春の葉がくれに咲く董かな
餘所の子も花見につれて行きにけり
轉居してあたり静けし春の宵
はしかの子木の芽の風に熱をあげ
この夜空遠く彼方に月浮び
漏舗道おぼろにうつるネオンの灯
春雨や故郷の母に便り書く
除草夫の見上ぐる空を一機とぶ
朝霧のこめて船呼ぶ人の聲

廣島 小森蒼生子
徳島 靖 蘭
同 野口友干
浦和 根本正生
高松 いし ろ
小菅 三浦瞳帆
同 綾丘春園
同 葉 夢
同 宵 星
同 池原九郎
同 兼平陽村
同 綾岡葉夢
同 横田梅里
同 川津道暗
松江 川 加田繁正
名古屋 古 山
千賀 樋口柏葉
千葉 大谷八朔
東京 金子小雲雀
千葉 石川秀峰
名古屋 川本清十郎
岐阜 高木孤月
宮崎 眞 砂

敘任辭令

敘任辭令

十三年十二月二十八日
 看守長 鈴木長次郎 (前橋)
 正七
 三月十五日
 同 竹中貢 (高松)
 同 新宮康平 (橫濱)
 願免
 三月二十三日
 同 里誠一 (岐阜)
 典獄補 金田榮三郎 (廣島)
 典獄長
 四月一日
 保健技師 志村實五 (大阪)
 橫濱
 四月四日
 看守 猪子國夫 (德島)
 任看守長九級願免
 四月五日
 任典獄補七等七級
 願免
 四月八日
 三級願免 柴田雄治 (北區支)
 願免 藤田保一 (久留米少)
 四月十日
 同 安東荒喜 (橋通支)
 四級(小菅)

補橋通支所長
 川越少
 松山
 任看守長九級
 (福井支)
 同 十級(高松)
 府中
 久留米少
 熊本
 任看守長四七
 (和歌山支)
 水戸
 甲府
 北海少
 府中
 新潟

四月十一日
 願免
 任保健技師七級(大阪)
 同 十級(八王寺少)
 長崎
 高松
 兼網走
 北區支
 四月十三日
 看守長 野原達二 (川越少)
 同 佐々木憲夫 (松山)
 同 山崎盛登 (福井支)
 看守 森忠夫 (豐多摩)
 同 大下憲一 (東拘)
 看守長 小久保義晴 (岡山)
 同 碓孫市 (熊本)
 同 佐竹貞恭 (和歌山支)
 看守 石井晴行 (松山)
 看守長 湯淺芳治 (北海少)
 同 市山鴻章 (水戸)
 同 泉久造 (甲府)
 同 美谷島正男 (新潟)
 同 浦口市之進 (名古屋)

保健技師 大垣平治 (岐阜)
 囑託 丸野秀雄 (豐多摩)
 保健技師 有田功 (滋賀)
 保健技師 多田隈滿 (高松)
 同 津島衛 (八王寺少)
 同 笹部三郎 (北海少)
 看守長 生田重德 (和歌山支)

滿洲國

和歌山支
 勳五 看守長 元木久吉 (高松)
 勳七 典獄長 大場正雄 (長野)
 勳八 看守長 白木清吉 (岐阜)
 任保健技師十級(福岡)
 四月二十四日
 樺太兼函館
 任看守長九級(函館)
 高松
 四月二十八日
 免山口兼務
 同 簡井正盛 (廣島兼山口)

保健技師 久木田健治 (鹿兒島)
 看守長 渡邊直 (函館)
 看守長 山本實 (東拘)
 看守長 越智清 (川越少)

陸彼薦任三等
 同 六年一月十九日
 行刑司第二科長 瀧澤勝司
 兼行刑司第一科長
 同 六年一月一日
 奉天第一監獄奉天分監副長 仲川新作
 奉天第一監獄奉天分監辦事 藤見辰之助
 同 奉天第一監獄奉天分監辦事 看守長 藤見辰之助
 同 奉天第一監獄奉天分監辦事 看守長 杉森松次郎
 同 奉天第一監獄奉天分監辦事 看守長 徐漢平
 同 奉天第一監獄奉天分監辦事 看守長 孫立武
 同 奉天第一監獄奉天分監辦事 看守長 孫競存
 同 奉天第一監獄奉天分監辦事 看守長 王巨波
 同 奉天第一監獄奉天分監辦事 看守長 趙達三
 奉天第一監獄奉天分監辦事 保健技師 張賢

康徳五年十二月二十五日

兼充奉天第一監獄長
 同 九月三十日
 奉天第二監獄長 泉顯彰

辭官照准

同 五年十二月二十六日
 同 六年一月七日

典獄 馮恩 瀾
 典獄 佐藤原英藏
 看守長 高橋藤太郎
 同 張進文
 依據文官令第一百條第六款應即休職

敘任辭令

給三級俸
 同 十一月十七日

◇◇◇ 行刑統計 ◇◇◇

昭和十四年三月中入出監並月末在監人員

(△、減)

Prison Population during the Month of March 1939

受刑者 刑疑者 刑事被告人 勞役場留置者 乳兒	越員	入監	出監	現員	前月末日		前年同月 末日現在	增減	
					前月現在	減		前月比較	前年比較
45,534	4,024	4,365	45,193	45,535	48,892	△	342	△	3,699
236	1,503	1,520	219	236	199	△	17	△	20
3,295	2,928	2,737	3,486	3,294	3,817	△	192	△	331
249	431	370	310	249	492	△	61	△	182
4	3	2	5	4	6	△	1	△	1
48,601	8,680	8,802	48,479	48,601	52,594	△	122	△	4,115
717	209	192	734	717	812	△	17	△	78
49,318	8,889	8,994	49,213	49,318	53,406	△	105	△	4,193
總計	受刑者現員中ニ朝鮮人	男女	2,096	3人ヲ含ム					

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スルバ次ノ如シ

國名	性別	受刑者	被疑者	刑被告人	勞役場留置者	計	國名	性別	受刑者	被疑者	刑被告人	勞役場留置者	計
中華民國	男	40	—	3	—	43	露西亞	男	2	—	—	—	2
滿洲	男	—	—	2	—	2	計	男	42	—	5	—	47
朝鮮	男	—	—	—	—	—	總計	男	44	—	5	—	49
英	男	1	—	—	—	1							

訓令通牒

(刑政第五三號 第六卷)

司法部 行內第五二一號
昭十四年四月十五日

司法部 行甲第二六三號
昭十四年四月十一日

◇薪炭瓦斯發生爐設置方ノ件

事變ノ推移ニ伴ヒ益燃料節約ノ緊要ナルニ鑑ミ揮發油ノ消費規正ハ更ニ徹底化セラルルモノト思料セラレ候ニ付テハ之ニ對處スル爲貨物自動車及護送用大型自動車ハ勿論普通乗用車ニ付テモ努メテ薪炭瓦斯發生爐ヲ設置シ揮發油消費節約ノ方途ヲ講シ以テ國策遂行ニ尙一層協力セラルル様格段ノ御留意相成度候

追テ瓦斯發生爐設置ニ要スル諸經費ハ不取敢配賦豫算ヲ以テ處辨シ取付完了ノ上ハ自動車ノ種類臺數瓦斯發生爐ノ型式及種類設置費等詳細報告相成度尙改造ノ分ニ付テハ主要機械カードヲモ訂正シ併セテ提出相成度候

訓令通牒

◇出所當日復所セル刑執行停止者ノ作業賞與金給與等取扱方ノ件

三月十七日發第二〇二〇號ノ二ヲ以テ問合相成候標記ノ件從前ノ例(明治四十四年五月司法部經理課長回答監丙四第七七號)ニ依リ取扱相成度候

司法部 行甲第二六五號
昭十四年四月十三日

◇就業費歳出豫算運用現況調書ニ關スル件

近時作業經營ニ關シテハ物資調辦ノ困難軍需品發註量ノ減少等異例的ノ難局ニ遭遇スルコト、豫想セラレ候ニ就テハ作業經營上愈々各所協力ノ要有之從而豫算運用ニ就キテモ亦全般的統制協調ヲ計リ以テ時局ニ即應スル對策ヲ講シ度候ニ付別紙書式ニ

家族移轉料 規定額ノ通
二、其ノ他ノ職員

赴任手當 規定額ノ二分ノ一
移轉料 規定額ノ二分ノ一但シ新ニ採用セラレタル
看守、雇員及傭人ニ對シテハ支給セス

家族移轉料 家族移轉料中赴任手當三分ノ二ニ該當スル
金額ハ之ヲ其ノ二分ノ一但シ十二歳未滿ノ
家族ニ付テハ更ニ其ノ半額

三、家族移轉料ニ付テハ家族ノ數カ五人ヲ超過スルモノハ其
ノ超過人員ニ對シテハ之ヲ支給セザルコト

司法省 行刑局 行甲第二七一號ノ二
昭和十四年四月十八日

◇家族移轉料支給ニ關スル件

本月十八日行甲第二七一號ヲ以テ移轉料等支給ニ關スル件司法
次官ヨリ依命通牒有之候處携帶家族ノ數三人ヲ超過スルトキハ
其ノ超過スル者ニ付支給スル家族移轉料ハ前記司法次官依命通

牒ニ定ムル家族移轉料ノ半額ヲ支給スベキモノニ付取扱上遺算
ナキ様御留意相成度候

京都帝國大學 商法研究會

商事法判例研究

(2)

(2) 昭和十二年度 發賣

菊判總布裝
總頁五〇三
定價四・三〇
送料二二

法學博士 賀陽良
監一輯

鳥賀 大野 橋保 藤歲 岡嘉 野川 田野 中富 中田 濱田 本波 松本 三松 村松 森八 吉田
賀陽 大野 橋保 藤歲 岡嘉 野川 田野 中富 中田 濱田 本波 松本 三松 村松 森八 吉田
良然 一健 木光 二胤 國壽 諄 義一 利三 正 港 橋 木 正 諒
長 郎 常 雄 雄 臣 吉 彦 丸 正 光 男 明 郎 夫 廣 弘 吉

執筆者(五十音順)

本書發刊の目的及内容の整備に付ては昨年發刊のものと同
様であつて、京大商法研究會の同人二十一氏の共同勞作で
ある。即ち昭和十二年度に於ける大審院・下級審・外地法
院等の重要な商事判例八十四件を取扱ひ、之が總展望をな
すと共に、從來の判例並に諸家の判例批評一般をも綜合的
に研究せる「年次總決算書」ともいふべく、學徒・法曹・
實務家並に一般學生にとつて正に座右必備の書である。

商事法判例研究

(1) 昭和十一年度

定價 三・五〇
送料 三三〇

町保神・田神・京東

有斐閣

番〇七三京東替振

法學協會雜誌

第五十七卷 第五號
五月一日發行

有斐閣

論說

國際私法に於ける不法行為……………東京帝國大學教授 江川英文
支那に於ける刑罰體系の變遷(三・完)……………法學博士 仁井田 陞
——特に自由刑の發達——
國籍法雜題……………東京帝國大學教授 宮澤俊義
資料
ドイツの『信用擔保法』……………法學士 長谷部茂吉
新刊紹介
アイヒレル『所有權論』……………東京帝國大學教授 我妻 榮

正義

論說

時局と辯護士……………島田武夫
鈴木於用氏の『民法第三百九十
七條論』を讀みて卑見を述ぶ……………土屋 潔
權利の實行と詐欺罪の成立に關する判例の研究……………宮本正美
時評
人事調停法成る——司法大臣の懸賞論文募集——英傑出で
よ——國民精神總動員——軍需景氣——凡非凡——宗教團
體法案——チエツコ併合——英佛、フランコ政權承認
○戰塵錄
中支の思ひ出(二)……………橋本武人
○資料

新刊短評

學界消息
ドイツに於ける民商法關係の立法……東京帝國大學教授 山田 晟
法理研究會記事『經濟の變遷と商法』
判例研究
民事訴訟法判例批評(二〇一)……………東京帝國大學名譽教授 加藤正治
行政法判例研究(一三)……………東京帝國大學名譽教授 美濃部達吉
刑事判例研究錄(五)……………刑事判例研究會
民事法判例研究錄(昭和十三年度・一二)……………民事法判例研究會

帝國辯護士會誌 東京市麹町區霞ヶ關二ノ一
昭和十四年四月號
定價 金五拾錢
郵 稅 一錢五厘
對馬藩の祿制……………阿比留兼吉
續法曹瑣談(二六)……………山崎 佐
○判例研究
人事法例研究(十)……………福山 昇
○記事
第一東京辯護士會定時總會記事
○文苑
○判例要旨
○雜報
○會報
○新法令
第七十四回帝國議會通過諸法律

法曹會雜誌

昭和十四年五月一日發行
第十七卷 第五號
定價 金五拾錢

司法省構内
法曹會
振替口座 東京一五六七〇

○破産宣告が未解決の實體私法……………神戸商大教授 齋藤常三郎
關係に及ぼす效果(其の一)
○書證の證據調……………東京控訴院判事 西村一成
○豫審廢すべからず(二・完)……………東京控訴院部長 垂水克己
○株主總會決議無効の訴(五・完)……………函館地方裁判所 野間 繁
○名判官物語(四十七)
○吉田松陰渡米未遂事件(續)……………前司法大臣 小山松吉

○司法部と勅選議員……………大審院判事 尾佐竹 猛
○支那の排日教育に就て(下)……………東京控訴院判事 篠原治朗
○司法大臣「肇國の精神と法律」
懸賞論文「肇國の精神と法律」……………(三等二席入賞)(一一)……………布施彌助
○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○大審院判例要旨
○新法令 ○雜報

法學論叢

論說・資料

轉換期と家族國家……………牧 健二
天佑と我憲政の成立……………池田 榮
——東洋的な史眼より見て——
獨逸海商法に於ける諸問題……………大橋光雄
——獨逸新海商法比較論——
フリードリッヒ大王と刑法(二・完)……………佐伯千仞
近世裁判に於ける「引合」及訴訟當事者(二・完)……………小早川欣吾
批評と紹介

昭和十四年五月五月號
第四十卷 第五號
壹冊金五十錢 郵稅二錢
半年分郵稅共金六圓
一年分郵稅共金十二圓
發行所 京都帝國大學法學會
發賣所 東京 有斐閣

フオーゲルス『獨逸破産法の改正』……………齋藤常三郎
原田綱『法治國家論』……………大西芳雄
判例研究
〔民事法〕
刑の執行猶豫と廢除原因……………近藤英吉
連帶債務者の一人に對する裁判上の請
求と他の債務者に對する債權の時効……………田島 順
株式會社設立無効の訴に對する發起人參加
の性質——清算中の株式會社と其の代表者……………中田淳一

